



人と自然と文化が息づく 美しい村

第 5 次 原 村 総 合 計 画

平成 28 年度～平成 37 年度



the most beautiful
villages in japan

原村
長野県

長野県原村

「人と自然と文化が息づく 美しい村」

第5次原村総合計画

平成28年度～平成37年度

長野県原村



はじめに



この度、平成 28 年度を初年度とする第 5 次原村総合計画を策定しました。

わが国では、国全体が人口急減、少子化・高齢化という深刻な課題に直面しています。

この課題に対し、「まち・ひと・しごと創生法」を制定、国や地方自治体が「総合戦略」を実行しています。

本村では、子どもを育てやすい環境を整え、魅力ある自然、文化を強みとし、多くの移住者を迎え、人口を維持してきました。しかしながら、多くの自治体と同様、今後は人口が減少し高齢化が益々進行すると予想されます。

これからの少子化・高齢化社会の中で、村の良さを受け継いでいくため、皆さまのご協力を頂きながら住んで良かったと思える村、そして活力ある村づくりに邁進していく所存です。

さらに村の美しい環境や先人達から受け継いだ歴史・文化を守り、村づくりに生かすため、平成 27 年 10 月「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。

これらを契機として住民の皆さまと共に「人と自然と文化が息づく 美しい村」を将来像に掲げ、この原村で、皆さまが生きいきと暮らせる村づくりを進めます。

おわりに、この計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を頂きました住民の皆さまや各種団体をはじめ、慎重なご審議を賜りました原村総合計画審議会、原村議会の皆さま、並びに関係の方々に心から御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

原村長 五味 武雄

目次

第1部 序論 1

第1章 計画策定の意義 2

第2章 計画の性格と役割 3

1. 計画の構成と期間 3
2. 原村の概況 4
3. 住民アンケートから 11
4. ワークショップから 14

第2部 基本構想 18

第1章 原村の将来像 19

第2章 基本理念 20

1. 人・環境にやさしいむら 21
2. 皆が元気に安心して暮らせるむら ～しごと・子育て・教育環境の充実～ 21
3. 産業の連携による活力あるむら 22
4. 住民が活躍できるむら 22

第3章 村づくりの目標 23

1. 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり 24
2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり 25
3. 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり 26
4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり 27
5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり 28

第4章 将来人口の目標 29

第5章 土地利用の構想 30

第3部 前期基本計画 32

| | |
|--------------------|----|
| 基本計画の施策の体系 | 33 |
| 前期基本計画の構成・見方 | 35 |

第1節 人と自然を大切にしたい美しく住みよい 村づくり 38

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出 | 39 |
| 第2項 持続可能な「循環型社会」の創出 | 45 |
| 第3項 地球温暖化防止対策 | 49 |
| 第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備 | 51 |
| 第5項 自然と調和した居住環境の整備 | 55 |
| 第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備 | 59 |
| 第7項 安心して暮らせる村づくり | 63 |

第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり 70

| | |
|------------------------------|----|
| 第1項 生涯学習の体系化と機会の充実 | 71 |
| 第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進 | 79 |
| 第3項 芸術文化活動と地域文化の振興 | 84 |
| 第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進 | 89 |
| 第5項 交流による地域づくり | 93 |
| 第6項 男女共同参画の社会づくり | 95 |
| 第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり | 97 |

第3節 健康としあわせを誇れる 健康・福祉・子育ての村づくり 100

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1項 地域で支え合い健やかに生きる | 101 |
| 第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進 | 103 |
| 第3項 障がい者の自立と社会参加の促進 | 106 |
| 第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり | 110 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり | 116 |
| 第1項 原村の特色を生かした農林業振興 | 117 |
| 第2項 観光を中心にした、各産業間の連携 | 126 |
| 第3項 「原村ブランド」を活かした観光振興 | 130 |
| 第4項 広域連携による観光振興 | 132 |
| 第5項 工業振興と企業誘致 | 135 |
| 第6項 商業・サービス業の振興 | 137 |
| 第7項 雇用・勤労者対策の推進 | 139 |

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり | 142 |
| 第1項 公民協働の村づくりの推進 | 143 |
| 第2項 開かれた村政の推進 | 145 |
| 第3項 広域行政の推進 | 149 |
| 第4項 効率的な行政運営 | 151 |
| 第5項 健全な財政運営 | 154 |

第4部 資料編

158

| | |
|--------------------|-----|
| 1. 策定の経過 | 159 |
| 2. 原村総合計画審議会 | 160 |
| 3. 用語説明 | 163 |

第1部

序論

第1章 計画策定の意義

第2章 計画の性格と役割

第1章 計画策定の意義

本村では、平成17年度に「人も地域も輝く緑豊かな原村」を将来像とした第4次原村総合計画を策定し、様々な施策に取り組んできましたが、平成27年度で計画期間が満了となります。

この間、本格的な地方分権時代を迎え、人口の減少、少子高齢化や核家族化^{※1}の進行等による家族や地域における関係の変化、景観や環境保全及び防災意識の高まりなど、行政に求められる住民ニーズが多様化する一方で、国・地方自治体ともに深刻な財政危機に直面しており、依然として厳しい状況が続いています。

今後も、これまで以上に地域間競争が激化する中、誇りと自信を持ちながら自立した村づくりを進めていくためには、先人が守り、育ててきた自然や歴史・文化等の「魅力」、地域住民の力を結集し活かした「地域力」、行政組織及び職員が連携した確かな「行政力」、それらを活かした新たな村づくりプランが必要となっています。

国においては、急激な人口減少、少子高齢化時代を迎え、将来にわたって活力ある日本の社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生法^{※2}」が平成26年11月に施行され、本村は平成27年度に「原村地域創生総合戦略^{※3}」を策定しました。

「原村地域創生総合戦略」策定に当たり、住民の意見を聴くための「アンケート調査」、「住民ワークショップ」、各部署の施策や調整のための「庁内会議」、外部機関・組織からの広い意見を聞く「原村地域創生検討委員会」を開催しました。

「第5次原村総合計画」は、基本的には総合戦略の政策・施策を反映し、これらの様々な意見や行政評価の結果を活かしています。

また、住民と行政が協働し、これまでの取組を振り返りながら、これからの原村のあるべき姿（将来像）を掲げ、その実現に向けた総合的な指針・戦略として、第5次原村総合計画を策定しました。

【用語の説明】

※1 核家族化…親と子どもの2世代による家族構成の家庭。

※2 まち・ひと・しごと創生法…少子高齢化の進展への対応、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、地方で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、総合的かつ計画的に取組むための法律。

※3 原村地域創生総合戦略…「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づいて、人口や雇用、経済対策等に取組むための戦略策定が努力義務として位置づけられたもの。原村独自の政策及び施策を盛り込んで作成した5か年計画。

第2章 計画の性格と役割

1. 計画の構成と期間

(1) 基本構想

村づくりの方向と目標を定めるとともに、その達成のための基本的な考え方を示したもので、目標年次を平成37年度とします。

(2) 基本計画

基本構想に定めた目標を達成するための施策の方向性について、分野ごとに定めた計画です。

基本計画は、前期5年間と後期5年間に分け、前期基本計画は、平成32年度を最終年度、後期基本計画は、平成37年度を最終年度とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を具体化し、予算編成の指針とするものです。計画の期間は、3年間をめどとし、毎年見直しを行いながら事業を推進します。

(4) 計画の管理と実行

基本計画に掲げた政策及び施策については、PDCAサイクル*を通じて、取組状況及びその効果を評価、検証するとともに、必要に応じて見直して着実に実を結ぶよう計画を管理していきます。

その際、外部識者を交えた行政評価委員会など、計画の進捗状況を確認する審議組織を通じて取り組み、将来像の実現をめざします。

【用語の説明】

*PDCAサイクル…Plan-Do-Check-Actionサイクルの略で、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返しながら改善していくこと。

【総合計画のしくみ】



2. 原村の概況

(1) 地 勢

本村は、長野県の諏訪盆地の南東に位置し、八ヶ岳連峰西麓のなだらかな高原に東西に細長く広がっています。村土の4割強が森林、3割が農用地という自然豊かな村です。東には八ヶ岳連峰を間近に、北に蓼科山、北西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプス連峰、南には南アルプスを望むすばらしい景観にも恵まれた、みどりと光あふれる高原の村です。



(2) 歴史的背景

本村は、阿久遺跡、臥竜遺跡等に代表されるように、縄文時代からの古い歴史をもった村です。鎌倉時代から戦国時代までの長い間、諏訪氏の領地でした。その後、一時武田信玄の領有となり、江戸時代には再び諏訪氏の治世へと戻りました。

当時、本村及び周辺地域は原山と呼ばれ、諏訪明神の御狩場として、未開発の地でした。その後、新田開発が始まり慶長15年（1610年）には、原山新田が誕生しました。

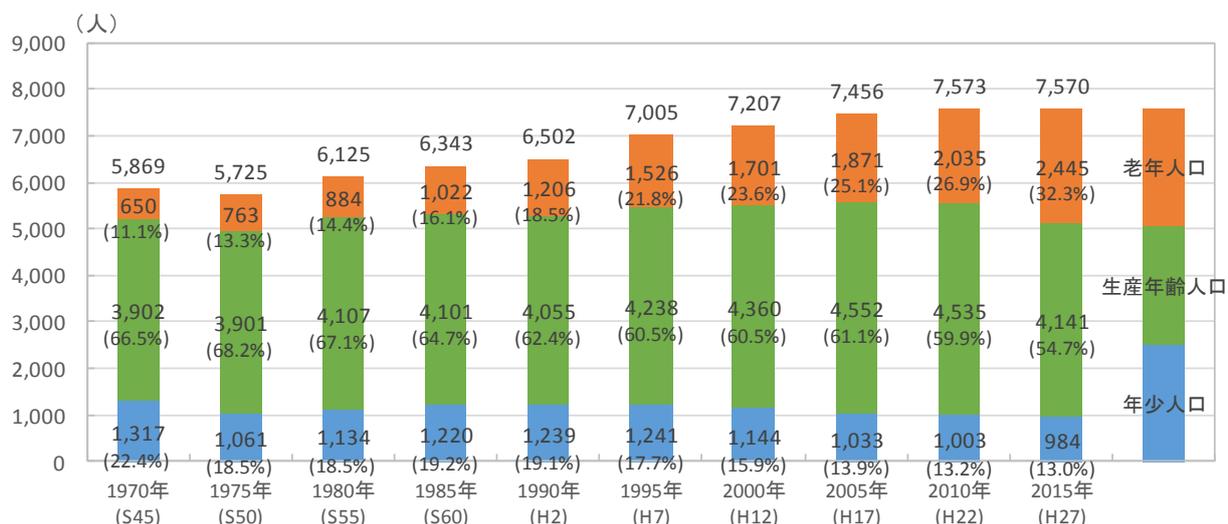
先人達は水の乏しい寒冷の地で繰越せぎなどにより用水を確保し、大変な苦労をしながら荒野の開墾を進め、次々と新田を開発していきました。そして明治8年（1875年）には、8つの新田村が合併し原村が誕生しました。

その後は何度か合併議論がありましたが、本村は、合併をせず自立の道を選択し、現在に至っています。

(3) 人口

本村の人口は、昭和50年には5,725人まで減少しましたが、その後徐々に人口を増やし平成27年7,570人（国勢調査速報値）となっています。

年齢別構成では平成27年で老年人口が32.3%、年少人口が13.0%となり、本村も少子高齢の人口構成です。

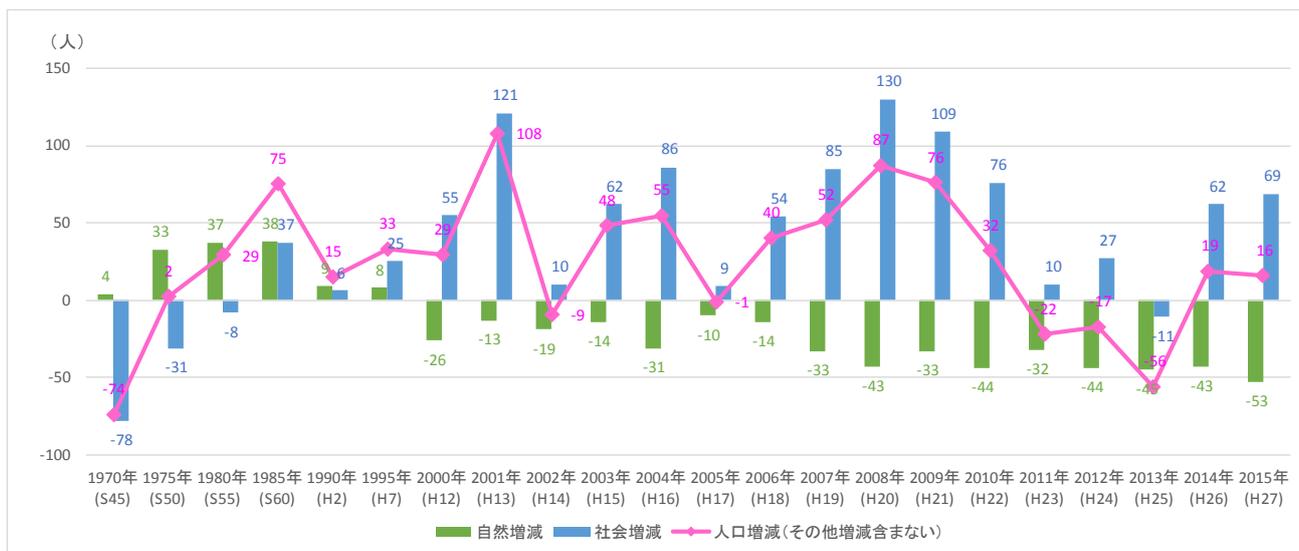


資料：国勢調査

※2010年(H22)までは国勢調査、2015年(H27)の総人口は国勢調査速報値、2015年(H27)の人口構成は毎月人口異動調査の年齢構成比を乗じた推計値

人口動態の推移をみると、人口が増加していた平成7～22年頃にかけては、転入者が多く大きな要因でした。しかし自然動態をみると、平成8年以降減少傾向が続いています。

社会動態の増加が鈍化の傾向にあり人口が減少に転じることが予想され、今後の課題となっています。



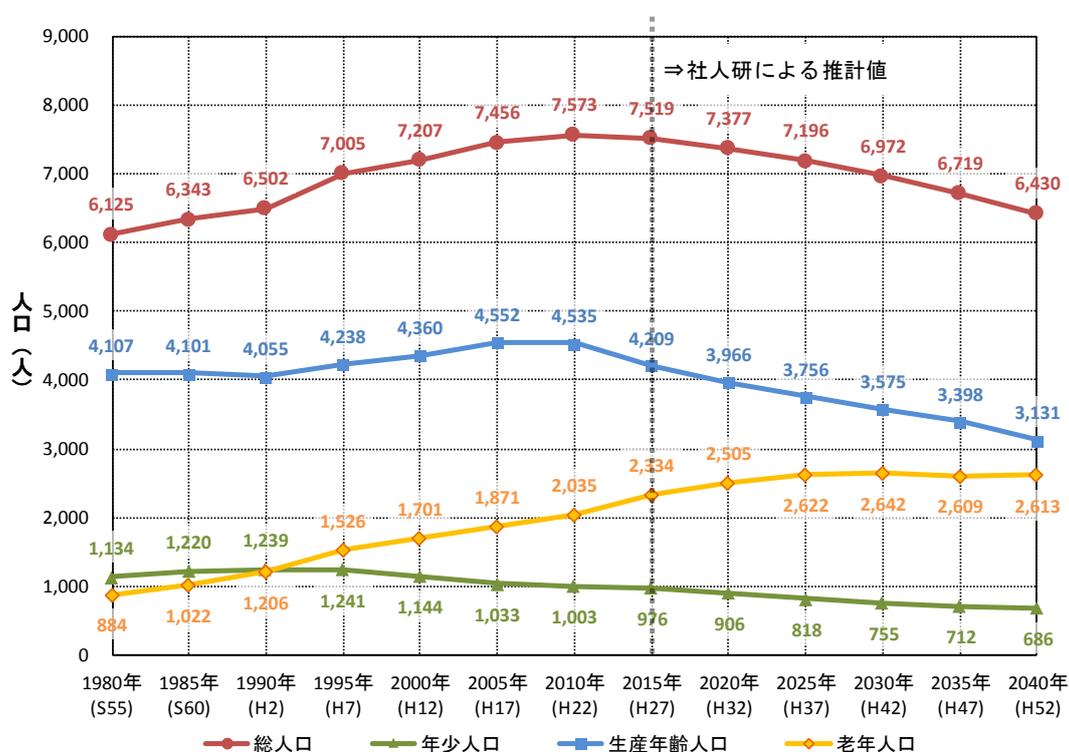
資料：毎月人口異動調査

(4) 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計*

社人研による人口推計から本村の人口を見ると、平成22年をピークとして、今後は減少していくと見込まれています。

年齢構成では、今後も老年人口(65歳以上人口)は増加すると予想されますが、生産年齢人口(15歳～64歳人口)及び年少人口(14歳以下人口)が減少すると予想されています。

今後何も対策を講じなければ、人口減少及び若者の減少が本村に深刻な影響があると予想されます。このため、現在取り組んでいる政策や各種施策を見直すとともに、新たな施策を講じながら、人口減少を抑え、若者の移住・定住を推進することが急務となっています。



【用語の説明】

※国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計

…将来の人口を都道府県別・市区町村別に求めることを目的とし、平成 22(2010)年の国勢調査を基に、平成 52(2040)年 10 月 1 日までの 30 年間(5 年ごと)について推計したものの。

(5) 地域経済と産業

農業は本村の基幹産業であり、生産の場となる農地は、周囲の山々と調和した村の景観形成、治山・治水に機能しています。しかし近年は、収益の減少、農家の高齢化、後継者不足等の課題を抱え、厳しい状況に置かれています。

村の気候を活かした特産物の栽培、加工、ブランド*化など、農業を取り巻く環境の改善が求められています。

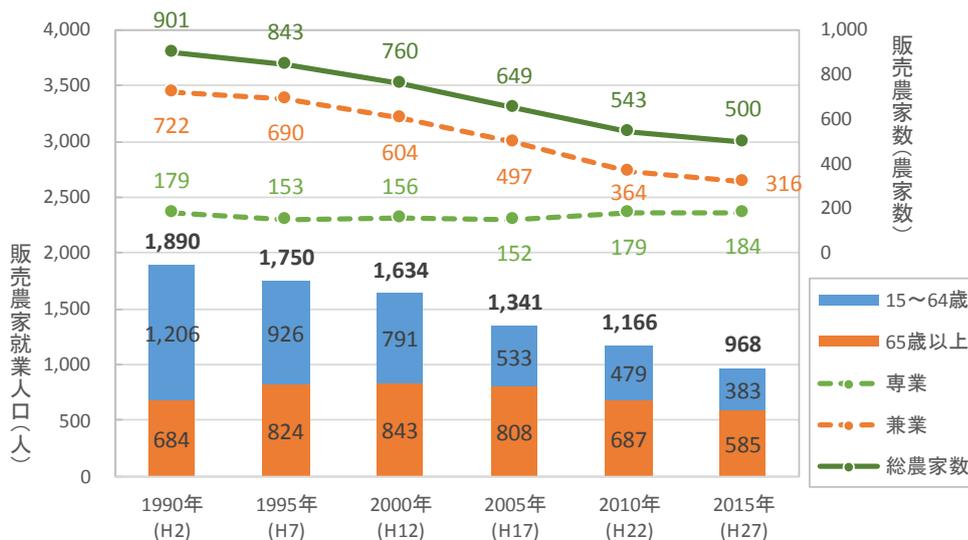
観光は、「ハヶ岳山麓」の豊かな自然環境、美しい星空と首都圏から近い立地条件から多くの観光客が来訪しています。また、村内には別荘地やペンションも多く、滞在して楽しめる環境があります。

こうした観光資源を今後も活用するとともに、観光ニーズや旅行形態の変化に柔軟に対応し、さらに農業等他産業と連携した取組が必要です。

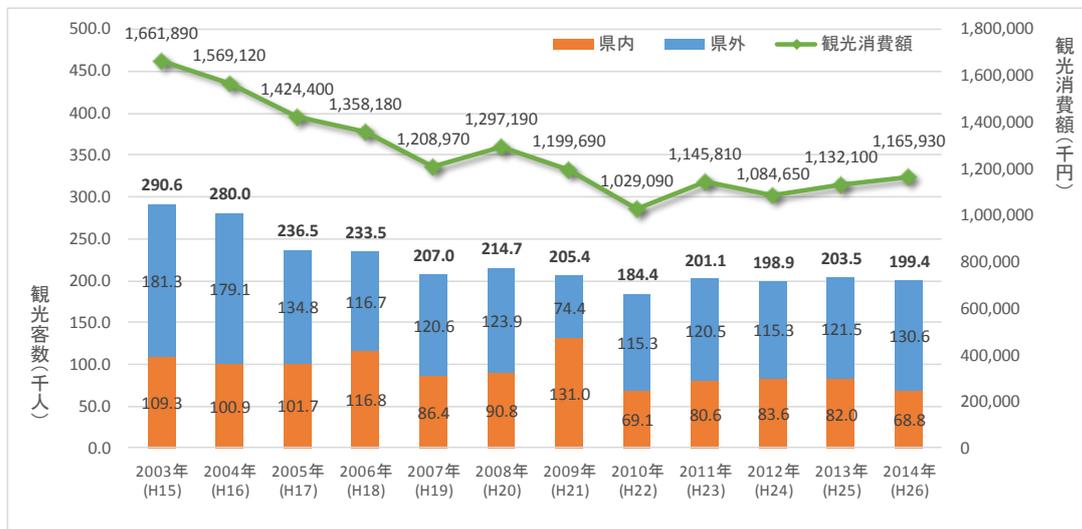
工業は、中小企業を中心に約20軒程度の事業所がありますが、今後も村内の雇用の場として維持していくことが必要です。

商業では村内に大型店舗などはありませんが、日常生活を支える身近な商店の維持は、生活環境の観点からも重要な課題です。

【用語の説明】※ブランド…消費者やユーザーなどから一定の評価を得ている商標や名称。その商標や名称などにより、安心感や価格、サービスへの信頼感、または高品質感を与えることができること。



資料：農林業センサ調査 ※2015 (H27) は速報値



資料：觀光地利用者統計調査

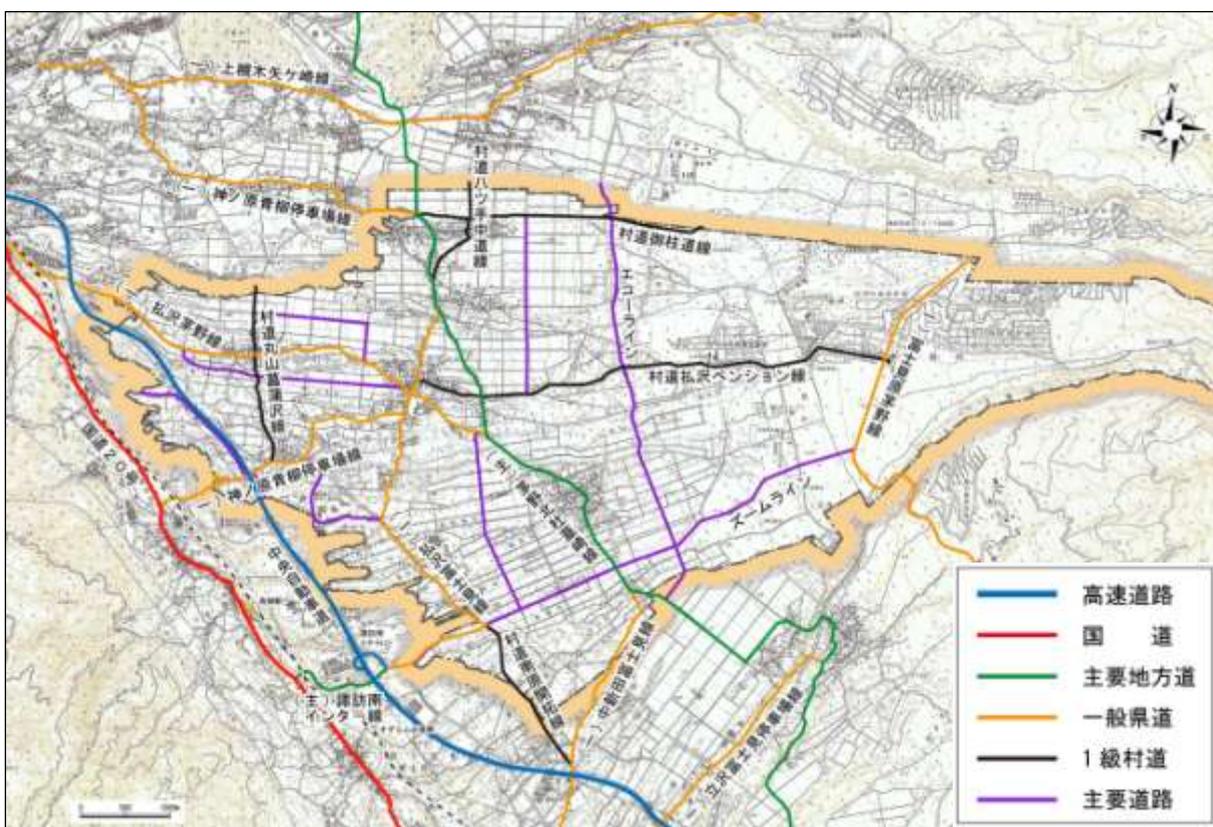
(6) 交通状況

公共交通機関は、村内に鉄道の駅が無いことから、最寄りの利用駅はJR中央本線「茅野駅」「富士見駅」などになります。

さらに村内及び近隣市町を結ぶセロリン号等の路線バス、中央自動車道を利用する高速バスのバス停があります。

広域道路網としては、中央自動車道諏訪南インターチェンジが富士見町と原村の境にあり、東京都心まで約2時間半、名古屋まで約3時間の距離となります。

また、基幹となる道路ネットワークとしては、国道20号に平行して走る主要地方道茅野北杜葦崎線、一般県道5路線及び村道のエコライン、ズームラインなどがあります。



(7) 土地利用

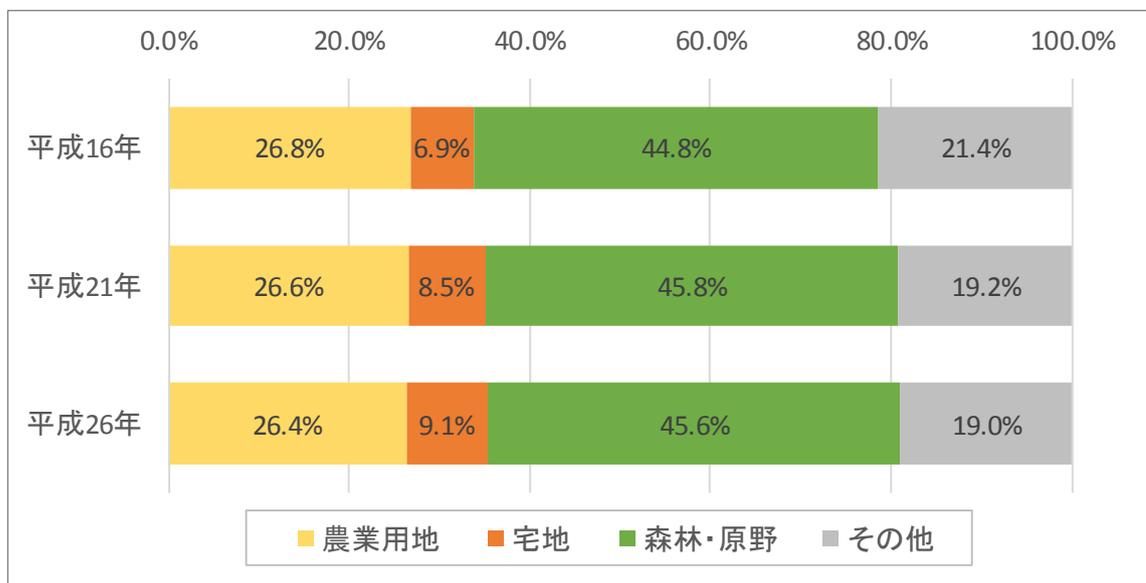
本村は、八ヶ岳西山麓の緩傾斜地に東西に細長く形成されています。

村東側の大半は自然豊かな森林地域で、別荘地やペンションが立地し、西側地域は農地が広がり、集落地が分布しています。

村の面積は、43.26km²で農用地が26.4%、山林・原野が45.6%で約半分を占め、宅地は約9%で村全体面積の1割程度となっています。

本村では、昭和57年に「原村自然環境保全条例」を策定し、八ヶ岳山麓の環境保全や景観保全に努めるとともに、土地利用を3つのゾーンに区分し、土地利用の実態に適合した村づくりの施策を進めてきました。

【土地利用の状況】



資料：国土利用計画第3次原村計画

3. 住民アンケートから

村の日常生活や環境、将来の村づくりについて住民の皆さんの意識や考えを把握するため、アンケート調査にご協力頂きました。

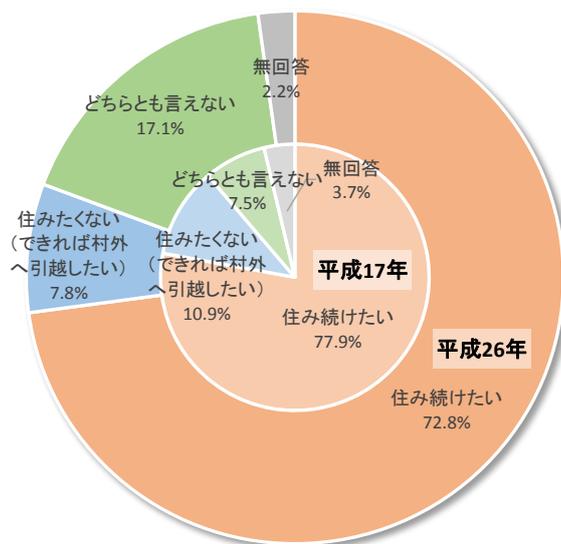
| | |
|-------|-----------------------|
| 対象者 | 村に在住する満18歳以上の男女2,000人 |
| 調査期間 | 平成26年10月1日から10月20日 |
| 有効回収数 | 718人 |
| 回収率 | 35.9% |

(1) 原村の暮らしやすさ

本村における定住意向については、「住み続けたい」が72.8%と定住意向は高い結果でした。

同設問で10年前と比較すると「住み続けたい」が5.1%下がりました。

これに対し「どちらとも言えない」が9.6%増えており、住み続けたい意向が多いなかで、改善すべき課題も生じています。



※平成26年調査回答数：718、平成17年調査回答数：910

(2) 住み続けたい／移りたい理由

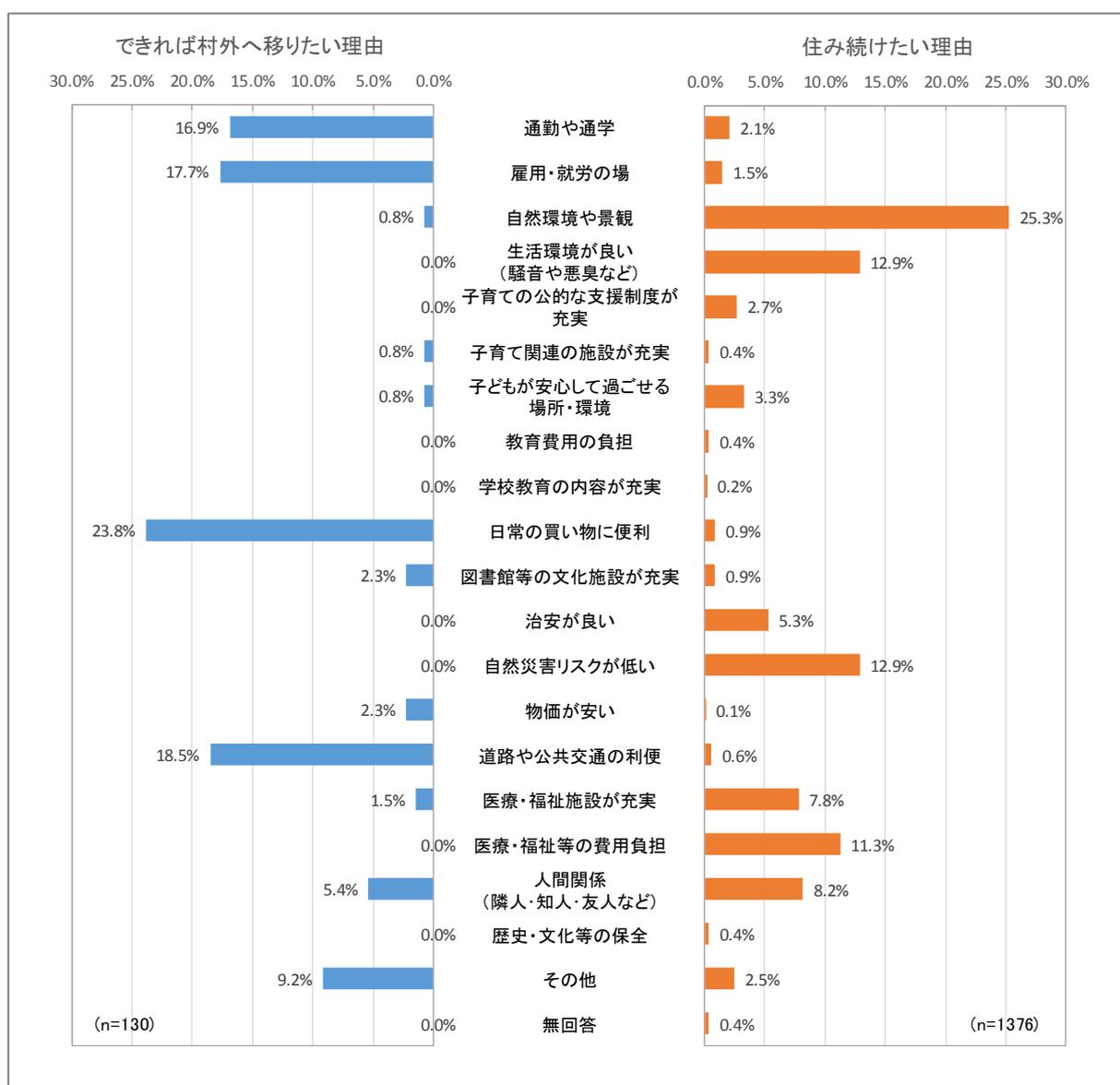
住み続けたい理由では、「自然環境や景観が良い」「自然災害リスク※が低い」「生活環境が良い」「医療・福祉等の費用負担が少ない」などが多くっており、本村の自然環境や医療、福祉施策の充実が評価されました。

一方、村外へ移りたい理由では、「日常生活の買い物が不便」「道路や公共交通が不便」「雇用・就労の場がない」「通勤や通学が不便」が目立ちました。

買い物や通勤・通学に不便なこと、移動に要する道路事情や公共交通手段について改善が求められています。

【用語の説明】

※リスク…危険、損害。



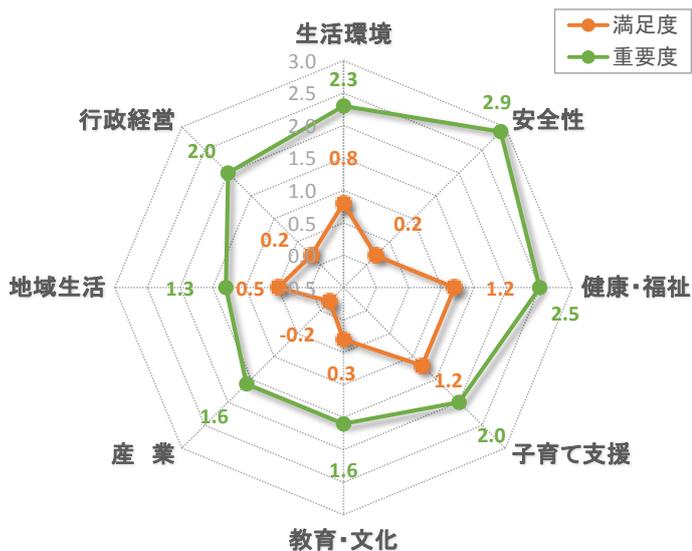
※「できれば村外に移りたい」回答数：130、「住み続けたい理由」回答数：1,376

(3) 現状評価と今後の取組み

「健康・福祉」「子育て支援」は一定の満足、「産業」「安全性」「行政経営」が特に不満
 「安全性」「健康・福祉」「生活環境」について今後の取組が重要

満足度及び今後の重要度について整理すると、分野別では「健康・福祉」「子育て支援」関係の満足度が比較的高く、「産業」や「安全性」などの分野が低くなっています。

今後の重要度については、満足度の高い取組みを維持・向上するとともに、「生活環境」や「安全性」など要望の高い項目について、今後の取組が求められています。

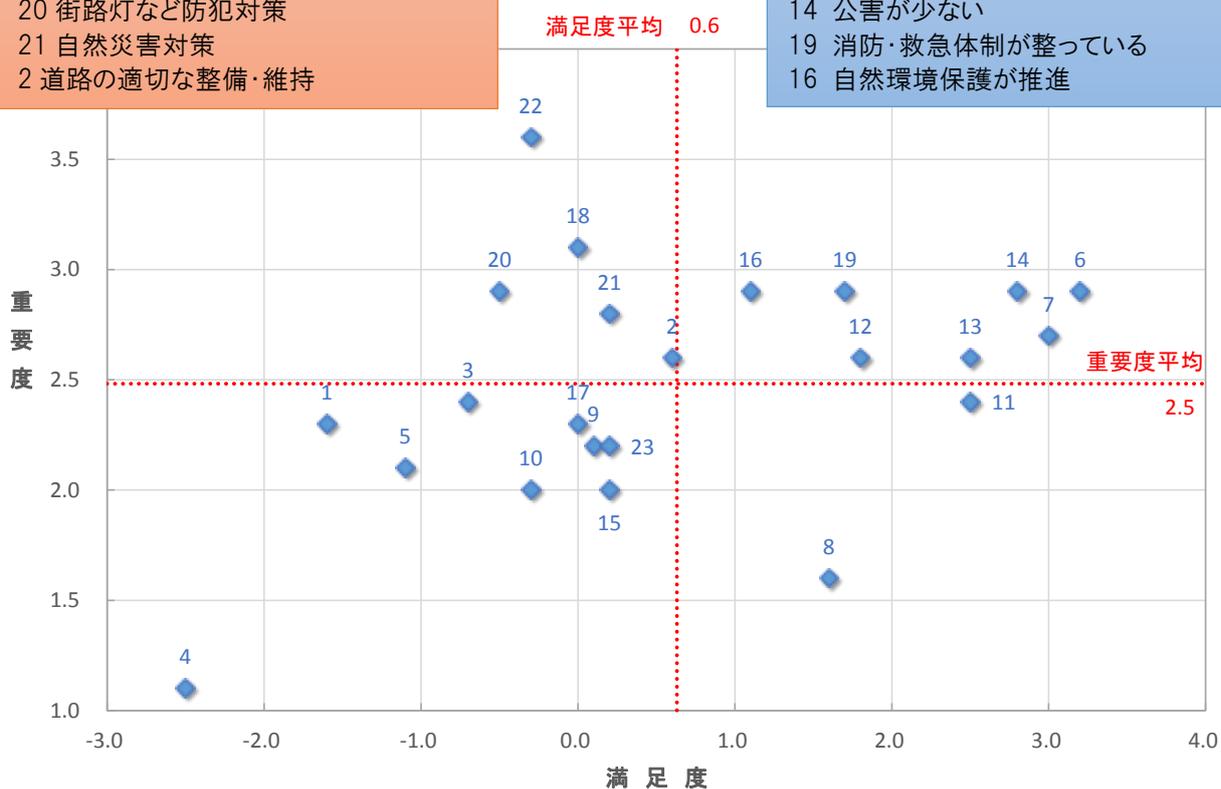


【満足度が低く今後も重要】

- 22 除雪対策
- 18 歩道整備など安全対策
- 20 街路灯など防犯対策
- 21 自然災害対策
- 2 道路の適切な整備・維持

『満足度が高く今後も重要』

- 6 自然環境が豊か
- 7 森林や田園の景観がよい
- 14 公害が少ない
- 19 消防・救急体制が整っている
- 16 自然環境保護が推進



4. ワークショップから

住民の皆さんとワークショップを行い、村の良いところ、改善したいところを確認しました。将来の村づくりについては、子どもたちの居場所をつくること、大人になっても“ふるさと原村”に愛着を持って帰ってきてもらうことを理想とした村づくりをめざすこと、村の農業や観光業、生活環境等沢山の意見やアイデアを頂きました。

これらのアイデアを参考にして、今後の村づくり政策や施策等を検討しました。

| | |
|-----------------|---------------------------------|
| 平成27年2月4日(71人) | 「第5次原村総合計画への取組」「原村の課題・村づくりの方向性」 |
| 平成27年2月18日(28人) | 「自然環境」、「生活環境」について |
| 平成27年2月25日(45人) | 「教育・文化・健康福祉」について |
| 平成27年3月4日(30人) | 「産業振興」について |
| 平成27年3月17日(33人) | 「村づくり(村づくりの理念、将来像、施策)」について |

【自然保護、生態系、景観】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆村の自然及び生態系に対する認識の共有
 - 森林の手入れ(計画的、民有林ほか)
 - 間伐材の利活用
 - 山野草の保全
 - 別荘地の規制
 - 自然保護条例、規制の導入、見直し
 - 自然保護＝生態系保護
 - 住宅環境、営農環境の区分
- ◆景観、眺望資源として認識した景観保全への取組みと法的規制の導入
 - 景観行政団体への移行
 - 景観計画、屋外広告物条例
 - 日本で最も美しい村連合への加盟
 - 住民協定、景観協定

【ごみ、リサイクル、エネルギー】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆資源の有効活用、リサイクル環境の構築点在する住宅地とゴミ収集設備の点検
 - 原村内でのリサイクルの継続
 - 家庭ゴミ減量施策の推進
 - ゴミ収集体制、設備の見直し
- ◆森林資源の有効活用、エネルギー自給の研究
 - バイオマスエネルギー
 - 自然エネルギー
 - 適正な太陽光発電設備の導入

【居住環境、生活基盤、防災】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆村内の空き家、新築動向、農地転用の把握
 - 集約型村づくり(住宅)の導入
 - 既存公園設備の維持、新たな公園の検討
- ◆生活道路の安全点検、計画的な道路管理生活を支える公共交通の研究
 - 交通安全対策
 - 冬期間の除雪、安全対策
 - 計画的な道路改修
 - 生活交通、観光2次交通の研究
- ◆水資源の維持と活用
 - 上水道の安定供給、水質、資源の維持
 - 下水道設備の計画的維持
 - 湧水の活用検討
- ◆火災、自然災害を想定した防災計画の点検地域ぐるみの防災、減災体制の構築
 - 防災計画の点検
 - 高齢者、障がい者の防災体制の構築
 - 地域コミュニティの形成と防災体制づくり(既存居住者、新規移住者の連携)

【男女共同参画、ボランティア】に関する課題、施策へのキーワード

◆男女共同参画、ボランティア支援活動

- 男女共同参画への意識改革
- ボランティア支援の見直し、拡充

【学校教育、生涯学習】に関する課題、施策へのキーワード

◆教育施設、設備の改善と有効活用

子ども、親それぞれの立場への教育

- 学校施設の計画的改善
- 施設、設備の有効活用
- 地域郷土、教養等交えた教育
- 不登校等へのケア、フォロー体制
- 子ども、保護者、教員それぞれの立場への教育
- 地域ぐるみでの登下校支援

◆図書館の蔵書の充実、施設を有効活用した交流、生涯学習

- 図書館設備の見直し
- 生涯学習、イベントなど活用支援
- 子どもが集まれる場所

【スポーツ、文化】に関する課題、施策へのキーワード

◆多様な年齢、移住者等が区別なく交流できるイベントのあり方

◆健康づくりにつながるスポーツ振興

- 住民同士の交流機会の創出、拡充
- スポーツ、イベント活動への支援

◆気軽にスポーツを楽しめる環境づくり

- 既存施設の活用
- 指導者等の人材確保

◆阿久遺跡等村の文化財を大切にすると同時に公開等有効活用

◆茅野市、富士見町等隣接市町と連携した観光活用

- 文化財、発掘物等の公開の工夫
- 歴史、文化に接する機会の工夫
- 図書館、文化園、美術館等の有効活用
- 観光資源としての活用研究

【子どもの居場所、子育て支援】に関する課題、施策へのキーワード

◆子どもの居場所づくり

- 原村内での子供の居場所づくり
- 森の幼稚園、キッズパークづくり
- 学童クラブなどへの支援、補助等
- 地域ぐるみの見守り環境づくり

◆子育て、子育て視点からの環境づくり、支援体制づくり

- 進学支援、里帰り支援(経済的支援等)
- 地域で見守る子育て支援体制づくり
- 子育てに関する相談、共有体制づくり

【健康、医療】に関する課題、施策へのキーワード

◆健康づくりからの医療負担軽減をめざす取り組み

- 健康増進、スポーツ振興施策の充実
- 地元食材を利用した健康食品(メニュー)、栄養指導
- 年齢に合わせた健康学習
- 高齢者の健康ケア

◆医療費補助制度等村独自の施策の継続、制度概要等の見直しは必要

- 長期継続制度への制度見直し、研究

【福祉】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆高齢者福祉、支援体制の継続
 - 独居世帯のケア、支援体制づくり
 - 地域、組織が連携した高齢者支援
- ◆障がいがあっても安心して暮らせる環境づくり
 - 障がい者等級に関わらず、支援できる体制、制度設計
 - 防災上の安全対策からの障がい者情報の把握、適正な運用
 - ボランティア団体、支援活動団体等連携、行政支援

【農業】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆原村ブランドの再確認、地産地消による農業振興及び観光等連携した展開
 - 村の基幹産業としての再認識
 - ブランド展開の検討、強化
- ◆生産、加工、消費を包括して考えた農業展開、農業従事者、新規参入支援
 - 生産→加工につながる新たな農産物
 - 新規農産物の生産支援
 - 村営鹿牧場の創設
 - 農業後継者・指導者支援、新規参入支援(技術、機材、経済的支援等)
- ◆農業基盤、景観形成等多機能活用の検討
 - 優良農地、遊休農地の把握 →農地保全、転用の検討
 - 定住施策を考慮した宅地の確保、農地保全エリアの検討
 - 遊休農地の利活用、適正な管理(農業として、景観形成として など)

【観光・工業・商業】に関する課題、施策へのキーワード

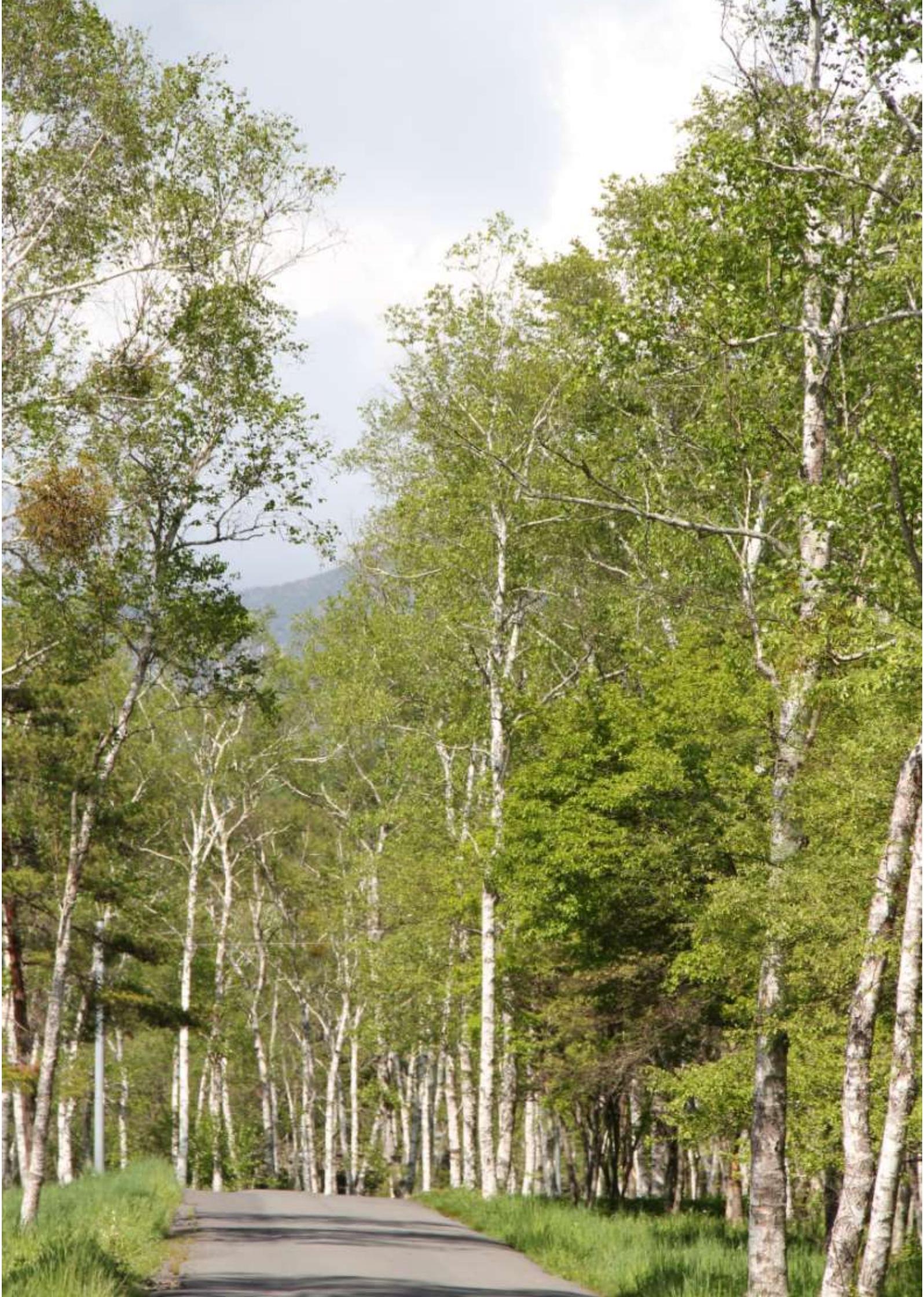
- ◆観光客のニーズ、ターゲットなどを再整理した観光戦略の構築
観光資源、他産業と連携した観光施策の展開
 - ハケ岳、星空、農地等環境を生かした観光、インバウンド戦略
 - 森林セラピー、地場産食材等「健康」をテーマとした観光戦略
 - ペンション、別荘地、飲食店等村内施設連携の確立
- ◆村の環境に適した業種、企業の誘致、起業及び企業誘致支援
 - 加工食品、醸造企業の誘致
 - 空き家、空ペンションを活用した企業誘致支援
- ◆生活必需品、観光農業、イベント関連等ニーズに合わせた商業の検討
 - 地場産生産物の販売、飲食店等出店支援
 - 出店可能地の検討、確保
 - イベント、企業連携した臨時出店の支援
 - 銀座 NAGANO を利用した「原村ブランド」のPR、定着

【雇用・勤労者支援】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆移住、定住促進に不可欠な要素の1つとして雇用、勤労支援の拡充
 - 村内の人材活用(農業指導、企業支援ほか)
 - シルバー人材の利用促進と高齢者の生きがいづくり
 - 農業、観光等基幹産業従事支援
 - 求人、起業情報等村内での発信、拡充

【村・地域づくり】に関する課題、施策へのキーワード

- ◆“ふるさと”づくりと人・地域コミュニティの形成
 - 子ども世代(時代)を大切に村づくり
 - 年齢、先住民、移住者問わず交流できる地域、人のコミュニティ形成支援
- ◆自立した「原村」の存続、住民参加の村づくり
 - 市町村合併せずとも存続する自立した原村づくり
 - 住民、子どもが参加、反映した施策検討、実行



第2部

基本構想

- 第1章 原村の将来像
- 第2章 基本理念
- 第3章 村づくりの目標
- 第4章 将来人口の目標
- 第5章 土地利用の構想

第1章 原村の将来像

将来像

「人と自然と文化が息づく 美しい村」

村民憲章

緑と光に つつまれた美しい郷土、ここに生きる私たち原村民は先人の努力を受け継ぎ、豊かで活力ある高原都市をめざしてこの憲章をかかげ、力強く前進します。

- (1) 勇敢に進歩に いどむ村民
- (2) 連帯を深め助け合う村民
- (3) 自然を愛し育ていく村民
- (4) 生活文化を創造する村民
- (5) お年寄りを敬愛する村民

第2章 基本理念



全国的に行われた「平成の大合併」では、合併の道ではなく自立による村づくりを選択しました。厳しい行財政のなかでも、医療・福祉分野の充実、移住・定住政策を展開してきました。

今後も厳しい財政運営が予想されるなか、本村が自立した村であり続けるためには、多くの経費のかかる施設を建設して住民サービスを向上させていくことは困難なことです。

現在ある「資源」、活用が不十分な施設、素晴らしい自然や文化であったり、埋もれている人材であったり、それらの持つ魅力にスポットを当てて、住民のいきいきとした活動で資源を結びつけ、連携させながら有効に活用して、夢のある村づくりを進める必要があります。

人口減少・少子高齢化社会に突入し、原村人口ビジョン※の独自推計によると一定の施策を実施しても、平成37年の人口は7,340人まで減少し、高齢化率は36%に拡大すると予想されます。

行政の収入は減少し、高齢者の扶養負担等社会費用負担が増大し、厳しい財政運営となり、住民への行政サービスの維持又は向上は難しいこととなります。

私たちは、先人から譲り受けた美しく住みやすい我が郷土原村が、さらに魅力あふれる村として引き続き発展していくよう、次のような4つの基本理念のもとで、住民の英知を結集して「持続可能な村づくり」を進めます。

【用語の説明】

※ 原村人口ビジョン…人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの。
「原村地域創生総合戦略」の基礎となるもの。



(4つの基本理念)

1. 人・環境にやさしいむら

本村は八ヶ岳や北・南アルプス連峰の雄大な山並みを眺望できるすばらしい景観を有しています。しかしながら、時代の流れとともに農地や森林の面積が少しずつ減少してきています。

豊かで美しい自然に囲まれた村の環境や景観は、人々が暮らしていくうえでかけがえのない身近で貴重な財産です。この財産を守り育てながら有効に活用し、循環型社会^{※1}の形成や地球温暖化^{※2}防止に向けた村づくりが重要です。

また、八ヶ岳山麓の豊かな自然・文化と美しい村を守り、誇りが持てるよう「日本で最も美しい村」連合^{※3}に加盟しました。

この「日本で最も美しい村」ブランドを活用しながら、広く内外に発信して住民の定住、外からの移住や交流を深めて参ります。

そのため、住民参画のもとにアイデアを結集し、原村が持つ特色をしっかりと認識して最大限に活用し、原村らしく人・環境にやさしい村づくりを住民とともに取り組みます。

【用語の説明】

※1 循環型社会…ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減された社会。

※2 地球温暖化…地球全体の年平均の気温が、長期的に上昇する現象。このことにより、気候が変動し乾燥化や砂漠化する地域が拡大する、動植物の生態系が変化し、種が絶滅する、海面の上昇により水没する地域が出るなど、地球規模の変動が引き起こされる。

※3 「日本で最も美しい村」連合…NPO法人「日本で最も美しい村」連合。「フランスの最も美しい村」運動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動をする団体のこと。

2. 皆が元気に安心して暮らせるむら ～しごと・子育て・教育環境の充実～

本村が独自に実施している全国でも有数な福祉・健康の村づくり政策により、高齢者就業率（65歳以上の高齢者が働いている率）は、全国、長野県でトップクラスであり、元気に長く働ける地域となっています。

また、若い人たちにとって地域で働き活躍し、安心して子育て・教育できる環境の充実を図ります。

豊かな人間性の創造を図りながら住民一人ひとり、特に高齢者や子どもたちが、はつらつと活動し、皆が日本一元気で安心して暮らせる村づくりを目指します。



3. 産業の連携による活力あるむら

本村は高原野菜、花卉の一大産地であるうえに、60軒以上のペンション村や各種観光施設を有し、豊かな自然環境や美しい景観が注目を集めています。

また、古くから行われている裂き織(ぼろ機織)などの伝統工芸に加えて、近年は都市から移り住んだクラフトマン[※]や芸術家のみなさんも本村の誇る財産です。

これらの産業や施設、それらを支える人々は元気な村づくりにおける重要な“資源”(構成員)であり、様々な可能性をもっています。これらの本村の強みを最大限に生かし魅力の発掘・再生を行い、住民と行政によるいきいきとした協働の活動で結びつけてこそ、村の活性化への道が開かれます。

このような観点から、今後は、本村の伝統工芸と移住者の芸術・工芸等の技術・文化との交流を通じて、多面的な機能を持つ農業を主軸にしながら、森林などの資源と、観光や工業、商業、サービス業等様々な産業が関連・連携を深めながら観光農園、特産品加工、芸術・工芸等、住民主体の原村らしい新しい地域産業を形成し、経済活動が村内で循環して地域力を高めていく新しい「しくみ」をつくります。

【用語の説明】

※ クラフトマン…伝統技術や工芸の技術を持った職人のこと。工芸家。

4. 住民が活躍できるむら

今までにない人口減少・少子高齢化や価値観・人生観・ライフスタイル^{※1}の多様化等に対応していかなければならない時代背景のなかで、住民に應える村づくりには様々な課題があります。

今までのような行政主体の村づくりではなく、住民一人ひとりが主体となって行政とともに行動する協働の活動が求められています。

自立の村づくりを決めた本村は「人と自然と文化が息づく 美しい村」の実現に向けて、住民と行政が協働し応分の役割・負担をしながら村づくりを進めなければならない時代となっています。

住民、地域団体、NPO^{※2}、ボランティア団体、事業者等が、村づくりの主役として自発的に行政と協働して、村づくりを推進します。

【用語の説明】

※1 ライフスタイル…個人や集団の生き方、暮らし方。単なる生活様式ではなく、それぞれの考え方や信念に基づいたもの。

※2 NPO…「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

第3章 村づくりの目標

目標1

人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり

[課題]

- 人と自然が共生する美しい環境を未来に
- 日本で最も美しく住みやすい村をつくる

目標2

人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

[課題]

- 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成
- 本村への若い人の流れの創出

目標3

健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

[課題]

- 人と人が助けあい、子どもからお年よりまでが安心して暮らせる福祉・健康の村
- 安心して結婚・出産・子育てできる環境の確保

目標4

産業振興による魅力・活力のある村づくり

[課題]

- 輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出
- 原村の特性を活かした魅力ある就業・雇用機会の創出

目標5

皆が活躍できる持続可能な村づくり

[課題]

- 皆が活躍できる自立した村をつくる
- 持続可能な行政経営



1. 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり

課題

- 人と自然が共生する美しい環境を未来に
- 日本で最も美しく住みやすい村をつくる

本村には緑と光の織りなす美しくかつ豊かな自然環境があり、そこに住む私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれます。

この美しい村の環境が評価され、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。

そのような自然は、住民の社会的、経済的諸活動が営まれるかけがえのない生活の場でもあり、住みよい村づくりのための舞台でもあります。

したがって、安全で利便性が高く、より美しく快適な生活環境づくりを進めることで、住民生活の質の向上に努めるとともに、自然のもつ多様なエコロジー機能[※]の保全に留意しながら、原村ブランドの源である自然や景観が与える「心のやすらぎ」の価値を再認識し、原村が「原村らしく」特色を持ち続けるため、人と自然との調和を図った村づくりをすすめます。

また、防犯・防災体制を強化し、安心して暮らせる村づくりを目指します。

【用語の説明】

※エコロジー機能…人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え
方、環境対策のこと。そうした仕組み、働きを備えること。

- (1) すばらしい自然・景観・環境の保全と創出
- (2) 持続可能な「循環型社会」の創出
- (3) 地球温暖化防止対策
- (4) 水資源の確保・保全と上下水道の整備
- (5) 自然と調和した居住環境の整備
- (6) 人にやさしい道路・ネットワークの整備
- (7) 安心して暮らせる村づくり

2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

課題

- 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成
- 本村への若い人の流れの創出

人づくりは村づくりの基本であります。学校教育とともに生涯学習の機会を充実させ、住民が必要に応じて自主的に学ぶことのできる環境づくりを進め、固有の文化を大切に、村に愛着と誇りを持てる人を育てる村づくりに取り組みます。

生涯学習の推進体制のなかでは、相談体制の充実、学習指導者の発掘・育成を図るとともに、海外との交流の機会や場づくりに努め国際性のある地域づくりを推進します。こうしたなかで、生涯学習の実践として自治活動を支え、コミュニティ活動に発展させながら、自ら考え、自ら実行する人材の育成を図っていくことを目的とします。

また住民の身近なところで気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場の整備、指導者・インストラクターなどの確保・育成に努めます。

村づくりの基本として「子どもたちの育成」に取り組むとともに、人口減少、少子高齢化に対応するため「本村への若い人の流れ」を創出する施策や体制の確保、整備を進めます。

性別による役割分担の考えなど、今なお様々な不平等をもたらしていますが、意識の変革に努め、互いに支えあい、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 生涯学習の体系化と機会の充実
- (2) 豊かな人間形成をめざした教育の推進
- (3) 芸術文化活動と地域文化の振興
- (4) スポーツ・レクリエーション交流の推進
- (5) 交流による地域づくり
- (6) 男女共同参画の社会づくり
- (7) 本村への若い人の流れをつくる村づくり



3. 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

課題

- 人と人が助けあい、子どもからお年よりまでが安心して暮らせる福祉・健康の村
- 安心して結婚・出産・子育てできる環境の確保

明るく健やかな生活、住民一人ひとりが明日への希望が持てる生活を営むことができる環境をつくることは、村づくりの基本的条件です。そのため、保健・医療サービスを充実していくとともに、村ぐるみの保健・健康づくりを推進しながら、社会的援護を必要とする人々に対して、実態に即した対策の充実や心温かい地域福祉活動を推進していくこととします。

特に人口減少、少子高齢化社会の到来により地域社会では様々な変革・改善を行っていく必要があります。

人口減少に対しては、持続可能な村づくりのため若い人たちが定住・移住できるよう結婚・出産・子育ての福祉社会環境を形成していきます。

また少子高齢化に対しては、各関係機関が連携し、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行います。また高齢者自身が活動の主体者であるような環境条件を整えるとともに住民がボランティアとして福祉の一翼を担う互助精神を持ち、自律的な福祉社会構築へ向けた住民一人ひとりの創意に満ちた主体的な取組みを促し、開拓・結実させる仕組みをつくり上げていきます。

- (1) 地域で支え合い健やかに生きる
- (2) きめ細やかな高齢者福祉の推進
- (3) 障がい者の自立と社会参加の促進
- (4) 結婚・出産・子育てできる環境づくり

4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり

課題

- 輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出
- 原村の特性を活かした魅力ある就業・雇用機会の創出

本村の産業や施設は活力ある村づくりにおける重要な資源であり、また卓越した農業技術や機織等の伝統工芸に秀でた住民に加えて、近年は都市から移り住んだクラフトマンや芸術家等のみなさんも本村の誇る人的財産です。

これらの地域資源の連携と活用を図り、「原村ブランド」を創出していく必要があります。

農業では、後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産を支援し、さらに6次産業化、地産地消の拡大を通じて観光、商業等の産業との連携強化を図ります。

ペンション村をはじめとする宿泊業では、インバウンド^{※1}や利用ニーズへの対応支援に加え、シェアハウス^{※2}やサテライトオフィス^{※3}など他分野と連携した活性化を目指します。

村内の企業、工場が操業を続けられるよう支援を拡充するとともに、村の環境を活かした企業の誘致、住民の生活を支える商店の確保・維持を図ります。

本村は、若い人たちの流出が顕著な中、近年まで高齢者世代の移住による人口の社会増が人口維持の要素となって来ましたが、将来的には若い人たちの人口定着・増加がより求められています。

若い人たちが移住・定住できるよう村内及び諏訪地域、八ヶ岳周辺地域での就業、雇用の場を確保し、人口減少、少子高齢化社会に対応した持続可能な村づくりが必要です。

このため、就業、雇用の場確保のためにも、諏訪地域、八ヶ岳周辺地域の連携による魅力づくり、雇用・就労支援や村内での起業を全面的に支援する体制づくりを図ります。

【用語の説明】

※1 インバウンド…外国人観光客を誘致すること。

※2 シェアハウス…ひとつの住居を複数人で共有すること。

※3 サテライトオフィス…企業等が、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。
複数の企業や自治体が提供する共同型のサテライトオフィスもある。

- (1) 原村の特色を生かした農林業振興
- (2) 観光を中心にした、各産業間の連携
- (3) 「原村ブランド」を活かした観光振興
- (4) 広域連携による観光振興
- (5) 工業振興と企業誘致
- (6) 商業・サービス業の振興
- (7) 雇用・勤労者対策の推進



5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり

課題

- 皆が活躍できる自立した村をつくる
- 持続可能な行政経営

住民一人ひとりが村づくりを担う意識を持ち、多様な村づくりに関わる仕組みづくりと、お互いに支え、助け合いながら地域コミュニティ活動を原動力として、子どもからお年よりが参加し皆が活躍できる自立した村を目指します。

その実現をめざし、参加と協働による村づくり、地域コミュニティ活動の充実を担う人材の育成を図ります。

年々多様化・複雑化する住民ニーズに対して、迅速かつ効率的な行政運営が必要です。

また、地方分権の進展、地方創生の推進により、地方自治体には、地域経営に対するより一層の責任と創意工夫が求められています。

多様な職員や組織、税収などの経営資源を効率的・効果的に活用するとともに、新たな財源確保を図るなど、柔軟な行政経営と、それを支える財政基盤の確立に努めます。

- (1) 公民協働*の村づくりの推進
- (2) 開かれた村政の推進
- (3) 広域行政の推進
- (4) 効率的な行政運営
- (5) 健全な財政運営

【用語の説明】

※公民協働…行政と住民が協力して村づくりを進めていくこと。住民にできることは住民同士で取り組み、住民だけではできないことを行政が協力し、その解決を図ること。

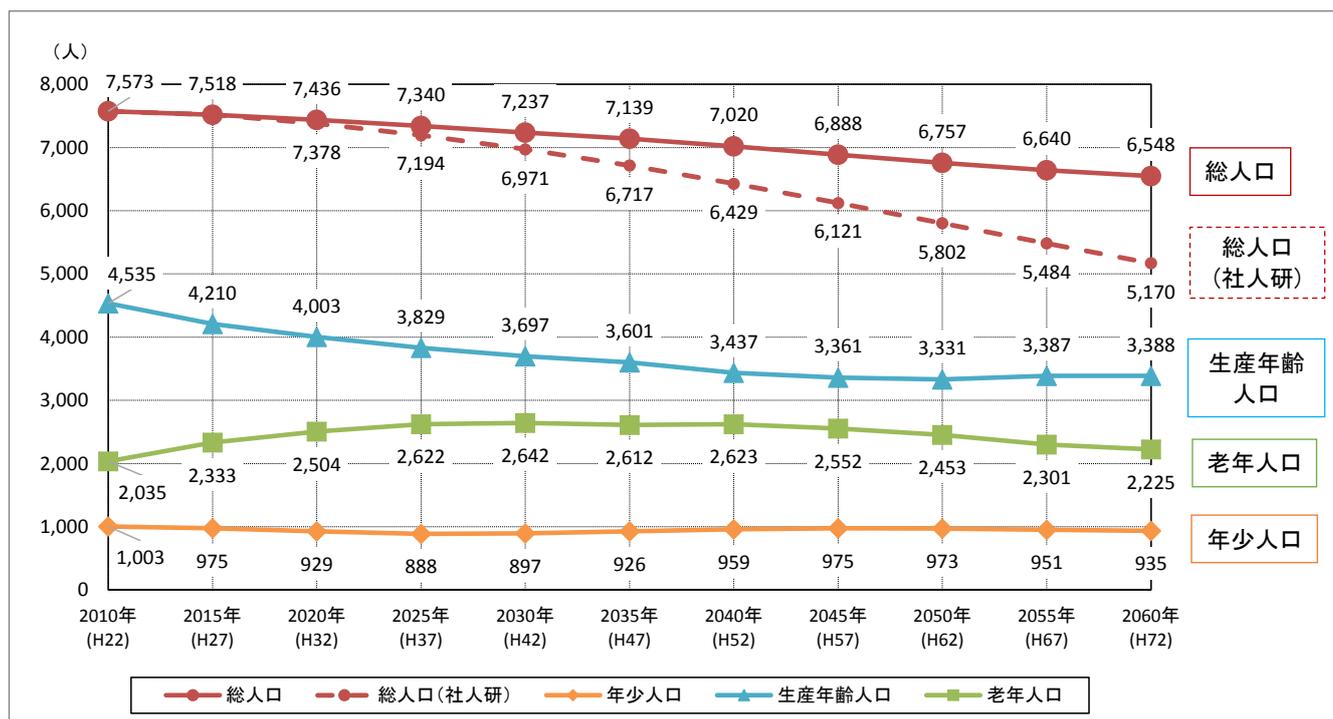
第4章 将来人口の目標

本村では、移住・定住施策や子育て・福祉施策の充実等に取り組んできました。これらの政策が実を結び、平成27年の国勢調査でも人口を維持するとともに元気なお年よりが暮らす村となりました。

しかし、全国的には本格的な人口減少、少子高齢化の時代を迎えており、本村も今後は減少に転じていくと予想されます。(6ページの社人研推計参照)

このような背景のもと、従来取り組んできた政策及び各種施策をブラッシュアップ[※]し、産業の活性化や子育て支援、特色のある教育、住環境の整備などの原村地域創生総合戦略を展開しながら、村の活性化、人口維持政策に取組み、若い人たちが夢や希望を叶えられる村づくりを進め、人口減少を抑え、平成37年の総人口7,340人を目指します。

【原村の人口推計】



原村人口ビジョンにおける独自推計値
社人研：国立社会保障・人口問題研究所による推計値

【用語の説明】

※ブラッシュアップ・・・みがき上げること。一段と優れたものにする事。

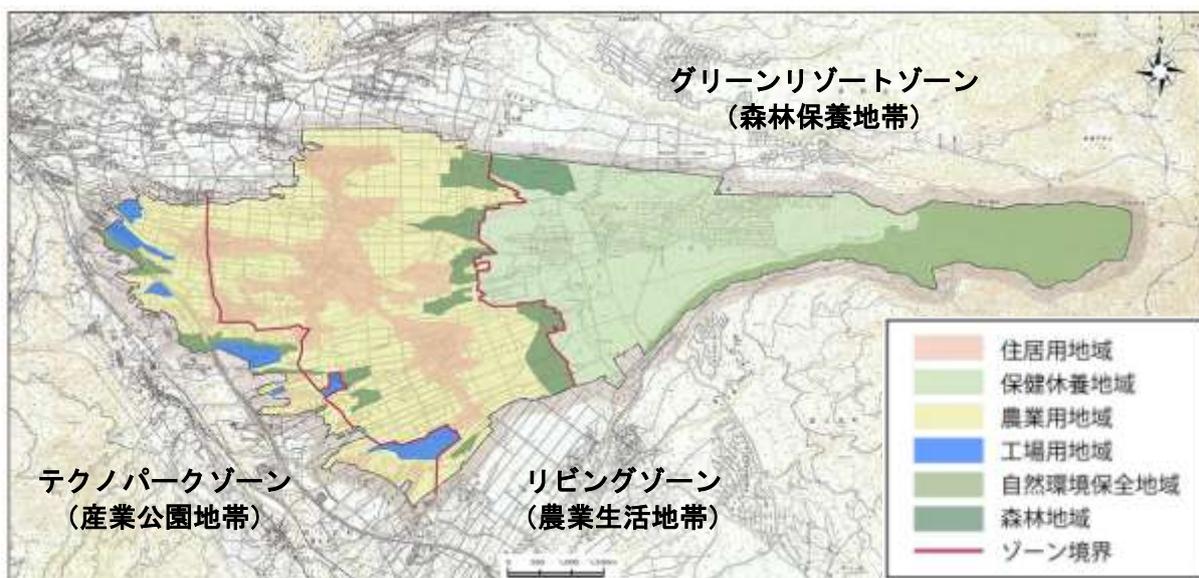
第5章 土地利用の構想

土地は、現在及び将来にわたる住民のための限られた資源であるとともに、生活及び産業の場を通じた共通の舞台です。

適正な土地利用は、これからの「原村ブランド」の村づくりのなかで骨格となるものであり、計画的な村づくりを進めるために重要な役割を果たすものであります。

公共の福祉を優先させ、緑と光の織りなす豊かな自然環境と美しい景観を守り、かつ人と自然の調和の取れた発展をめざすため、土地利用を3つのゾーンに区分し、村づくりを進めます。

【土地利用構想図】



(1) グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）

八ヶ岳中信高原国定公園をはじめとする森林地域で、ペンション、別荘のほか、人々が自然のなかで快適に過ごし、自然の恵みを楽しむことができるよう、八ヶ岳自然文化園、もみの湯、八ヶ岳美術館等が配され、来訪者にも本村の魅力を伝えてきています。

今後とも自然と調和した保健休養地として高原と自然のふれあいを楽しむことができるよう、環境保全を心がけながら森林の手入れや村民の森の整備等を行います。

(2) リビングゾーン（農業生活地帯）

農業地域と居住地域が混在し、生産と生活が一体となった土地利用が行われてきていることから、各集落の生活環境の改善を図りながら、農業振興地域内の農用地の保全に努めます。

新規住宅については、集落周辺への配慮を行うとともに、計画的に居住空間を整備します。

役場周辺を村のパブリックゾーン（核づくり地区）と位置づけ、住民の利便性向上や住民の諸活動の中心地としての役割を果たすことができるよう、公共施設の集積や商業・業務機能の充実を促進していく一方、村内外の交流の拠点づくりに努めます。

(3) テクノパークゾーン（産業公園地帯）

中央自動車道に近い村域西部をサービス業や工業等の産業が集積する労働生産地帯として位置づけ、周囲の豊かな自然環境と調和を保ちながら、産業が生きづく、クリーンな環境を備えた産業公園地帯を目指します。



第3部

前期基本計画

基本計画の施策の体系

1 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり

- (1) **すばらしい自然・景観・環境の保全と創出**
 - 1 自然環境の保全と共生（建設水道課）
 - 2 美しい景観の保全と創出（建設水道課・総務課） [重点]
 - 3 緑と花いっぱい運動の推進（建設水道課・農林課）
 - 4 道路・河川の美化運動の推進（建設水道課）
 - 5 環境にやさしい公共事業（建設水道課・農林課）
 - 6 公害対策（建設水道課・農林課）
- (2) **持続可能な「循環型社会」の創出**
 - 1 ごみの排出抑制とリサイクル（建設水道課）
 - 2 ごみ処理体制の広域化（建設水道課）
 - 3 環境と農業のかかわり（農林課）
- (3) **地球温暖化防止対策**
 - 1 新エネルギー利用の促進及び省エネルギーへの取組み（総務課）
- (4) **水資源の確保・保全と上下水道の整備**
 - 1 水資源の確保と調整（農林課・建設水道課）
 - 2 給水施設の整備と施設の有効利用（建設水道課）
 - 3 水質保全と生活排水浄化施設の整備（建設水道課）
 - 4 下水道事業の運営管理（建設水道課）
- (5) **自然と調和した居住環境の整備**
 - 1 住宅用地の確保（建設水道課・総務課） [重点]
 - 2 住宅対策の拡充（建設水道課） [重点]
 - 3 各種規制の検討（建設水道課・総務課）
 - 4 公園・緑地・水辺空間の整備（建設水道課・総務課） [重点]
- (6) **人にやさしい道路・ネットワークの整備**
 - 1 主要地方道・県道の整備促進（建設水道課）
 - 2 村道の維持管理と整備促進（建設水道課）
 - 3 交通安全と道路環境の整備（建設水道課）
 - 4 公共交通の充実（総務課）
- (7) **安心して暮らせる村づくり**
 - 1 消防力の強化（消防室）
 - 2 防火意識の高揚（消防室）
 - 3 防災体制・対策強化（総務課）
 - 4 地域安全体制の確立（建設水道課）
 - 5 治山事業と河川改修の推進（総務課）
 - 6 消費生活の安全と向上（住民財務課）
 - 7 住民相談の充実（住民財務課・総務課）

2 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

- (1) **生涯学習の体系化と機会の充実**
 - 1 生涯学習機会の提供と支援（教育課） [重点]
 - 2 図書館施設の充実と利用促進（教育課）
 - 3 村づくりを担う人材の育成（教育課）
 - 4 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用（教育課）
 - 5 生涯学習・社会教育施設の充実（教育課）
 - 6 家庭教育の充実（教育課）
 - 7 地域に育つ子どもたち（教育課）
- (2) **豊かな人間形成をめざした教育の推進**
 - 1 学校施設の整備充実（教育課）
 - 2 教育内容・方法の改善充実（教育課） [重点]
 - 3 地域社会との連携による教育の充実（教育課）
 - 4 各教育機関の振興と小中学校との連携（教育課）
- (3) **芸術文化活動と地域文化の振興**
 - 1 芸術・文化活動の充実（教育課）
 - 2 遺跡の保存・整備と活用（教育課） [重点]
 - 3 文化財の保存と活用（教育課）
- (4) **スポーツ・レクリエーション交流の推進**
 - 1 社会体育施設の充実（教育課）
 - 2 公園や広場の有効活用（教育課・総務課）
 - 3 生涯スポーツの普及（教育課）
 - 4 社会体育団体・グループ等の育成（教育課）
- (5) **交流による地域づくり**
 - 1 地域間交流・国際交流の推進（総務課）
- (6) **男女共同参画の社会づくり**
 - 1 男女共同参画推進体制の整備（教育課） [重点]
- (7) **本村への若い人の流れをつくる村づくり**
 - 1 移住・定住促進事業（総務課） [重点]

※ [重点]：重点施策

3 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

- (1) 地域で支え合い健やかに生きる
 - 1 健康づくりの推進（保健福祉課） [重点]
 - 2 地域医療の充実（保健福祉課）
- (2) きめ細やかな高齢者福祉の推進
 - 1 在宅生活を継続するための支援（保健福祉課） [重点]
 - 2 高齢者の健康づくりと介護予防の推進（保健福祉課） [重点]
- (3) 障がい者の自立と社会参加の促進
 - 1 障がい者に対する理解の促進（保健福祉課） [重点]
 - 2 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進（保健福祉課）
- (4) 結婚・出産・子育てできる環境づくり
 - 1 結婚活動のサポート（保健福祉課・総務課）
 - 2 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援（保健福祉課・教育課）
 - 3 子育て支援の推進（保健福祉課・教育課） [重点]
 - 4 子育てがしやすい環境づくり（保健福祉課・教育課） [重点]

4 産業振興による魅力・活力のある村づくり

- (1) 原村の特色を生かした農林業振興
 - 1 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の利用促進（農林課）
 - 2 農用地の保全と高度利用（農林課）
 - 3 農畜産物の振興（農林課） [重点]
 - 4 農業後継者の確保・育成と支援（農林課） [重点]
 - 5 農業生産組織の育成（農林課）
 - 6 地域林業の振興と森林の育成・有効活用（農林課）
- (2) 観光を中心にした、各産業間の連携
 - 1 農業と連携した観光振興（農林課・商工観光課） [重点]
 - 2 森林を活用した観光振興（農林課・商工観光課）
 - 3 観光拠点の再生とネットワークの整備（商工観光課） [重点]
- (3) 「原村ブランド」を活かした観光振興
 - 1 農産物の付加価値化（農林課・商工観光課） [重点]
 - 2 星・音楽をテーマとした観光ブランド（商工観光課）
- (4) 広域連携による観光振興
 - 1 観光推進体制の充実（商工観光課）
 - 2 広域の観光交通利用対策（商工観光課）
- (5) 工業振興と企業誘致
 - 1 企業の支援と育成（商工観光課） [重点]
 - 2 優良企業の立地促進（商工観光課） [重点]
- (6) 商業・サービス業の振興
 - 1 商業経営の近代化・活性化の促進（商工観光課）
 - 2 他産業との連携による商業の振興（商工観光課・農林課） [重点]
- (7) 雇用・勤労者対策の推進
 - 1 雇用対策の充実（商工観光課） [重点]

5 皆が活躍できる持続可能な村づくり

- (1) 公民協働の村づくりの推進
 - 1 住民参画による村づくり（総務課）
 - 2 生涯学習を基本とした村づくり（総務課）
- (2) 開かれた村政の推進
 - 1 住民との情報共有と適正な運用（総務課）
 - 2 高度情報化の推進（総務課）
- (3) 広域行政の推進
 - 1 広域行政による効率化と活性化（総務課） [重点]
- (4) 効率的な行政運営
 - 1 機能的な組織体制（総務課）
 - 2 事務内容の効率化（総務課） [重点]
- (5) 健全な財政運営
 - 1 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進（住民財務課・総務課） [重点]
 - 2 財政健全化の取組みの推進（総務課）

※ [重点]：重点施策

前期基本計画の構成・見方

前期基本計画は、「現状と問題点」「めざす姿」「具体的な施策」「施策の達成指標」の4項目から構成します。



第1節 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

1. 自然環境の保全と共生

現状と問題点

- 昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす恩恵を享受できるよう、自然環境の保全を図りながら住みよい郷土をめざして取り組んできました。
- この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、本村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化の一因となっています。
- 定住・移住政策のもとに、原山地区を中心に別荘や住宅の建設、開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいています。

めざす姿

- 本村の広大な自然を後世に引き継ぐため、今後も保全と共生に努めます。
- 住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。
- 公共事業や開発等で失われた自然を新たに創出、代替する方法を検討します。
- 無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------|---|
| ①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備 | ●必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け、周知します。 |
| ②環境保全に関する広報活動の推進 | ●広報紙、有線放送、ホームページ [※] などを活用し、環境保全に関する啓発を行います。 |

※ホームページ…インターネット上に開設された情報を発信する場。文字だけでなく画像や映像なども表示することができる。あらゆるコンピュータで表示できるように統一された方法で作成されている。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|---|----------------------|
| 自然環境の保全に関する規則等 | 2件 （再生可能エネルギー [※] 発電設備の設置に係るガイドラインなど） | 3件 （新たな開発指導基準の整備） |

※再生可能エネルギー…エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱等を指す。

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

2. 美しい景観の保全と創出（重点施策）

現状と問題点

- 本村は、八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観が評価され、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟しました。
- 村の景観保全と創出について、長野県景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。
- ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され、ラベンダーの植栽や環境美化運動を実施しています。

めざす姿

- すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取り組みます。
- 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。
- 公共事業等においては、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。
- 景観法*に基づく景観行政団体となり、美しい景観の保全・創出に取り組みます。

※景観法…都市及び農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために制定された法律。一定の強制力を持つ。景観行政団体が、景観行政を推進する。市町村は都道府県知事との協議により、景観行政団体となることができる。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|---|
| ①景観法に基づく景観計画*の策定 | ●景観計画を策定し、景観条例の制定、屋外広告物の規制、景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。 |
| ②美しい村づくりへの取組み | ●「日本で最も美しい村」連合の登録地域資源でもある「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観」を守るため住民と行政が協働して景観を守り美しくする活動を進めます。 |

※景観計画…景観法及び景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた計画。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|-----|------------|
| 景観条例の制定 | 未制定 | 制定 |

【現状と問題点】
分野ごとに、村の現状や課題等を簡潔に記載しています。

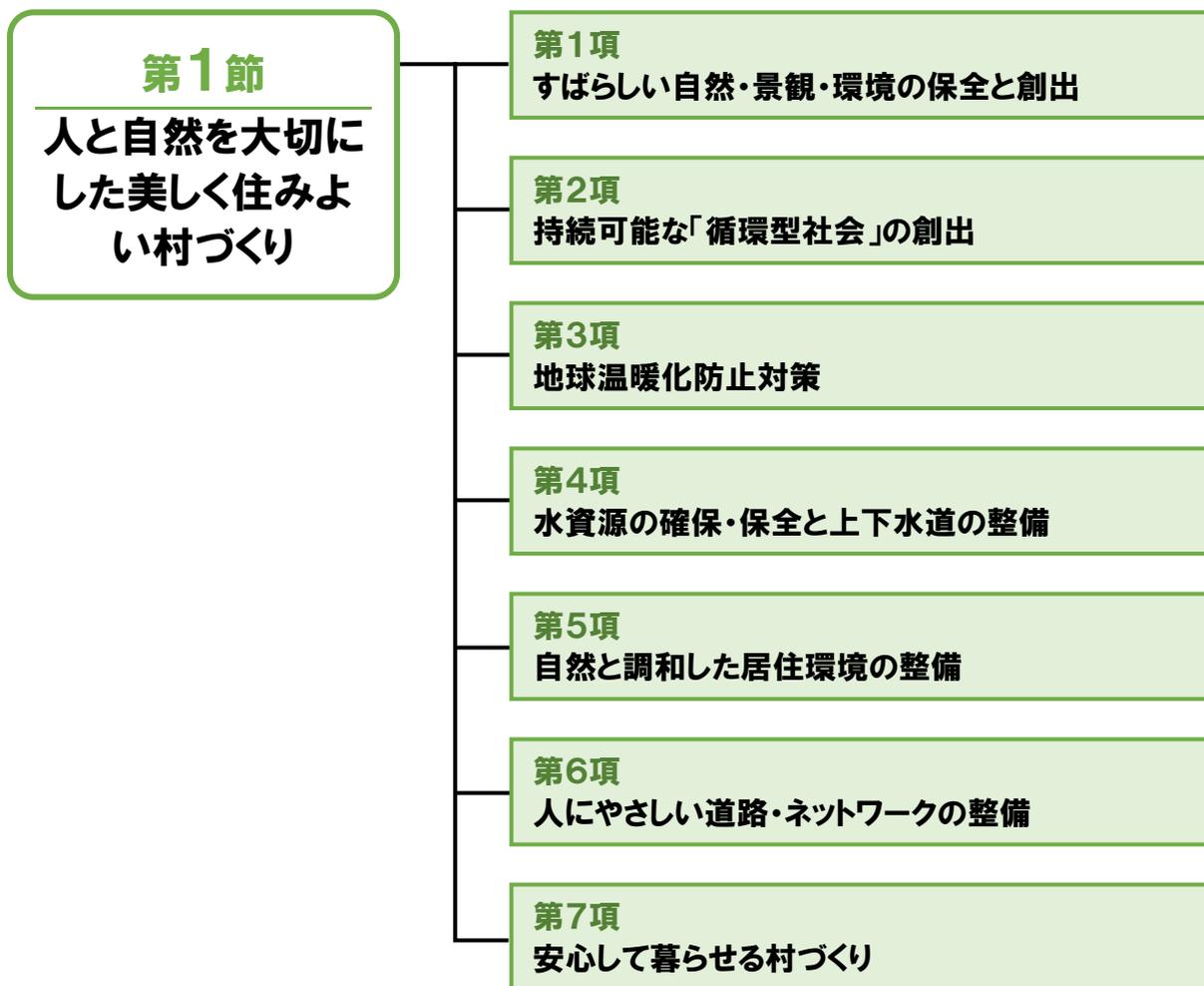
【めざす姿】
分野ごとに、前期基本計画期間に目指す方向性（方針）を記載しています。

【具体的な施策】
前期基本計画期間に実施する取り組みと、その具体的な内容を記載しています。

【施策の達成指標】
施策の達成を測るための指標を記載。達成状況を確認します。



第1節 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり



第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

1. 自然環境の保全と共生

現状と問題点

- 昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす恩恵を享受できるよう、自然環境の保全を図りながら住みよい郷土をめざして取り組んできました。
- この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、本村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化の一因となっています。
- 定住・移住政策のもとに、原山地区を中心に別荘や住宅の建設、開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいています。

めざす姿

- 本村の広大な自然を後世に引き継ぐため、今後も保全と共生に努めます。
- 住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。
- 公共事業や開発等で失われた自然を新たに創出、代替する方法を検討します。
- 無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------|---|
| ①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備 | ●必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け、周知します。 |
| ②環境保全に関する広報活動の推進 | ●広報紙、有線放送、ホームページ*などを活用し、環境保全に関する啓発を行います。 |

*ホームページ…インターネット上に開設された情報を発信する場。文字だけでなく画像や映像なども表示することができる。あらゆるコンピュータで表示することができるよう統一された方法で作成されている。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|--------------------------------------|----------------------|
| 自然環境の保全に関する規則等 | 2件 (再生可能エネルギー*発電設備の設置に係るガイドラインなど) | 3件 (新たな開発指導基準の整備) |

*再生可能エネルギー…エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱等を指す。

2. 美しい景観の保全と創出（重点施策）

現状と問題点

- 本村は、八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観が評価され、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟しました。
- 村の景観保全と創出について、長野県景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。
- ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され、ラベンダーの植栽や環境美化運動を実施しています。

めざす姿

- すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取り組みます。
- 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。
- 公共事業等においては、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。
- 景観法*に基づく景観行政団体となり、美しい景観の保全・創出に取り組みます。

※景観法…都市及び農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために制定された法律。一定の強制力を持つ。景観行政団体が、景観行政を推進する。市町村は都道府県知事との協議により、景観行政団体となることできる。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|---|
| ①景観法に基づく景観計画*の策定 | ●景観計画を策定し、景観条例の制定、屋外広告物の規制、景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。 |
| ②美しい村づくりへの取組み | ●「日本で最も美しい村」連合の登録地域資源でもある「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観」を守るため住民と行政が協働して景観を守り美しくする活動を進めます。 |

※景観計画…景観法及び景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた計画。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|-----|------------|
| 景観条例の制定 | 未制定 | 制定 |

3. 緑と花いっぱい運動の推進

現状と問題点

- 本村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。
- 人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、来訪者の目を楽しませるほか、住民の郷土愛の育成に取り組んでいます。

めざす姿

住民とともに幹線道路への花や街路樹の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。

- 美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネート※した計画を策定し、ストーリー性※をもった取組みを進めます。
- 公民協働の村づくりの取組みとして、幹線道路への花、街路樹の植栽を推進し、美しい村づくりを推進します。

※トータルコーディネート…全体を考え、色やデザインなどを組み合わせること。

※ストーリー性…構成する部分部分が関連性を持ち、それぞれに意味を持って物語のように展開されていること。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------|--------------------------------------|
| ①幹線道路への花や街路樹の植栽の推進 | ●公民協働により、幹線道路への植栽を計画的に推進します。 |
| ②管理や手入れに対する住民の参画促進 | ●広報紙、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。 |
| ③住民参加による花や街路樹の植栽 | ●住民参加による花や街路樹の植栽の趣旨を啓発し、参加者の増加を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-----------------|-----|------------|
| 住民参加による花や街路樹の植栽 | 9か所 | 10か所 |

4. 道路・河川の美化運動の推進

現状と問題点

- 道路については、老人クラブや原村観光連盟、原村建設協会等各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。
- 河川を美しく保つため、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体や各地区を中心に、環境美化活動が行われています。
- 地域の生活環境を維持するため、身近な道路・水路等を住民と共同で維持、作業する原村環境維持事業を実施して、地域の連帯感を養い、共有財産として意識を高めています。

めざす姿

- 村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。
- 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|---|
| ①清掃活動のPRと住民参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、有線放送、ホームページなどを活用して、環境美化に対する啓発活動を行います。 ●清掃ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。 |
| ②ポイ捨て防止のための広報の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、住民意識の高揚を図ります。 |
| ③環境維持事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。 |
| ④外来種の駆除 | <ul style="list-style-type: none"> ●特定外来植物[*]の駆除を行いません。 |

※特定外来植物…特定外来生物法律により、日本国外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものと指定された植物のこと。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-----------|---------------------|--------------|
| 環境美化活動の推進 | 年2回 (春：全地区、秋：任意) | 年2回 (全地区) |

5. 環境にやさしい公共事業

現状と問題点

- 本村の景観として、また自然との共生において、河川は重要な資産であると考え、治水面や農業用排水機能だけでなく、自然や生態系[※]に配慮した整備も重要です。
- これまでコンクリート主体の整備が行われてきた事実は否めませんが、今後の公共事業においても環境への配慮が求められています。

※生態系…地域に住むあらゆる動植物が関連し、バランスを保ちながら生きている状態。

めざす姿

- 自然環境、生活環境に配慮した、環境にやさしい公共事業を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------|--|
| ①環境にやさしい公共工事の推進 | ●計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。 |
| ②道路の支障木の伐採 | ●道路脇の立木が村道に倒れ、枝が路上にかかると道路交通に支障が出るため、計画的に支障木の伐採を進めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-----------|------|------------|
| 道路の支障木の伐採 | 100m | 2,000m |



6. 公害対策

現状と問題点

- 環境基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭等の公害で、環境基準を超えるものは村内では確認されていません。しかし、ダイオキシン^{*}や環境ホルモン^{*}など有害化学物質による環境や人体への影響が懸念されています。
- 道路脇への空き缶等のポイ捨て、家電製品やタイヤ、バッテリーなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの屋外焼却は、後を絶たない状況です。

※ダイオキシン…毒性が強く分解されにくい有機塩素化合物。主に低温でのごみの焼却で発生し、皮膚や内蔵障害を起こし、催奇形性・発癌性があるものも少なくない。

※環境ホルモン…生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。

めざす姿

- 行政、住民、事業者が連携して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図ります。
- 農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。
- ペットを持つ飼い主のマナー向上を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|---|
| ①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発の推進 | ●河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。 |
| ②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制の強化と住民への意識啓発 | ●定期的に巡回パトロールを実施するとともに、広報紙や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。 |
| ③公害問題に関する相談窓口の充実 | ●県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。 |
| ④ペットのふん害対策の推進 | ●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚を図ります。 ●ふん害多発地域へ啓発看板を設置し、ふん害防止と飼い主のマナー向上を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-------|------------|
| 不法投棄物の処理費用 | 350千円 | 250千円以下 |

第2項 持続可能な「循環型社会」の創出

1. ごみの排出抑制とリサイクル

現状と問題点

- 住民一人が1年間に出すごみの排出量は、平成21年度240kgでしたが、平成25年度には278kgと、年々増え続けています。
- 本村では、地区衛生自治会の協力により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビニール類、食用廃油等に分別しています。
- 本村では、ごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する助成を行っています。
- ごみのリサイクル率は、平成25年度には22.6%となり、住民にリサイクル意識が徐々に浸透しています。現在は、衛生自治会の協力を得てペットボトル、容器包装プラスチックの収集も行っています。
- 諏訪南行政事務組合では、ごみ処理基本計画を作成し、平成32年度には住民一人が1年間に出す家庭ごみの量を20%削減、リサイクル率を30%以上とする目標を定めました。

めざす姿

- ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。
- ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組めます。
- ごみの排出量を抑制し、焼却ごみゼロをめざすため、3R[※]（発生抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動等に取り組めます。
- 生ごみの堆肥化を支援する施策を通じて、リサイクル活動を促進します。
- リサイクルの可能性を研究し、資源の循環を促進します。

※3R…Reduce, Reuse, Recycle の3つの R。ゴミの排出量を削減する(Reduce)、使えるものを再使用する(Reuse)、資源として再度使用できるものを再資源化する(Recycle)こと。

第1節 人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------------|---|
| ①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発 | ●分別の徹底とごみの排出抑制について住民への意識啓発活動を行います。 |
| ②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進 | ●新リサイクルセンターの建設に伴いスチール缶、アルミ缶の分別収集、粗大ごみの分別方法について検討します。 |
| ③生ごみの自家処理*の推進と堆肥化の推進 | ●生ごみ自家処理方法について、地区住民説明会や勉強会等を開催し、生ごみの資源循環の仕組みづくりを図ります。 |
| ④ごみ持ち帰り運動の推進 | ●村内の公共施設や観光施設等で、ごみ持ち帰り運動を展開します。 |
| ⑤3R（発生抑制、再使用、再利用）運動の推進 | ●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取組みを例示しながら住民意識の高揚を図ります。 |
| ⑥不用となった生活雑貨の再利用の促進 | ●住民団体が開催する不用品交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。 |
| ⑦循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発 | ●新エネルギー*・省エネルギーの推進組織を設立し、公民協働で循環型社会とリサイクルを推進します。 |

※生ごみの自家処理…食材や食べ物による生ごみを家庭や事業所などで堆肥化し、ごみとして排出しないこと。

※新エネルギー…新エネルギー法(新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法)において定義され、同法に基づき政令で指定されたエネルギーのこと。バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電等が指定されている。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------------------|--------|------------|
| 一人1日辺りに排出する全ての家庭系ごみ | 606.5g | 20%削減 |
| ごみのリサイクル率 | 22.6% | 30%以上 |

2. ごみ処理体制の広域化

現状と問題点

- 本村のごみ処理は、各地区衛生自治会で管理運営するごみ収集ステーションに出されたものを、行政で委託により収集運搬しています。焼却ごみは、諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、南諏衛生センターで資源化しています。資源化できないものについては、最終処分場に埋め立てています。
- 資源物（瓶類を除く）は本村独自で業者委託により資源化しています。
- 諏訪南行政事務組合では、平成31年度の稼働開始を目標に新リサイクルセンターの建設計画を進めています。
- 茅野市・南諏衛生施設組合の最終処分場は、現状のまま埋め立てていけば、平成32年には計画埋め立て量に達し埋め立てができなくなります。諏訪南行政事務組合では、平成32年の稼働開始を目標に、今後排出される焼却灰を処理する新たな最終処分場の整備計画にとりかかりました。

めざす姿

- ごみの排出区分については、市町村で異なっていることから、広域体制によるごみ排出区分の一元化を検討します。
- 諏訪南行政事務組合と南諏衛生施設組合の統合によるごみ処理の効率化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------|---|
| ①広域体制によるごみ処理施設建設の検討 | ●新リサイクルセンターの建設及び新たな最終処分場建設を検討します。 |
| ②ごみ排出区分の一元化の検討 | ●新たな最終処分場、新リサイクルセンターの稼働に合わせ、ごみ処理の一元化を検討します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------------|-----|-------------------------|
| 広域体制によるごみ処理施設の建設 | — | 新リサイクルセンター建設 最終処分場建設 |

3. 環境と農業のかかわり

現状と問題点

- 近年化学肥料や農薬への依存度が増し、土づくりがおろそかになる傾向にあり、また、農家の高齢化や後継者不足により遊休荒廃農地が増加しています。
- 土壌診断に基づく適正施肥を、信州諏訪農業協同組合や農業改良普及センターの指導で実施し、原村で生産される畜産農家の糞尿を熟成させた有機肥料の購入費の一部を補助するなど、有機肥料の利用を推進するとともに農地流動化の促進に努めています。
- 本村は天竜川、富士川の最上流部に位置し、水質の保全について深いかかわりを持っていますが、近年本村の下流域に位置する諏訪湖の汚染が問題となっています。
- 農業生産には被覆シート、マルチシート、肥料袋等、多くのプラスチック資材が利用されています。現在農業用廃プラスチックは農協が有料で回収処理しており、これらの廃棄物には再利用可能な物もあります。

めざす姿

- 畑等から河川に流入する肥料成分（窒素、リン）を抑制し、水質の浄化に取り組めます。また、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察等体験学習の場を提供します。
- 農業用プラスチックについては、資源や燃料としての再利用を検討し、あわせて生分解性マルチ^{*}などのエコロジー資材の導入も推進します。

※生分解性マルチ…土中の微生物などにより、自然に分解するプラスチック素材を使用した農業資材。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|--|
| ①土壌診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進 | ●土壌診断に基づく有機肥料の利用に対して補助を行います。 |
| ②農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用 | ●農業技術者連絡協議会・農協と共同して農業用廃プラスチックの回収を実施するとともに、再利用化やエコロジー資材の導入を推進します。 |
| ③休耕田を利用したビオトープ [*] による水質浄化と生態系の維持及び学習や憩いの場の提供 | ●休耕田を利用したビオトープを周知し、設置の促進を図ります。 |

※ビオトープ…通常の生活や活動がなされている建物や公園、農地などに、その地域に本来ある生態系を保全、復元した施設。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------|--------------|------------|
| 主要河川の全窒素含有量 | 1.8～3.4 mg/l | 現状値の50%削減 |

第3項 地球温暖化防止対策

1. 新エネルギー利用の促進及び省エネルギーへの取組み

現状と問題点

- 「新エネルギービジョン」「省エネルギービジョン」を策定しましたが、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの導入や利用拡大等エネルギー政策の転換が全国的に急務となったことを受けて、「原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会」を設置し、地域特性を生かし景観に配慮したエネルギー施策を検討しています。
- 地球温暖化は最も深刻な環境問題とされ、2015年12月には温室効果ガス[※]の削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。世界規模で地球温暖化対策に取り組むこととなり、これまで以上に自治体におけるエネルギー対策が重要となっています。

※温室効果ガス…地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体(CO₂、フロンガス、メタンガス等)の総称。

めざす姿

- 地球環境や村の環境保全に寄与する再生可能エネルギーの導入を促進するため、村の森林資源等を活用するとともに、農業生産との連携や新エネルギー利用による新たな産業、雇用の創出を図ります。
- また、持続可能な社会[※]の構築を目指し、住民の一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう節電・省エネ運動や環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。

※持続可能な社会…地球の自然環境を保全し、資源を枯渇させることなく社会生活が持続できるようになった社会。

第1節 人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------|--|
| ①再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none">●原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会により新エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進を検討します。●エコカー、木質バイオマス*の普及に取り組めます。●森の森林資源を有効活用するため、薪ストーブ利用者等を対象に薪割機を貸し出します。 |
| ②環境学習の充実 | <ul style="list-style-type: none">●教育機関との連携や村づくり講座により、環境学習会の充実を図ります。 |
| ③公共施設等における温室効果ガス削減 | <ul style="list-style-type: none">●温室効果ガス削減率の向上に取り組めます。 |

※バイオマス…植物などから得られる生物資源。化石燃料と異なり、再生産が容易な資源。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------------|--------|------------|
| 省エネルギーの推進 （公共施設の温室効果ガス） | 0.2%削減 | 0.2%以上の削減 |



第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備

1. 水資源の確保と調整

現状と問題点

- 自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。
- 天竜川水系と富士川水系の最上流部に当たる本村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要です。
- 本村は、河川が少なく水資源の確保が重要となっていますが、近年水の汚れがみられます。
- 河川や水路の水利用については農業利用が主であり、水路等の改修による有効利用に加え、防災への対応も求められています。

めざす姿

- 河川の水質改善や汚染防止に努め、安全な水資源の確保を図ります。
- 水資源の保全、確保のために、植林や間伐等の森林を整備します。
- 井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------|--|
| ①水源地の保全 (保安林の適切な維持管理) | ●関係地区の同意を得ながら水源かん養林の健全な維持に努めます。 |
| ②農業用施設の適正な維持管理の推進 | ●ため池の浚渫や農業用水路の補修により、農業用水の効率的な利用を図りたい。また、村内の畑かん施設の定期的な整備によりかん水機能の低下を防ぎます。これらの維持工事については極力補助事業を導入し地元負担の軽減を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------------------|--------|--------------|
| ため池、農業用排水路、畑かん施設の維持管理 | 年 1 か所 | 年 1 か所 |

2. 給水施設の整備と施設の有効利用

現状と問題点

- 水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給しています。
- 村内においては、現在7か所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

めざす姿

- 「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。
- 災害に強いライフライン*整備のため、断水区域を最小限にします。
- 水の安定供給のため、老朽化した接着式VP管*の敷設替えと鉛管*の取り替えを計画的に施工するとともに、新たな水源確保を実施します。
- 水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。

※ライフライン…水道、ガス、電気など生活に不可欠な供給路のこと。

※VP管…硬質塩化ビニル管のこと。

※鉛管…鉄管などと比べ腐食しにくく、曲げるなどの加工がしやすかったために使用されていた、鉛による管。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------|--|
| ①新たな水源の確保 | ●新たな水源を整備します。 |
| ②老朽管の布設替えの実施 | ●老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。 |
| ③災害に強い水道設備の整備 | ●水道施設の耐震化を検討し整備します。 ●複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。 ●水源等監視システムの更新を行います。 |
| ④健全経営の推進 | ●経費の節減に努め、安定した経営を実施します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-----|------------|
| 老朽管の敷設替え延長 | 2km | 10km以上 |

3. 水質保全と生活排水浄化施設の整備

現状と問題点

- 本村は、天竜川、富士川の最上流部に位置し、村内を流れる河川は諏訪湖に流入しています。下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽は年間約30基が新しく設置され、平成26年度には普及率85%となっています。
- 平成13年の浄化槽法改正以前に建築された住宅については、単独処理浄化槽が設置されている状況であり、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。また、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。
- 生活排水以外の河川の汚染源として、農地から流出した窒素等肥料分の流入が問題になっています。

めざす姿

- 水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち 2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。
- 河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業[※]への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。

※環境型農業…土づくりを行ない、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境にやさしい農業を展開すること。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------------|--|
| ①河川等の水質検査の継続実施 | ●河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。 |
| ②浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発 | ●下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります |
| ③下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理 | ●地勢や使用状況等に合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討 |
| ④浄化槽排水の処理方法の研究 | ●国、県の基準を参考にしながら、今後の浄化槽排水処理方法について研究します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-----|------------|
| 合併処理浄化槽普及率 | 85% | 90% |

4. 下水道事業の運営管理

現状と問題点

- 下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進めてきました。その結果、下水道整備面積272.7ha、普及率79.6%、接続率95.1%（平成27年3月31日現在）となり、整備も順調に進んでいます。

めざす姿

- 下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。
- 下水道事業の健全経営を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------|---|
| ①下水道接続率向上のための啓発活動の推進 | ●訪問や文書により効果的に接続をお願いします。 |
| ②計画的な管路調査による維持管理の推進 | ●管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理、適正な維持管理を実施し維持管理費の縮減を図ります。 |
| ③下水道使用料の適正な料金体系の検討 | ●適正な下水道使用料を検討します。 |
| ④健全経営の推進 | ●経費の節減に努め、安定した経営を実施します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-----------|-------|------------|
| 下水道接続率の向上 | 95.1% | 99% |

第5項 自然と調和した居住環境の整備

1. 住宅用地の確保（重点施策）

現状と問題点

- 住宅用地の確保は、人口の減少に歯止めをかけ、村の持続性ある発展のため重要な課題です。
- 原山地区、上里地区は人口が増加しており、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著です。
- 本村の人口は現在横ばい状態ですが、核家族化等によって世帯数は増加しており、村の人口維持のためには今後も新たな住宅地の確保が必要です。

めざす姿

- 人口減少対策と少子化防止のため、村の中心に近い場所に若い子育て世代の移住・定住促進のための優良で安価な住宅地の確保を推進します。
- 耕作不適地の転用を推進し、リビングゾーンへの計画的な住宅用地の確保を図り、グリーンリゾートゾーン（原山地区）への無秩序な宅地開発を抑制します。
- 住宅用地の需要と民間による住宅用地供給のバランスを見極めながら、原村土地開発公社により、本村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅団地の整備を検討します。
- 分譲住宅用地以外にも若年層を中心とする生産年齢人口の移住・定住の促進に効果的な公営住宅用地の確保と建設を検討します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------|---|
| ① 払沢上フラワー団地の分譲促進 | ●ホームページや広報媒体による PR に加え、現状にあった分譲価格を再検討し、早期完売を図ります。 |
| ② 新たな住宅団地整備の検討 | ●若い子育て世代の移住・定住を促進するため村の中心に近い場所に優良で安価な住宅団地の造成を検討します。 |
| ③ 耕作放棄地等を中心とした住宅用地への転用推進 | ●新たな住宅の確保の一環として、耕作放棄地や耕作不適地の住宅用地への転用を推進します。 |
| ④ 公営住宅の検討 | ●人口減少対策として若年層の移住・定住を図るため新たな公営住宅の用地確保と建設を検討します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|------------|------|--------------|
| 新たな住宅団地の分譲 | 0 か所 | 1 か所 |

2. 住宅対策の拡充（重点施策）

現状と問題点

- 平成 26 年度における一般住宅の建築工事届の件数は 71 件で、内新築件数は 70 件です。村営住宅については、低所得者向けの公営住宅 6 戸、中堅所得者向けの特定賃貸住宅 8 戸があります。

めざす姿

- 少子高齢化のなかで村を維持し活力ある地域をつくるため、さらなる若者の移住・定住を促進するため、住宅地整備や村営住宅を充実します。
- 近い将来発生すると想定される東海地震、東南海地震、首都圏地震等から、住民の生命、財産を保護するため、耐震診断や耐震補強工事を促進します。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|------------------------|--|
| ①若者の移住・定住に寄与する住宅新築への補助 | ●住宅を新築又は購入した若者（40 歳未満）に 50 万円を補助します。 |
| ②住宅耐震改修事業 | ●建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|---------------------------|-------|--------------|
| 平成 18 年度からの若者定住促進事業補助件数累計 | 179 件 | 250 件以上 |



3. 各種規制の検討

現状と問題点

- 居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めています。
- 太陽光発電は自然エネルギー^{*}の優れた活用方法ですが、地上型の太陽光発電施設については景観や環境への影響を考慮した適切な設置が求められています。

※自然エネルギー…太陽光発電や風力発電など、自然から生み出されるエネルギーのことであり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、化石燃料由来のエネルギーと比べ、クリーンなエネルギー。

めざす姿

優れた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準等の整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発等においては、建築協定^{*}等を結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに、住宅の増加等を考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するため規制等についても検討します。

- うるおいのある住宅地を形成に向け、建築ガイドラインや住民協定等を検討します。
- 住みやすいうるおいのある住環境を創出するには、住民の弛みない努力が必要であることを啓発します。

※建築協定…良好な景観や環境を保全するため、住民全員の合意により協定区域を定め、建築方法などに一定の制限を設ける協定。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------------|--|
| ①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。 ●事業用の太陽光発電施設等について、「原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」に基づいて、景観や周辺の環境に配慮した施設となるように誘導していきます。 |
| ②自然環境や景観、生活環境に配慮したうるおいのある住宅地の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ●建築ガイドラインを策定し、景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。 ●景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。 |
| ③各種条例等の導入に関する検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------|-----|------------|
| 各種住宅地の規制 | 未策定 | 策定 |

4. 公園・緑地・水辺空間の整備（重点施策）

現状と問題点

- 各地区に広場やグラウンドを整備し、地区管理のもと利用されています。
- 本村の河川は急しゅんで川幅が少ないため、親水広場等の設置は阿久川の一部に限られています。
- アンケート調査の結果では、村の中心に近い場所に子どもを安心して遊ばせることの出来る公園が欲しいとの意見が非常に多く寄せられました。

めざす姿

- 安心して子育てが出来る環境を整えるため、子どもを遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備や既存公園の見直しを検討します。
- 住民自らがデザインした愛着のある公園整備を推進します。
- 水に親しみ、水を学ぶうえでも水辺空間の整備は、必要な施策の一つです。村内の河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、用水・親水・河川が共生する整備を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------|---|
| ①自然と暮らしが調和した公園・緑地等の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●おらほうのむらづくり事業*を活用し、住民参加の公園緑地の整備を進めます。 ●コミュニティ助成事業を活用し、自然と暮らしが調和した公園、緑地の整備を推進します。 |
| ②親水空間整備を視野に入れた環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の意向を取り入れた、植物や生物とふれあいのできる水と緑の空間整備を図ります。 |
| ③公園の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●村の中心に近い場所に子どもを安心して遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備を検討します。 |

※おらほうの村づくり事業…住民と行政が一体となった「むらづくり」を推進するため、自分たちの住む地域の環境を自分たちの手で自主的、自発的に整備する活動に対する補助制度のこと。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------------|--------|------------|
| 公園の新規整備数 | 0 か所 | 1 か所 |
| おらほうのむらづくり事業・コミュニティ事業の活用件数 | 2 件（年） | 3 件（年） |

第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

1. 主要地方道・県道の整備促進

現状と問題点

- 主要地方道・県道は村内の各集落を結び、さらに他市町や諏訪南インターへも連絡しています。
- 幹線道路である県道は、一部集落内に未改良区間があり、交通環境の悪化を招いており、諏訪建設事務所等と連携し、住民の理解と協力を得て、拡幅改良や安全施設の整備が必要です。
- 集落内を通過する部分は、2車線化の改良がおおむね完了していますが、集落内を通過する道路の一部に用地買収困難な箇所が残っています。

めざす姿

- 地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。
- 道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。
- 国道20号坂室バイパスへの接続の円滑化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------------------|---|
| ①県道払沢茅野線、宮川・坂室のJRガード下の拡幅改良 | ●茅野市へ接続する幹線道路(緊急輸送路)JRガード下は交互通行状態であるため、早期拡幅改良できるよう関係機関へ要望します。 |
| ②主要地方道・茅野北杜葦崎線の歩道設置(中新田地区内) | ●県と連携を図りながら、歩道設置事業が円滑に進むよう取組みます。また事業採択延長の拡大も検討します。 |
| ③一般県道・神ノ原青柳停車場線の拡幅改良(払沢) | ●継続して早期整備を県に要望します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|-------------------|-----|------------|
| 主要地方道茅野北杜葦崎線の歩道設置 | 70m | 300m |

2. 村道の維持管理と整備促進

現状と問題点

- 村道は、計画的に整備を進めていますが、幹線道路の一部に未改良区間があり、今後も取り組む必要があります。
- 諏訪南インターに直結するズームライン、エコーラインなどは大型車の交通量が増加し、道路舗装の損傷等がみられ、早期対策が必要となっています。
- 茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞箇所が生じており交差点改良等対策が求められています。
- 平成 26 年に道路法が改正され、全ての橋梁について 5 年に 1 回点検を実施することが義務化されました。

めざす姿

- 安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。
- 道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取り組めます。
- 橋梁等の長寿命化計画策定に向けた取り組みを実施し、適切なメンテナンスを行うとともに長期的なコスト圧縮を図り、予防保全型の維持管理に努めます。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|----------------------------------|--|
| ①茅野市、JR 青柳駅へつながる道路の拡幅改良（御狩野判之木線） | ●茅野市と行政界を跨ぐ道路であるため、茅野市と連携しながら整備を図ります。（未改良区間 原村 72m、茅野市 115m） |
| ②中央道側道の拡幅改良 | ●未改良区間の早期事業化に向け、調査、検討します。 |
| ③村道の計画的な整備の促進 | ●道路舗装状況や住民要望等を考慮しながら計画的な修繕、整備を行います。 |
| ④道路等の老朽化対策 | ●橋梁は 5 年に一度、近接目視による点検を実施し、舗装、照明等は点検・調査を実施してメンテナンスサイクルの構築を図ります。 |
| ⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全 | ●主要な橋梁については長寿命化計画を策定していますが、全橋梁を対象にした修繕計画策定に向け、取り組めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|----------------------|-------|--------------|
| 橋梁点検、診断の結果に基づく計画的な修繕 | 1 橋 | 5 橋 |
| 舗装道路の整備（舗装率） | 54.4% | 55.0% |

3. 交通安全と道路環境の整備

現状と問題点

- 安全で快適な交通を確保するため、危険箇所における安全対策、安全設備の整備に努めています。
- 村内の事故件数は減少傾向にありますが、年間に 20 件前後の交通事故が発生し、死傷者は 30 人前後となっています。
- 本村は寒冷地で、冬期間は降雪や凍結により、交通上の支障や交通安全上の危険が伴います。

めざす姿

- 道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。
- 関係団体や地域住民と連携し、現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。
- 歩行者については、高齢者や障がい者等誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討します。
- 関係機関と協力し、通学路の危険箇所の点検、横断歩道の設置要望等を行ないます。
- 交通事故防止については、継続的な活動を行う事が必要であるので、普及・啓発活動を継続し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校・PTA などあらゆる機会をとらえ、交通安全教育の推進を図ります。
- 冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|---|
| ①交通安全施設の計画的な整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。 ●交差点については路面標示、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。 |
| ②安定的・継続的な除雪体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図るとともに道路情報の収集と提供に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|------------|----------------------|--------------|
| 年間交通事故発生件数 | 19 件 (H22～26 の平均) | 17 件 |

4. 公共交通の充実

現状と問題点

- 茅野市と原村が「茅野市・原村地域公共交通活性化協議会」を設置し、運行事業者が国庫補助を受け運行していますが、赤字分は村が補てんしています。
しかし、国庫補助金の減少に伴い赤字補てん額は年々増加しています。
- 本村の公共交通は、通学通勤や病院への通院等住民の生活を支えるため、平日の定時定路線運行を行っています。現在は、茅野駅から原村払沢車庫までの「穴山・原村線」、朝晩の役場までとすずらの里駅までの「セロリン号」による通学通期支援便、村内を4方向に循環する原村循環線を運行しています。
- 地域の要望により交通弱者に配慮したフリー乗降の設置や、通学通勤支援便等の充実を図ってきた一方、公共交通空白地域への路線拡大も必要に迫られています。
- 高速バスは、利便性・経済性に優れ多くの方が利用していますが、高速バス停までの公共交通の利便性が低く、利用者の多くは自家用車を使用しています。
- 高速バス利用推進のため、平成25年に駐車場を整備、拡充しましたが、利用者の増加に伴い駐車スペースが不足しています。

めざす姿

- 赤字補てん額を増やすことなく住民ニーズに応えた、効率的な公共交通を目指します。
- 高速バスと公共交通との連携を図り、利便性向上を目指します。
- 高速バス会社とタクシー会社等民間業者と連携し利便性向上を目指します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------|--|
| ①持続可能な公共交通の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用意向アンケート、地域懇談会、調査事業所の検証結果等に基づいて路線・ダイヤを見直し、公共交通の利用促進を図ります。 ●公共バスは年々周知されつつありますが、さらにPRに努め利用人口を増やします。 |
| ②他の公共交通との連携の検討 | ●電車や高速バスなど他の公共交通と接続する利便性の高い公共交通手段を検討します。 |
| ③高速バス利用者用の駐車場整備 | ●高速バス利用者用の駐車場を拡充します。 |
| ④高速バス停におけるタクシー情報の充実 | ●高速バス停からの移動手段を確保するため、タクシー情報の充実を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|---------|------------|
| 穴山・茅野線利用者数（延べ） | 10,374人 | 12,500人 |
| セロリン号利用者数（延べ） | 12,650人 | 15,200人 |
| 高速バス停駐車場の駐車台数 | 30台 | 40台 |

第7項 安心して暮らせる村づくり

1. 消防力の強化

現状と問題点

- 本村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と原村消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。
- 村内の消防水利は、防火貯水槽 85 基、防火貯水池 3 か所、消火栓 636 基を中心に整備されており、他は河川等の自然水利となっています。
- 原村消防団は、現在 4 分団、団員 200 名で組織されており、ポンプ操法大会等を通じ、消火訓練や水防訓練等の訓練を重ねています。また平常時においては火災予防広報、防火診断等に従事し、広範囲な消防活動にあたっています。しかし、消防団員の多くが村外勤務者で、迅速な招集や新入団員の確保が困難になっています。
- 現在、ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 9 台が各分団に配備されています。

めざす姿

- 消防施設・設備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。
- 農閑期や冬季等の減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。
- 魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。
- 大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員 OB や地域住民との協力体制の整備について積極的に研究、推進していきます。
- 装備面においても、計画的な更新を図っていきます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------|--|
| ①防火貯水槽と消火栓の設置促進 | ●防火貯水槽、消火栓の整備を計画的に行います。 |
| ②消防団員の確保と育成 | ●消防団 OB の再入団と、女性消防団員の確保を図ります。 ●消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。 |
| ③消防車両の更新 | ●消防車両の計画的な更新と小型軽量化を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------|-----|--------------|
| 女性消防団員数 | 3 人 | 8 人 |
| 消防車両の更新台数 | — | 4 台（5 年間累計） |

2. 防火意識の高揚

現状と問題点

- 近年、住宅火災による特に高齢者の死傷者が増えており、消防団員による一人暮らし高齢者家庭訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施し、火災の未然防止を促進しています。
- 消防署と消防団が協力し、火災予防の広報等防火意識の高揚に努めています。

めざす姿

- 個人住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置率 100%を目指し、指導・広報を行います。
- 防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|--------------------|--|
| ①一人暮らし高齢者家庭訪問の実施 | ●一人暮らしの高齢者住宅を訪問し防火診断を行い、火災の未然防止を促進します。 |
| ②住宅用火災警報器の設置促進 | ●住宅用火災警報器の設置促進のため広報活動と設置の指導を行います。 |
| ③原小学校2年生による防火広報の実施 | ●原小学校2年生により村内各事業所を訪問し、防火について呼びかけを行い防火意識の高揚を図ります。 |
| ④消火訓練の実施 | ●各地区で行われる防災訓練に合わせ消火訓練を行います。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------|-----|------------|
| 住宅用火災警報器設置率 | 72% | 80%以上 |

3. 防災体制・対策強化

現状と問題点

- 本村は、過去の集中豪雨・台風に伴う河川の氾濫や大雪等により甚大な被害を受けました。こうした自然災害に対処するため、防災対策の強化に取り組んできました。
- 本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定されました。
- 東日本大震災及び長野県北部地震、長野県神城断層地震等大きな地震の際、本村でも大きな揺れを観測しました。
- 近年、地震をはじめ風水雪害等の自然災害や、武力攻撃事態等の特殊災害へ備え、住民の生命、身体及び財産の保護への取組みが増々重要視されており、住民の関心も高まっています。
- 国の地震防災対策を反映して、平成26年度に原村地域防災計画の全面改定を行いました。

めざす姿

- 災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------|---|
| ①防災意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練や各種講習会、広報紙等による情報提供、啓発活動により、住民の防災意識を高めます。 ●防災訓練や自主防災組織等、防災活動への積極的な参加促進を図ります。 |
| ②連携体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●区・自治会や自主防災組織等の地域団体と連携し、災害時要援護者の支援等、地域における防災体制を充実します。 ●災害時における情報伝達手段を拡充し、住民をはじめ消防・警察等の関係機関との連携を強化します。 ●おらほうの村づくり事業等を活用し、自主防災組織の連携体制づくりを推進します。 |
| ③防災対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●原村地域防災計画の見直しと計画の推進を図ります。 ●災害発生時を想定した業務継続計画を策定します。 |
| ④緊急物資及び応援体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に備え、食糧や医薬品、防災資機材等を備蓄します。 ●災害時の応援（支援）協定等の締結により、応援体制を確保します。 |
| ⑤住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震が発生した際に、家屋の倒壊による被害を最小限に止めるために、住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-----|------------|
| 自主防災組織の団体数 | 8団体 | 15団体 |

4. 地域安全体制の確立

現状と問題点

- 地域社会における近隣住民同士の綿密な関係が薄れ、犯罪を未然に防ぐ防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。

めざす姿

- 警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。
- 「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。
- 保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------|--|
| ①防犯灯の設置等の推進 | ●地区の要望をふまえ、防犯灯の設置及び修繕に対して助成支援します。 |
| ②地域安全活動の推進 | ●防犯診断・街頭広報等により、防犯意識の高揚と犯罪防止を図ります。 ●緊急メールなどによる犯罪発生状況や防犯対策に関する情報提供を行い、住民の犯罪に対する関心と対策を促進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------------------|------|------------|
| 街頭広報 | 4回 | 4回 |
| 緊急メールの登録者数 （防犯） | 495人 | 520人 |

5. 治山事業と河川改修の推進

現状と問題点

- 村内の保安林は、水源かん養保安林 108ha であり、保安林の大部分は立場川溪谷を保全するものです。
- 治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施してきました。近年、水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止等、森林のもつ公益機能の充実が必要となっています。
- 原村には、3つの一級河川と 16の普通河川があり、そのうち6河川が砂防指定を受けています。河川改修は、ほ場整備事業の進捗により、概ね改修工事は終了しています。しかし、ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、護岸整備が進められています。
- 各河川は、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地等への被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県等の関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。

めざす姿

- 地球温暖化が進展し、極端な大雨や強度な台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ的確に復旧事業に取り組めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------|---|
| ①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。 ●警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。 |
| ②災害発生後の迅速かつ的確な災害復旧への取組み | <ul style="list-style-type: none"> ●パトロール及び区や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。 |
| ③住民からの情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害の発生が予想される場合は、有線放送で周知するとともに情報提供を依頼します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|---------|-------|--------------|
| 危険箇所の把握 | 年 1 回 | 年 1 回 |

6. 消費生活の安全と向上

現状と問題点

- 近年の経済社会のグローバル化や高度情報化社会の進展等に伴う、モノ中心の消費から通信等サービスへのシフト、高齢化社会の進展等、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。特に高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や特殊詐欺の被害は後を絶たない状況となっています。
- 環境問題や食の安全等への消費者の関心が高まってきており、消費者行政の一層の充実が求められています。

めざす姿

- 高齢者が特殊詐欺被害にあわないよう啓発活動を推進します。
- 消費者の利益を保護するためより速い情報提供に努めます。
- 省資源・リサイクルなどに努め、環境と調和した消費者行動への転換を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------------|---|
| ①消費生活※情報の提供 | ●啓発文書の配布等により、住民の意識高揚を図ります。 |
| ②消費者組織や消費生活サポーターの育成及び「見守り」活動の推進 | ●県等が開催する講座やセミナーの情報を提供します。 ●子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議の開催や消費生活サポーターの登録数を拡充し、見守り体制の強化を目指します。 ●地域で取り組む高齢者の「見守り」を強化し、特殊詐欺被害等の未然防止の推進に努めます。 |
| ③消費生活相談体制の確立 | ●消費生活センターと連携を図り、相談窓口機能の強化を図ります。 |
| ④不用品の再利用の促進 | ●消費者組織による、リサイクルバザーの広報等強化をします。 ●レジ袋削減のためのマイバック調査を継続していきます。 |

※消費生活…人が生活を行っていく中で、商品やサービスを購入してそれを消費するという部分のこと。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|-----|------------|
| 消費生活サポーターの登録者数 | 6人 | 10人 |

7. 住民相談の充実

現状と問題点

- 住民が安心して暮らしていくために、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設していますが、生活形態の都市化、多様化に伴い、相談内容も専門的、複雑化していく傾向にあります。
- 高齢者が抱える法律問題としては財産管理や遺言・相続問題等が増加してきています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害も後を絶たず大きな問題となっています。
- 国民の基本的な人権は憲法で保障されていますが、私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴うさまざまな問題が少なからず存在しています。
- 村では定期的に行政相談を行っています。委員の認知率は全国的に低く、当村の相談件数も伸びていない状況です。

めざす姿

- 国、県等の専門機関との連携を強化し、各種相談体制の周知や人権意識の高揚のため学校・地域・職場等のあらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

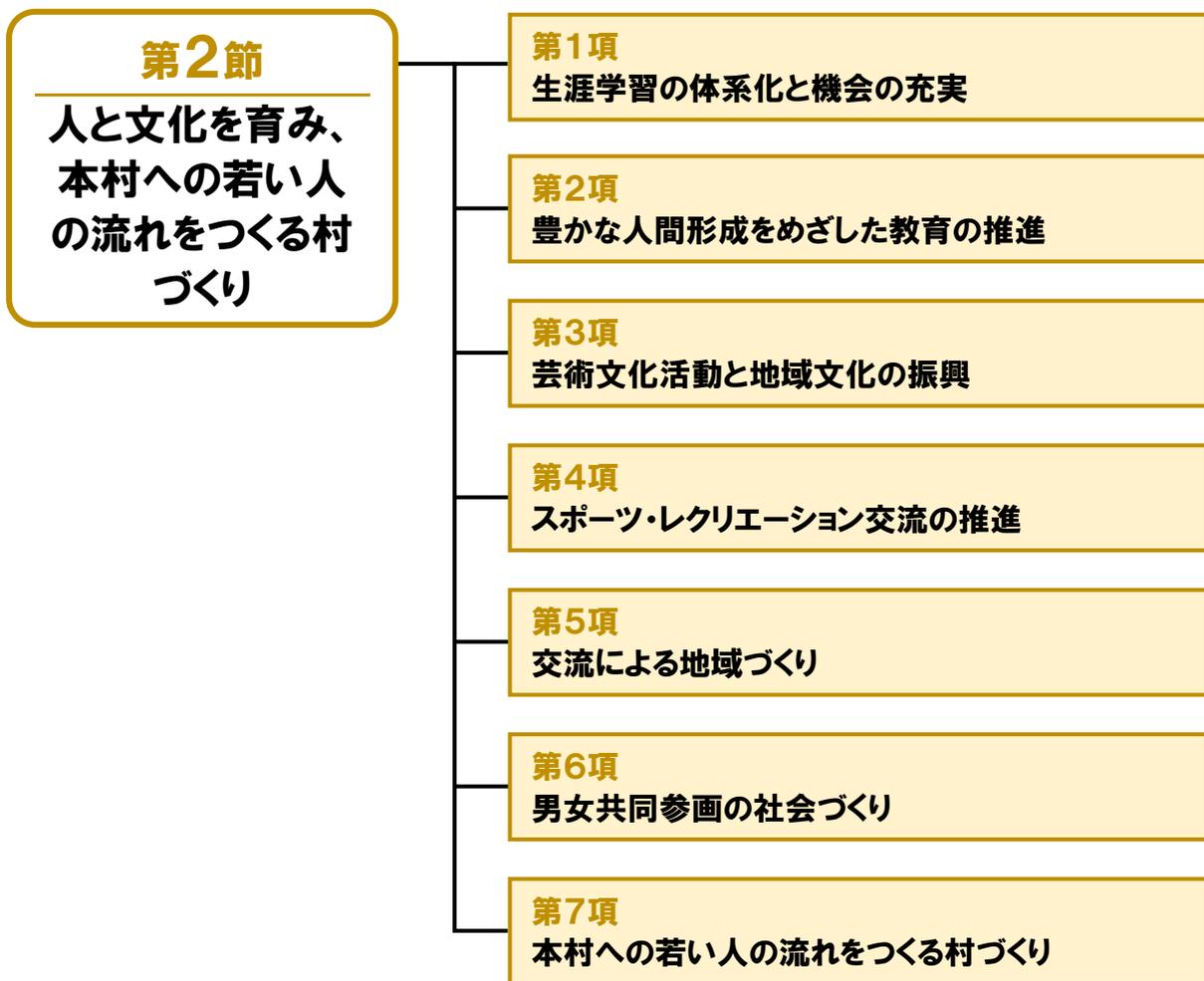
具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------|--|
| ①相談体制の充実 | ●弁護士による無料法律相談をはじめ、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談を開催します。 |
| ②広報、啓発活動 | ●各種相談について、積極的な広報・啓発を行うことにより認知率を高めていきます。 |
| ③心配ごと相談体制の充実 | ●住民が安心して相談に来られるよう、民生委員による心配ごと相談所を開設し、相談体制の充実を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|---------------|-------|--------------|
| 無料法律相談の平均相談件数 | 4 件／回 | 5 件／回 |

第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり



第1項 生涯学習の体系化と機会の充実

1. 生涯学習機会の提供と支援（重点施策）

現状と問題点

●生涯学習の役割

自己実現や地域づくりのため、一人ひとりが自らの考えや行動に基づいて行う「学びの場」を通じ、生きがいをつくり豊かな人生をおくるために、生涯学習の果たす役割が重要になっています。

●生涯学習の多様化、高度化

急速に変化しつつある社会において、住民の生涯学習に対する要求はより多様化、高度化しています。このため本村では、住民が生涯にわたっていきいきと暮らすために、公民館事業を中心に、乳幼児期から高齢期まで各年代層に応じた様々なテーマの講座や学級を開催し、生涯学習機会の提供と支援に努めています。

めざす姿

- 住民の学習意欲に応じた各種講座、学級等の事業実施や、各種学習グループの育成に努めるとともに学習活動の継続を支援し、生活文化や教養の向上をめざします。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------|--|
| ①住民ニーズに応じた講座、学級の開設 | ●意見聴取、アンケートなどにより住民ニーズを反映した講座学級を開催します。 |
| ②学習成果の継続支援 | ●公民館事業をきっかけとし、自主グループとして自らが学ぶ機会の充実を支援します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|------------|------------|
| 公民館講座・学級開設 | 20 講座・3 学級 | 23 講座・4 学級 |

2. 図書館施設の充実と利用促進

現状と問題点

- 平成26年度の個人貸出冊数は117,454冊で、人口一人当たりの貸出冊数は15.8冊となり県下で第2位となっています。また、諏訪広域公共図書館情報ネットワークを通じ、1ヶ月に2,000点以上の動きがあり、資料の有効利用と利用者の利便性が図られています。
- 図書館は資料収集、情報提供の他に生涯学習施設としての役目を持っており、学んだ知識を実践するきっかけづくりとして、「米粉のベーカリー」やこめっこクラブが作成した「米粉のレシピ集」を貸し出し、米の消費・普及に貢献しています。
- 原村図書館ではボランティアグループのおはなし会を月1回の割合で開き、特に子ども読書ボランティアの育成に力を注いでいます。
- 原村図書館は閲覧席が少ないため、地域資料等も館外貸し出しを行っていますが、冷暖房設備もあり、居場所としての利用要望が多く、閲覧場所の確保が課題となっています。
- 近年、若者の読書離れや活字離れが問題となっています。

めざす姿

- 諏訪地域6市町村及び北杜市の図書館による図書資料の相互貸借し、利用者が求める情報提供の充実を図ります。
- 読書ボランティアグループ、子ども読書ボランティアグループの育成を図り、住民が図書館運営に参画し、子どもが子どもを育てる体制づくりを目指しています。
- 特色ある図書館運営に努め、児童、農業、星に関する科学雑誌等を重点的に収集するよう努めます。
- 小中学校との連携を図りながら、資料の購入調整、有効利用及び読書推進を図ります。
- 施設整備により多様な蔵書を収蔵するとともに、居場所としての閲覧席を整備します。
- 生涯学習施設として学習成果を発揮できる機会を創出するとともに、地域産業の発展を支援し、人づくり・地域づくりに努めます。
- 情報化社会を迎え、新たな通信機器が登場すると共に、電子書籍も普及しました。本に限らず電子初期リーダー等、読書のための様々な媒体を活用し、時代に合った読書スタイルを提案します。

第1項 生涯学習の体系化と機会の充実

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---|--|
| ①図書館の施設・環境の整備 (幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり) | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄基準に基づき適切・有効な資料廃棄を行なうとともに、地域資料及び幅広い資料の収集に努めます。 ●閲覧スペースを確保するため、施設整備について検討します。 |
| ②諏訪広域図書館情報ネットワークシステムの充実及び定住自立圏との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●諏訪広域図書館情報ネットワーク及び定住自立圏の北杜市との連携を深め、資料の有効利用と利用者の利便性の向上を図ります。 |
| ③電子書籍等による読書機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●電子書籍の普及に合わせ、様々な媒体で読書ができるよう施設及び環境の整備を行います。 ●国立国会図書館等のデータ配信を積極的に取り入れ、幅広い情報提供を行います。 |
| ④図書館サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の意向調査やレファレンス*による相談体制を充実し、読書に親しむ機会を増やします。 ●朗読CDなどを活用し、高齢者、障がい者への情報発信を進めます。 ●おはなし会等の開催や特色ある図書の充実を図ります。 ●知識を実践できる機会を創設し、問題解決型の施設運営に取り組みます。 ●産業支援を目的に図書資料の収集、活用を行います。 ●年齢に合わせたおすすめ本リストを作成し、読書に対する興味関心を高めます。 |
| ⑤ボランティアグループとの協働 | <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアグループとの協働で、おはなし会、クリスマス会、図書館まつりなどを行います。 ●第2次子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書ボランティアの育成を図り、子どもが子どもを育てる体制を整備します。 |
| ⑥図書館利用のPR活動 | <ul style="list-style-type: none"> ●図書館利用のPR活動を行い、図書館資料の利用促進を図ります。 |

※レファレンス(調査・相談)・・・図書に関する情報を求めている利用者に対し、より速く、より適切な情報が得られるよう、直接手助けをすること。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|------------|-------|------------|
| 住民一人当たり貸出数 | 15.8冊 | 16.0冊 |

3. 村づくりを担う人材の育成

現状と問題点

今日の急激な社会の変化と発展に対応するため、青少年期の学校教育による学びだけではなく、人間の生涯のあらゆる機会にわたり、様々な機関で行われる学習活動を生涯学習としてとらえ、その成果が村づくりを担う人材の育成につながることを理想です。

めざす姿

- 学習成果を生かせる人材の育成
 - 自らが学びによって得た成果を社会に還元していくことも生涯学習の重要な役割です。
 - 社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティアの精神をもって学校教育や地域づくりの学びの場で指導者的活動ができる人材の確保に努めます。
 - また、様々な学習活動への企画調整を行うコーディネート[※]機能を確立する取組みを図ります。

※コーディネート…資源や商品などを組み合わせ、調和をとれたものとする。看板や家屋のデザイン、色彩などについて、景観に配慮した組み合わせを考えること。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|---|
| ①各分野での特技・能力を持った人材の発掘 | ●情報収集の取組みを実施します。 |
| ②優れた人材の村づくりへの活用 | ●小中学校をはじめとする各種機関との連携を図り、優れた人材が村づくりに参画できる機会の提供に努めます。 |
| ③住民の要望に応じたコーディネート機能の推進 | ●職員の資質向上と、コーディネーター [※] 的機能を果たせるような人材の発掘と養成に努めます。 |

※コーディネーター…物事の調整、まとめ役をする人。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|---------------|------|--------------|
| 学習指導ボランティア団体数 | 1 団体 | 3 団体 |

4. 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用

現状と問題点

生涯学習活動の活性化には、自主活動で運営するグループ・サークルが非常に大きな役割を果たします。中央公民館には、約60の社会教育活動を行う利用登録団体があり、会員数は912人、年間の公民館利用者数は、5,736人（平成26年度）となっています。また、地区の公民館を利用して活動している団体もあります。

近年高齢化による後継者不足や、集団学習離れなどから会員数は減少傾向にあります。

また、文化協会、女性団体連絡協議会、子ども会・子ども会育成会等の社会教育関係団体も公民館等を活用して活動しています。

めざす姿

- 各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。
- 中央公民館の講座等から受講者による公民館利用登録団体の立ち上げを図り、自主グループとしての活動が活発になるよう後継者育成も含め支援を行います。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|---|
| ① 学習場所の提供や学習資料・学習情報の提供 | ●学習活動の拠点として中央公民館の利用促進を図ります。学習資料や学習情報を収集し、各種団体等への支援として情報提供できるよう努めます。 |
| ② 地域活動・社会参加の促進 | ●各種グループやサークルがボランティアなどで地域活動に積極的に参加するよう支援し、社会参加を促進します。 |
| ③ 地区館・分館活動の活性化 | ●分館活動への支援を行い、活性化を図ります。 |
| ④ 文化協会の育成・支援 | ●自主事業の開催、補助金の交付等を行い継続して支援を行います。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-------|------------|
| 公民館利用登録団体数 | 59 団体 | 64 団体 |

5. 生涯学習・社会教育施設の充実

現状と問題点

- 村内には公民館をはじめ、体育・スポーツ施設、図書館、博物館類似施設等社会教育の施設が整備されています。施設ごと、経年経過による老朽化対策、防災対策等の維持補修を随時実施してきています。
- 本村の社会教育の中心的役割を担う中央公民館は年間延べ27,000人余りの利用がありますが、建築後40年を迎え、老朽化とともに利用者のニーズに十分対応できない建物、設備となりつつあります。また、各地区の公民館分館等も老朽化対策、防災対策等を含め施設の充実が望まれる個所もあります。

めざす姿

- 中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で利用しやすい施設づくりを行います。
- 各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------|--|
| ①中央公民館の改修や維持補修による利便性の向上 | ●計画的な維持補修、設備、備品等の更新により利用者のニーズに対応し、利便性の向上を図ります。 |
| ②公民館分館等の施設整備に対する支援 | ●引き続き公民館分館等の施設整備について補助事業による支援を行います。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|---------|------------|
| 中央公民館の利用者数 | 27,000人 | 28,000人 |



6. 家庭教育の充実

現状と問題点

家庭教育の充実のため、中央公民館では就園前の親子を対象とした乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」を開催し、家庭教育の原点である親子のきずなを深める教育を実施しています。また、少年期を対象とした、小中学校のPTAとの連携による講演会や、家庭教育の啓発ちらしなどの活用による家庭教育への支援を行っています。

●社会状況の変化

核家族と、少子高齢化により家庭での教育力の低下が懸念されています。育児に関する情報不足による弊害や、少子化による過保護と過干渉、ネット依存等家庭を取り巻く環境は家庭教育にとって厳しいものとなっています。

めざす姿

●家庭教育は家族が子どもに対して行う教育で、子育ての基本であり原点です。子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断を身に着けることは家庭教育の重要な役割です。これらの家庭教育の機能を回復させるため、子どもを取り巻くあらゆる機関が連携と統一的な意識をもって家庭教育の充実をめざします。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------|---|
| ①学習機会の提供 | ●引き続き乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」の開催や小中学校、健康、福祉分野との連携による学習機会の提供に努めます。 |
| ②情報提供による啓発活動の推進 | ●家庭教育の中心となる「人づくり」に親が自信を持って取り組めるよう、関係機関と連携して情報提供をし重要性の啓発に取り組めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|-----|------------|
| 家庭教育学級・講演会の開催数 | 14回 | 18回 |

7. 地域に育つ子どもたち

現状と問題点

●青少年を取り巻く社会的変化による規範意識の低下

未来を担う青少年が豊かな社会性と優れた創造性を培い、地域において健やかに成長していくことは誰もが願うことです。しかしながら、社会の変化とともに青少年を取り巻く環境は、悪い方向に影響を受けやすく、犯罪の低年齢化、いじめや暴力、ネット社会を介した事件や事故の増加、子どもの安全・安心の低下等に起因する青少年の問題は深刻な状況となっています。

これら青少年の規範意識の低下がもたらす様々な問題の背景には、地域社会全体の広範な場所で様々な要因が複雑に関係していると考えられています。

めざす姿

- 家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携をとり、青少年を見守り育てる地域社会を目指します。
- 青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会が持てるよう、体験型の学習活動を活用します。
- 関係機関の連携のもと青少年の非行を生まない地域づくりを図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------|--|
| ①地域ぐるみの地区子ども会育成活動の活性化 | ●地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。 |
| ②安全安心な子どもの居場所や環境づくり | ●身近な地域において子どもの安全、安心が確立できるよう、高齢者・大人との交流機会の充実を図ります。 |
| ③各種機関の連携による体験型学習の充実 | ●中央公民館の小学生を対象とした「ジュニア教室」などを中心に学校・家庭・地域との連携による体験型学習の機会の充実を図ります。 |
| ④青少年の住みやすい健全な環境を守るための啓発活動 | ●青少年健全育成協議会、学校PTAなどの各種機関の連携により村内パトロール、非行防止の啓発活動を引き続き実施します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------------|-----|------------|
| 連携による体験型学習開催数 | 16回 | 20回 |

第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進

1. 学校施設の整備充実

現状と問題点

- 少子化の進行により、児童・生徒数は減少傾向が続くと推測されます。本村の児童・生徒数は、徐々に減少し、小学校は平成10年の527人が平成30年に400人を切り学級数については平成31年度から全学年が2学級となっていくことが予想されます。
- 小中学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設を整える必要があります。

めざす姿

- 学校施設の耐震、老朽化の対策・整備、小学校教室棟の環境整備、空き教室の有効活用等を図り、児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。
- 児童・生徒にとって必要な図書や教材、教具等の計画的な教育環境の整備充実を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ①小・中学校非構造部材の耐震化工事 | ●天井・照明等非構造部材の耐震化を進めます。 |
| ②小・中学校環境整備 | ●省エネ対策 LED照明の導入を図ります。 |
| ③中学校プール改修の検討 | ●プールの老朽化に伴い、改修について検討します。 |
| ④小・中学校の図書や教材、教具等の整備充実 | ●教育環境の整備として必要な図書や教材、教具等の整備を計画的に進めます。 |
| ⑤小・中学校周辺の環境整備 | ●木の剪定や除草等、中学校周辺の環境整備に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------------------|-----|------------|
| 小・中学校非構造部材の耐震化工事実施率 | 30% | 80% |

2. 教育内容・方法の改善充実（重点施策）

現状と問題点

- 小学校では、30人規模学級の実施や低学年でのT・T制[※]の導入を行っています。中学校では教科による少人数学習授業の実施やALT[※]の授業等に取り組み、児童・生徒の基礎学力の確かな定着と学力向上を図っています。さらに、小学校の合唱団やリコーダクラブへの支援や、中学校での選択教科の拡充、部活動への支援等を通じて、個性豊かな子ども達の育成に努めています。
- 総合的な学習の時間や道徳・特別活動を通じて、幅広い物の見方や考え方を養い社会に適合できる人材の育成や、中学生のホームステイによる国際交流を推進し、国際感覚を持った人材の育成を図っています。
- 幼少期から「ふるさと原村」に対する愛着を養い、本村の将来を担う世代を育てることも求められています。

※T・T制…Team Teachingの略。学級担当教員が進める授業にチームを組む他の教員が入り、習熟度などに合わせて担当教員を助力しつつ行なう授業の形態。

※ALT…外国語指導助手。

めざす姿

- 一人ひとりの児童・生徒に応じた教育内容・方法や指導力・資質の高い教職員による教育環境を充実し、個性豊かな子ども達の育成を図ります。
- 少人数学級、特別支援教育の充実、ICT教育等きめ細やかな教育の推進で将来を担う人材育成を目指します。
- 幼児段階から外国語にふれるなど国際感覚を養う教育を目指します。
- 村の文化、伝承等交えた郷土教育・教養を深める教育を通じて、子どもたちの郷土愛を深めます。



第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|---|
| ①少人数学級によるきめ細かな教育の推進 | ●中学校において少人数（35人）学級を維持し、中1ギャップの解消を図ります。 |
| ②小学校 T・T*講師、中学校 ALT 講師の継続と中学校 T・T 制の導入 | ●中学校にも T・T 講師を導入します。 |
| ③小学校への ALT の設置に伴う外国語教育の推進 | ●外国語教育や国際理解教育の推進、未就学児の外国語に接する機会を拡充します。 |
| ④総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援 | ●生きる力や働く意識を育てる教育（キャリア教育）の充実を図ります。 ●小学校の合唱団やリコーダクラブ、中学校の部活動の大会出場に補助します。 |
| ⑤中学生による国際交流の推進 | ●中学生のホームステイ事業を行い、国際交流を推進します。 |
| ⑥教職員の資質向上への支援 | ●小中学校の全職員を対象に小中合同研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。 |
| ⑦小中連携教育の強化 | ●一貫した教育理念に基づいて教科研究、交流事業等を実施します。 |
| ⑧ ICT を活用とした事業実践の推進 | ●PC教室の充実、電子黒板やタブレット端末を導入します。 |
| ⑨特別支援教育の充実 | ●成長に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。 |
| ⑩地域学習の導入検討 | ●原村に関する郷土、教養を深める学習メニューの導入を推進します。 |

※T・T…複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------|-----|------------|
| ALT 講師の導入対象 | 中学校 | 小中学校・未就学児 |

3. 地域社会との連携による教育の充実

現状と問題点

- 学校・家庭・地域が連携し心豊かな健全な児童・生徒を育成し、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育て若い人たちが本村へ帰ってくるような教育が児童・生徒には大切になっています。特に、就学・就労や結婚等で地域外に出た若い人たちが本村に帰り人口定着につながることで、本村の持続可能な社会の維持のため重要な施策となっています。

めざす姿

- 学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。
- 地域・家庭との連携を深め、地域体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。
- 地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会を増やします。
- 地元食材を使用した学校給食の食育*活動を推進します。

※食育…食の大切さや正しい知識を学び、自分で考え、健全で豊かな食生活を送れるようにするための教え。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|--|
| ①学校評議員*会の充実 | ●学校評議員会を開催し、学校への意見や要望を取りまとめ、学校運営に反映します。 |
| ②小中学校ホームページの更新、学校便り・学級通信の充実 | ●情報発信の充実を検討します。 |
| ③地域公開参観週間の実施 | ●小中学校で実施し、地域に開かれた学校運営を進めます。 |
| ④地域人材の学校教育への活用支援 | ●地域人材に関する情報を小中学校に提供します。 |
| ⑤あいさつ運動の展開 | ●小中学校で地域の協力を得ながら、あいさつ運動を展開します。 |
| ⑥放課後における子どもの自主的活動への支援 (放課後子ども教室の充実) | ●放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの居場所の確保や自主的活動の支援を行います。 |
| ⑦地元食材提供団体と小中学校の交流促進や地産地消事業の支援 | ●原っ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食の地産地消を支援します。 |
| ⑧地域での体験学習の推進 | ●地域体験学習等を通じて、地域との連携を図りふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育成します。 |

※学校評議員…法令上、学校組織の一部として位置づけられ、学校の相談役として校長の求めに応じて意見を述べたり助言を行なう委員。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年) |
|----------|-----|---------------|
| 体験学習の開催数 | 3 回 | 6 回 |

4. 各教育機関の振興と小中学校との連携

現状と問題点

- 教育の機会を提供するため、村内の幼稚園の運営支援や幼稚園保護者への経済的負担の軽減に努めるとともに、高等教育においても奨学金制度による負担軽減を図っています。
- 幼稚園・保育園の幼児教育については、互いの教育内容や日々の指導方法について理解することが幼児教育を充実させるうえで重要です。

めざす姿

- それぞれの役割、特質、存在意義を理解し連携が図られる体制を整え、共通理解を図ります。
- 小・中学校とも、総合的な学習の時間や職業体験の機会等を通じ、こひつじ幼稚園・原村保育園・八ヶ岳中央農業実践大学校と連携を図り、児童・生徒の交流促進を図ります。
- 村内の幼稚園の運営支援や幼稚園保護者への経済的負担の軽減に努めるとともに、高等教育においても奨学金制度による負担軽減を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---|--|
| ①私立幼稚園運営補助事業の継続 | ●こひつじ幼稚園に運営補助を行います。 |
| ②幼稚園就園奨励費補助事業の継続 | ●幼稚園就園者に所得に応じた補助を行います。 |
| ③奨学金制度の見直しと推進 | ●経済的理由により高等学校等の就学が困難な方に対して奨学金制度による支援を行います。 |
| ④「原村教育研究会」の活動の充実 | ●幼稚園・保育園・小中学校の関係者で構成する「原村教育研究会」において研修や情報交換を行い、子どもたちの成長過程をお互いに理解し幼・保・小・中の連携を深めます。 |
| ⑤小・中学校とこひつじ幼稚園、原村保育園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流促進 | ●小・中学校と、こひつじ幼稚園・原村保育園や八ヶ岳中央農業実践大学校との交流を促進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------------|-----|------------|
| 「原村教育研究会」の開催数 | 年2回 | 年3回 |

第3項 芸術文化活動と地域文化の振興

1. 芸術・文化活動の充実

現状と問題点

- 文化・芸術活動の継承は地域づくりにとって大切で、人々の情操を豊かにする意味からも重要なものです。現在本村では、公民館活動や原村文化協会加盟団体を中心に、活動が展開されています。11月には、文化祭・芸能フェスティバルを開催し、住民の文化、芸術の発表の場所として活用されています。
- 八ヶ岳自然文化園は、自然とふれあいをテーマに造られた多目的施設であり、星の観察、宇宙展、昆虫展等を行うとともに、多様な芸術文化活動の拠点として有効活用しています。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）には、国の史跡である阿久遺跡をはじめ、村内遺跡から出土した土器・石器、原村出身の故清水多嘉示氏（芸術院会員文化功労者顕彰）の彫刻と絵画、同じく原村出身の故津金雀仙氏（日展審査員・日展評議員）の書等を常設展示し、香り高い文化の象徴となっています。

めざす姿

- 中央公民館事業、原村文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）は、より親しみやすく魅力ある施設をめざして周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館をめざします。
- 生活様式の変化に伴い無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている原村郷土館は、今後も資料の収集と保存活用を行っていきます。
- 年々関心が高まっている機織りの体験学習は、より充実したものとし、住民参加による保存活用及び技術の伝承を図っていきます。

第3項 芸術文化活動と地域文化の振興

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---|---|
| ①住民の文化・芸術等の発表機会と場所の充実 | ●文化祭・芸能フェスティバルなど発表機会の充実と作品展示の場所として公共施設等を有効に利用し、発表の機会を増やします。 |
| ②各種団体の自発的な活動推進 | ●引き続き、各種団体の自発的な活動推進のため、公民館等が中心となり、学習情報と場所の提供に努めます。 |
| ③八ヶ岳自然文化園及び歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）における文化・芸術の活性化と集客の促進 | ●管理者の柔軟な発想による事業展開を図り、文化・芸術の活性化と施設の集客を図ります。 |
| ④原村郷土館における民俗資料の収集展示と体験施設としての確立 | ●原村郷土館における、民俗資料の収集展示と、機織りのみならず文化の体験施設としての充実を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|---------|-------|--------------|
| 機織り体験者数 | 322 人 | 380 人 |



2. 遺跡の保存・整備と活用(重点施策)

現状と問題点

八ヶ岳西麓に展開する本村は、100の遺跡が分布し、縄文の故郷や遺跡の宝庫といわれています。多くの遺跡は、記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施し、極めて膨大な土器・石器をはじめとする資料が発見されています。

めざす姿

- 原村埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進め公開を図っていきます。
- 国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境（雑木林）の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、また、四季折々の草木の植栽により誰もが気軽に立寄ることができる史跡公園として再生を図ります。
- 村史跡指定の臥竜遺跡には縄文時代の復元住居があり、学習の場や憩いの場として支障がないよう環境整備を行います。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------|--|
| ①原村埋蔵文化財収蔵庫の公開 | <ul style="list-style-type: none"> ●収蔵庫内部の整理を進めます。 ●申し込みに応じて随時公開します。 |
| ②阿久遺跡における針葉樹の伐採と公園化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●史跡阿久遺跡保存整備基本計画を精査し、整備を進めます。 ●間伐等を継続し、併せて周辺の公有地化を図ります。 |
| ③臥竜遺跡における住民の協力による環境整備の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民協働により、体験学習の機会として環境整備を実施します。 |
| ④「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ●八ヶ岳観光圏や近隣市町村の関係施設と連携して「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信を図ります。 |
| ⑤地域の特色ある埋蔵文化財発信 | <ul style="list-style-type: none"> ●「原村埋蔵文化財センター」建設（仮称） 阿久遺跡を中心に村の遺跡を紹介する展示室や体験学習室等を設置し、併せて土器等の整理室を設け、村の埋蔵文化財を広く公開・活用します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 阿久遺跡間伐整備面積 | 45,000 m ² | 48,000 m ² |

3. 文化財の保存と活用

現状と問題点

- 文化財は、人々が長い歴史のなかで築いてきた、尊い遺産であります。原村には国が指定する史跡 1、天然記念物 2、県が指定する天然記念物 1、村が指定する史跡 3、天然記念物 4、有形文化財 4、無形民俗文化財 2 が点在します。
- 村指定無形民俗文化財であるエーヨー節とコチャかまやせの節は、生活様式の急激な変化により伝承することが難しくなっていますが、各種文化団体や子どもたちの協力を得ながら、後世に伝える努力が必要です。
- 本村は平成 27 年 10 月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。地域資源として登録された鰻絵※をはじめとする村に残る各種の文化財を保護・活用していくことが必要です。

※鰻絵(こてえ)・・・左官職人が壁を塗る「こて」を使い、漆喰を使って作られた浮き彫りの絵のこと。
村内の土蔵などに飾られています。

めざす姿

- 指定文化財のほか、鰻絵、裂織りなど農村に残る貴重な文化財を住民と一緒に保護・活用していきます。
- 「信玄の棒道」は、ロマンあふれる中世の歴史の道としての遊歩道整備を図ります。
- 指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財めぐりや鰻絵めぐりを実施します。
- 知恵の結集とも言える民俗資料を展示している原村郷土館や民俗資料展示室は、今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。
- 「八ッ手機織り保存会」による機織りのこころを伝える「裂織りの里 原村」の伝統を郷土の誇りとして、原村郷土館では住民参加による保存活用を図っていきます。
また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。



第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|--|
| ①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャかまやせの節の伝承 | ●伝承に係る後継者の育成を推進します。 |
| ②指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財に対する意識の高揚 | ●道祖神等の石造文化財実態調査の結果を公民館報等で公表し、保護活動への住民の意識高揚を図ります。 |
| ③民俗資料の収集・保存 | ●養蚕・家内製糸及び農耕器具等、民俗資料の収集整理を行い、公開できる機会と場所の拡充を図ります。 |
| ④機織りのこころを伝える「裂織りの里 原村」のイメージを高め、住民参加による保存活用 | ●機織り体験ができる機会の充実と後継者の育成を図ります。 |
| ⑤原村の鰻絵（コテエ）の保護と活用 | ●鰻絵の保護を図り広く紹介することで、長い時間をかけて作り上げてきた街並みの良さを発信し、地域の活性化を推進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------------|---------|--------------|
| 郷土館・民俗資料展示室入館者数 | 1,162 人 | 1,300 人 |



第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進

1. 社会体育施設の充実

現状と問題点

- 村内には、社会体育館をはじめ、弓振農村広場・御山マレットゴルフ場・テニス場等の社会体育施設が整備されており、施設の維持補修は、随時実施してきました。
- 社会体育館の定期的利用者は、利用者会議により予約を行い、その後に、一般利用者やスポーツ合宿の予約も可能とし、有効利用とスムーズな運営をしています。
- スポーツ人口の拡大に伴い社会体育館が使えないときには、利用者の要望に応じ小中学校の学校施設の開放を行っています。

めざす姿

- 利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。
- 社会体育館を含めた社会体育施設の利便性の向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|---|
| ①体育施設の改修や維持補修による利便性の向上 | ●古い器具等の入れ替え、また、計画的な維持補修により、利便性の向上を図ります。 |
| ②屋外施設の整備と管理によるサービスの向上 | ●利用者の増加を図るために、効率的な管理運営とサービス向上に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値（平成26年） | 目標値（平成32年） |
|-------------|------------|------------|
| 社会体育施設の利用者数 | 49,316人 | 50,000人 |

2. 公園や広場の有効活用

現状と問題点

- 総合計画アンケート調査によると、子どもの遊び場を求める声がある一方で、各地区に整備された公園や広場等が実際には十分に利用されていない実情があります。

めざす姿

- 地域住民が求めている公園や広場の整備を推進します。
- 各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。
- 広報紙やホームページなどを通じて活用促進を PR するとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|---------------------------|--|
| ①公園や広場の整備 | ●補助金や助成金を活用して、地域が望む公園や広場を整備します。 |
| ②広報による公園や広場の利用促進 | ●身近な公園や広場を活用してもらうため、広報紙やホームページで紹介します。 |
| ③生涯学習活動やスポーツ振興との連携による活用促進 | ●生涯学習活動、スポーツ振興等と連携した、公園、広場の積極的な活用を図ります。 |
| ④管理の仕組みづくりと安全管理の推進 | ●地域コミュニティの場とする公園・広場の安全管理や住民参加による管理の仕組みづくりに取組みます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-------------------------------|-----|--------------|
| 公園広場の整備を目的とした、おらほうのむらづくり事業の活用 | 0 件 | 3 件 |

3. 生涯スポーツの普及

現状と問題点

- 本村では12種目の専門部からなる原村体育協会やスポーツ推進委員を中心に、スポーツ振興を図っています。また、30余の団体やクラブがありスポーツが盛んに行われています。
- スポーツ活動を振興するためには、生涯にわたってスポーツ活動が続けることができる環境が重要です。
- スポーツに関心を持っている人の多くがすでに活動しており、将来さらに参加率を高めるためには、ためらっている層の方々が参加するよう促進していく必要があります。
- スポーツ交流としては、村民スポーツ祭、穂屋祭体育大会等多種多様なスポーツイベントが開催されています。

めざす姿

- 各種スポーツ団体の大会・競技会等を支援し、生涯スポーツの一層の発展を図ります。
- 生涯スポーツをより一層充実するために更なる普及を行い、各団体等の日常活動と大会・競技の支援を図ります。
- 健康増進のため、参加していない人がスポーツ活動へ参加できるよう、気軽にできるニュースポーツ*の普及に努めるとともに、住民が楽しめる種目の検討も行います。

※ニュースポーツ…今までのスポーツ競技の道具やルールを簡単にし、初心者でも気軽にできるようにしたスポーツの総称。ソフトバレーボール、ターゲットバードゴルフなどがある。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------|------------------------------------|
| ①スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催 | ●住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------|-------|------------|
| 社会体育館主催のスポーツイベント・教室数 | 28 事業 | 33 事業 |

4. 社会体育団体・グループ等の育成

現状と問題点

- 原村体育協会やスポーツ推進委員は、体育振興、スポーツ普及のための活動を行っています。
- 30余の団体やクラブが、個々に運営を行っています。

めざす姿

- 体育協会の自立のため、組織強化を支援し、協力します。
- スポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への支援を図ります。
- スポーツ登録団体の活動を支援します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------------|--|
| ①体育協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化 | ●体育協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------|------|------------|
| スポーツ登録団体登録数 | 34団体 | 40団体 |



第5項 交流による地域づくり

1. 地域間交流・国際交流の推進

現状と問題点

- 地域間交流や国際交流は、自分の住む地域に対する理解及び村への愛着を深めるとともに、地域の活性化や人材育成に大きな役割を果たしています。
- 静岡県戸田村との相互友好都市は、沼津市と合併したことにより解消となりましたが、戸田地区との交流は現在も継続しています。
- 国際交流では、ニュージーランド プケコへの相互友好都市を締結して交流しています。
- 学校間のホームステイや観光交流等一部の住民、組織によるものとなっており、より多くの住民や分野で交流を深めていくことが必要となっています。

めざす姿

- 地域間交流を活発化し、産業・教育・スポーツなど、多様な交流の中から地域づくりや文化を学び、本村の活性化を推進します。
- 国際交流を通じて、住民相互の交流を推進し、教育はもとより産業においても交流を深めていきます。
- 国際交流を目的とする団体と連携し、外国人との交流を推進し、国際感覚を養える地域社会の形成をめざします。



第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------------------|--|
| ①沼津市戸田地区との交流 | ●沼津市戸田地区との交流を継続します。 |
| ②地域間交流の検討 | ●産業や教育を含む幅広い交流ができる地域を検討します。 |
| ③原村人づくり事業を活用した村内産業の発展と国際感覚豊かな人材の育成 | ●住民の視察研修、中学生の海外ホームステイ、ニュージーランド プケコへの国際交流等を通じて国際感覚豊かな人材の育成を推進します。 |
| ④外国人への支援体制の構築 | ●関係機関と連携を図り、支援体制の構築を検討します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|----------------------|------------------|-------------------|
| 村民保養施設利用奨励補助金の利用促進 | 11 件 (延 49 人) | 30 件 (延 100 人) |
| 原村人づくり事業補助金（一般）の活用件数 | 0~1 件 | 3 件 |



第6項 男女共同参画の社会づくり

1. 男女共同参画推進体制の整備（重点施策）

現状と問題点

- 私たちの意識や行動、習慣やしきたりの中には未だ、差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成するうえで、もっとも大きな影響を与えています。
- 男女共同参画社会の実現をめざし、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、ともに支えあえる社会を築いていくことが大切です。

めざす姿

- 地域や職場、学校、家庭等あらゆる機会を通じ、意識啓発に取組み、学習を行い、情報提供を積極的に取り組むとともに、女性が安心して働ける環境の整備を進めます。



第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------------------|---|
| ①「原村女性団体連絡協議会」の活動支援の推進 | ●引き続き原村女性団体連絡協議会の活動支援の推進を図ります。 |
| ②各種研修機会への参加推進と男女共同参画基本計画の推進 | ●関係団体等への積極的な参加を図ります。 ●計画推進の組織体制の整備を図ります。 |
| ③審議会、委員会等への積極的な参加の促進 | ●村の行政委員会等への女性の登用率の向上を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------------------|-------|------------|
| 審議会等委員会に占める女性委員の割合 | 22.0% | 34.5% |



第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり

1. 移住・定住促進事業（重点施策）

現状と問題点

- 本村は、大都市圏からシニア層を中心とした移住が多く、移住者の中には芸術家やクラフトマン、その他各種技術の保有・経験者も多く、村の大きな人的財産となっています。
- 原村で育った若者が就学・就業で村外に多く転出しています。自立し持続可能な社会を構築していくためには、本村で育った若者の定住、他の地域からの若者移住を促進し、少子高齢化を抑え人口増加につなげていくことが大きな課題となっています。
- 移住者と住民との交流が地域コミュニティ形成や村の活性化のために求められています。

めざす姿

- 人口減少、少子高齢化対策の総合的な戦略として、本村で育った若者の定住やUターン、他の地域からの若者移住を促進するため、就業や結婚・子育てできる環境を構築します。
- 住民と移住者のコミュニティ形成、多様な世代が交流できる場を形成し、移住を促進します。
- イベントの開催やボランティア活動の活性化等により移住者と住民の交流と助け合いの場を増やします。



第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|----------------|--|
| ①田舎暮らし見学会の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ●村の現状を知ってもらうため、田舎暮らし現地見学会を開催します。 ●農業就業希望者を対象とした体験型見学会を開催します。 |
| ②住宅用地、住宅の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●耕作不適地等を利活用し、子育て世代の移住・定住者のための住宅用地、住宅の確保を検討します。 ●弘沢上フラワー団地の販売を促進します。 |
| ③空き家等の利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●空き家を利活用するための補助支援を検討します。 ●空き家を利活用した就農体験、若者定住シェアハウス※として提供します。 |
| ④若者 U ターン支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●原村出身の若者のUターン者等を対象に、住宅取得や就業を助成する制度を創出します。 |
| ⑤広域移住相談体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ●諏訪圏及び八ヶ岳定住自立圏の各市町や民間団体と連携して移住相談窓口の開設や合同セミナーの開催等移住促進を図ります。 |
| ⑥原村版C C R C 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●若い世代、高齢者、移住者の多様な人との交流を通じて、農業や福祉等の多様な分野の技術・知識・経験を発進・吸収する場の確保を目指します。 |
| ⑦大学との連携事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●大学等との連携を通じて若者の視点を取入れた事業を研究します。 |
| ⑧地域おこし協力隊の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市部の若者を受入れ、特産品開発やブランド化等に協力してもらい若者が移住しやすい村づくりを推進します。 ●観光・イベント、生活関連情報等を若者目線で広く発信し、観光客や移住者の増加を図ります。 |

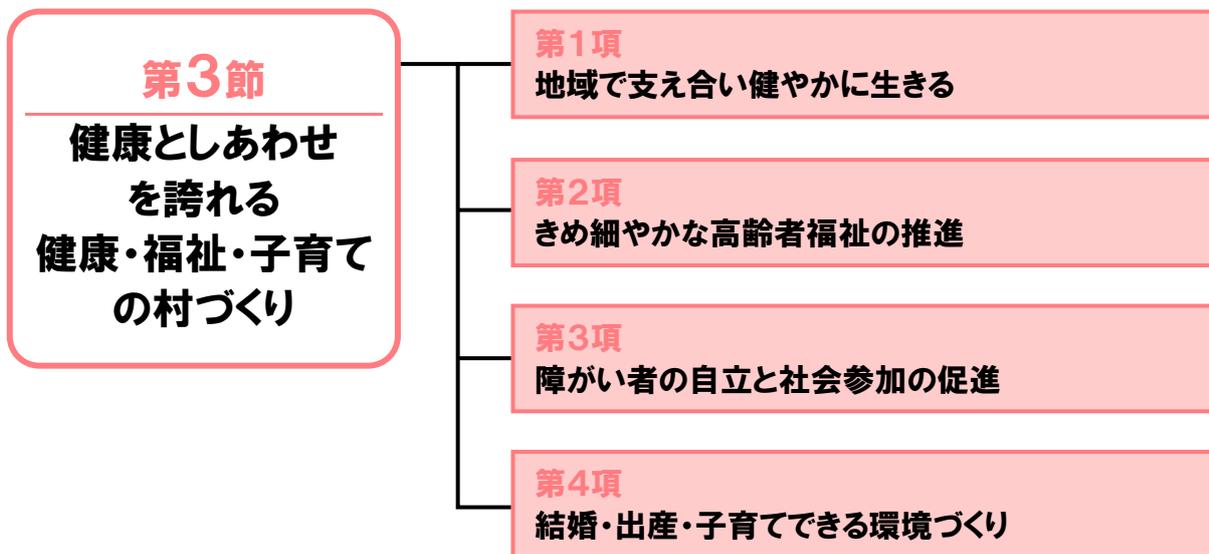
※シェアハウス…ひとつの住居を複数人で共有すること。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------------|------|--------------|
| 移住促進事業による年間移住者数 | 26 人 | 40 人 |



第3節 健康としあわせを誇れる 健康・福祉・子育ての村づくり



第1項 地域で支え合い健やかに生きる

1. 健康づくりの推進（重点施策）

現状と問題点

- 生涯を通して健康でいきいきと暮らしていくことが重要となっています。そのため、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒・歯の健康に関する生活習慣の改善が図れるように取り組んでいます。しかし、社会環境や食生活の変化等により、がんや心疾患、糖尿病等が増えています。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージ*に応じた健康づくりの推進が必要です。
- 特定健診の受診率は低く、40%に達していません。特に若い世代は健康への関心が比較的低い傾向にあり、健診やがん検診の受診率が低い状況です。若いころからの生活習慣を見直すとともに、健診により病気の早期発見、早期治療に結びつけていくことが重要です。

*ライフステージ… 幼年期・少年期・青年期・壮年期・老人期等、人の一生を身体的、精神的な発達の段階に応じて区分した各段階。

めざす姿

- こころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸をめざします。
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。
- 「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動の支援を進めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|--|
| ①各種健診・検診の受診率向上 | ●特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨に努めます。 ●健診体制の整備を進めます。 |
| ②乳幼児期からの正しい食生活の普及 | ●乳幼児期から食育に取り組み、食事バランスガイドなど正しい知識の普及に努めます。 |
| ③運動の機会の提供と環境整備 | ●ウォーキングや体操教室を開催します。 ●ウォーキングコースの整備を進めます。 |
| ④こころの病気を理解しあえる地域づくりの推進 | ●こころの健康に関する広報や講演会を開催します。 ●相談体制の充実を図ります。 |
| ⑤喫煙・飲酒の健康被害の知識の普及 | ●喫煙や飲酒による健康被害について広報や講演会を開催します。 ●公共施設の敷地内禁煙を推進します。 |
| ⑥歯科知識の普及啓発 | ●ライフステージに合った歯科保健に取り組めます。 |
| ⑦住民主体の健康づくりの推進 | ●地区組織の、保健補導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|-------|------------|
| 特定健診受診率 | 35.1% | 60.0% |

2. 地域医療の充実

現状と問題点

- 村内の医療機関は、一般診療所は2か所、歯科診療所が3か所、保険調剤薬局が1か所と、施設設備等は充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。
- 地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケア[※]の推進が必要です。そのため、医療だけでなく、保健・福祉・介護の分野との連携のもと広域的に進める必要があります。
- 村内の医療機関は住民の生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進が図れるような取組みをしていくことが重要です。

※在宅ケア…寝たきり老人・長期療養患者・心身障がい者等に対して、在宅において、医療・福祉・介護等のサービスを提供すること。

めざす姿

- 病院と診療所の連携を強化し、医療体制の充実を図ります。
- 医療だけでなく、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。
- 村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取り組めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------|--|
| ①医療機関相互の連携による医療体制の充実 | ●医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療体制の充実を図ります。 |
| ②地域包括ケアの推進 | ●医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。 ●原村地域包括医療推進協議会において協議します。 |
| ③地域に密着した医療の提供 | ●国保診療所の安定した運営を継続します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|-----|------------|
| 地域包括医療推進協議会の開催 | 年5回 | 年6回 |

第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進

1. 在宅生活を継続するための支援(重点施策)

現状と問題点

- 本村の平成 27 年の高齢化率は 32.1%で、今後も高齢化の進行が見込まれます。それに伴い、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症[※]の高齢者、要介護認定者が増加しています。そのため、住み慣れた地域のなかで一人ひとりに適した介護サービス・福祉サービスを受けながら、自立した生活ができるような環境づくりや生活支援事業の充実が求められています。
- 地域包括支援センター[※]は、地域包括ケアシステムの構築を担う機関としての役割を持っていますが、広く周知されていないのが現状です。地域包括支援センターの認知度を高めて、地域との関係強化を図ることが必要です。
- 身近な地域で日常的に支援していくために、隣近所の住民や地域での支え合いネットワークづくりが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加傾向です。そのため、地域全体で認知症高齢者を見守り、認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進める必要があります。

※認知症…主に脳の疾患を原因として、記憶力低下等の障害が起こり、生活上の支障が起きるため支援を必要とする病気。

※地域包括支援センター…介護予防をはじめ、医療、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して総合的に対応できるよう、支援体制を整えた機関。

めざす姿

- 地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。
- 住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。
- 認知高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

第3節 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------|--|
| ①生活支援サービスの充実 | ●サービスの見直しや拡充に努めます。 ●生活支援サービスを推進する「生活支援コーディネーター」を配置します。 |
| ②地域包括支援センターの機能強化 | ●高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。 ●地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実に努めます。 |
| ③地域の支え合いネットワークづくりの推進 | ●多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。 ●高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を更新します。 |
| ④認知症高齢者支援の推進 | ●認知症サポーターの養成を進めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------------|------|------------|
| 認知症サポーター登録人数 | 297人 | 400人 |



2. 高齢者の健康づくりと介護予防の推進（重点施策）

現状と問題点

- 平成 22 年国勢調査における本村の高齢者の就業率は 45.3%と、長野県内で 2 位となっています。今後、生涯現役で地域活動や働き続けられる環境の整備が必要です。
- 高齢期は、けがや病気が原因で要介護状態になる人も少なくありません。健康の維持・増進を進めるため、健診や健康教室、介護予防教室等の充実を図る必要があります。
- 認知症高齢者は増加傾向です。認知症への対応は早期発見が重要となるため、認知症専門医や医療機関との連携を図ることが重要です。
- 60 代、70 代の高齢者の多くは、要支援・要介護状態に至っておらず、社会参加できる機会を増やすことが、生きがいつくり、介護予防につながります。

めざす姿

- 「健康で長生き」をめざし、生活習慣の改善に取り組み、健康の維持増進を図ります。
- 高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならず、また、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ります。
- 認知症対策を推進します。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|-------------|---|
| ①健康づくりの推進 | ●健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。 |
| ②介護予防の推進 | ●介護予防事業の充実を図ります。 ●地域住民による自主活動を支援します。 |
| ③認知症対策の推進 | ●医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。 ●認知症予防に向けた健康づくりを推進します。 |
| ④生きがいつくりの推進 | ●シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。 ●ボランティアの育成、活動の推進を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-------------|---------|--------------|
| 介護予防教室延参加者数 | 1,653 人 | 2,000 人 |

第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

1. 障がい者に対する理解の促進（重点施策）

現状と問題点

- 障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報紙や有線放送等を活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。
- 今後は、様々な機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会等と連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進が求められています。
- 障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や家庭児童相談員、担当職員が応じています。地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談や電話相談も行っています。近年は、幅広い相談内容のため、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。
- さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー*建築の専門家の派遣や、改修にかかる費用の一部を助成しています。

※バリアフリー…高齢者や障がい者に配慮し、段差や仕切りをなくすなど、施設の安全性、利便性を高めること。

めざす姿

- 障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。
- 災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者のため、地区ごとのマニュアルづくりを地区や関係機関等と連携して手あげ方式の支え合いマップと要援護者名簿づくりを進めます。
- 障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|--|
| ①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。 ●各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。 |
| ②きめ細やかな相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員やこども・家庭相談員、諏訪圏域障害者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。 ●障がい児については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進をおこないます。 |
| ③住みよい福祉の村づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。 ●障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------------------------|-----|------------|
| 地域活動支援センターでのボランティア受け入れ | 0人 | 1人以上/月平均 |



2. 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進

現状と問題点

- 乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設等を紹介しています。
- 乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。
- 学校教育においては、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。なお、乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。
- 村では、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる地域社会を目指して、障害者総合支援制度において、ホームヘルプサービス[※]やデイサービス[※]、短期入所事業をはじめ、補装具[※]や日常生活用具の給付、在宅介護を補う日中一時支援事業を行っているとともに、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援を行っています。障がい者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給等も行ってきました。
- 平成27年度からは、障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者は、個々に応じたサービスなど利用計画を相談支援専門員が作成しサービス提供事業者との連絡調整とそれぞれの相談に対してのアドバイスを受けられます。
- 障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。
- 障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、地域活動支援センターの開設、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担、通所者に対する通所補助、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。
- 障がい者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、社会参加の機会を増やすよう努めてきました。

※ホームヘルプサービス…日常生活に必要な掃除、洗濯、買い物、調理などの家事から、清拭、オムツ交換、食事介助などの身体介護にいたる、障がい者が在宅生活で必要となる援助。

※デイサービス…要介護状態または要介護支援状態にある高齢者、障がい者に対し、入浴、食事及び介護などのサービスを、施設に行き日帰り提供すること。

※補装具…盲人安全つえ、車いす、歩行器など、身体の障害を補うための用具や機器。

第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

めざす姿

- 療育*・保育・学校教育における一貫した支援体制の整備を図ります。
- 健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。
- 就労の促進や社会参加への支援を実施します。

※療育…心身障がい児に、今できることの機能を最大限に引き伸ばしたり、新たにできることを見つけ出すことで、心身の発達を促すこと。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------|--|
| ①障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●健診や保育園・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育園での受入れ環境を整えます。 ●小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。 ●引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。 |
| ②保健・医療サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。 |
| ③生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。 ●障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。 |
| ④就労の促進や社会参加に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。 ●地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実に努めます。 ●社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。 ●障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------------------|-----------|-------------|
| 障害者就労施設等からの物品等の調達額 | 744,399 円 | 760,000 円以上 |

第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり

1. 結婚活動のサポート

現状と問題点

- 結婚活動推進事業は、男女ともに晩婚化や未婚率が増加し独身者数が上昇傾向にある現状のなか、少子高齢化対策や農業後継者対策として、村内の独身男女が「結婚」を前向きにとらえられるような意識改革に重点を置き、積極的に結婚活動への道を導かせるための支援として平成22年度より行っています。
- [原村結婚活動推進協議会]・「HARA・TRENDY CLUB」・「原村マリッジサポートセンター」が連携し結婚活動の支援に取り組んでいますが、女性の登録者は少数です。
- 「原村結婚相談所」を開所し、結婚相談員が結婚に対するアドバイスや登録者同士のマッチングなどを行っています。
- 長野県で行っている「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、全県的にマッチングできるもので、近年登録者も増加しています。
- 原村主催の婚活イベントなど開催しており、過去には成婚の実績もありますが、村内独身者の参加が少ないのが現状です。
- 結婚相談では、専属的に取り組める相談員の配置が急務となっています。

めざす姿

- 「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を県内全域に広げます。
- 結婚相談は、専門の相談員を確保して相談体制を確保します。
- 婚活イベントは、村内だけでなく、諏訪広域連合や八ヶ岳定住自立圏域でも力を入れていることから、イベント案内や参加の呼びかけを行い、村外イベントを有効活用します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------|----------------------------------|
| ①相談員の育成 | ●専門の結婚相談員を育成します。 |
| ②日常的なサポーターの養成 | ●日常的にサポートできる相談員を養成します。 |
| ③出会いイベントの開催 | ●広域的な連携によりイベントを開催し、積極的な参加を推進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------|----------|------------|
| 結婚相談所の開催 | 月2回（日曜日） | 週2回 |
| 専門相談員数 | 0人 | 2人 |

2. 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

現状と問題点

- 子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。
- 本村の出生数は年々減少しています。そのなかで、育児力の低下や核家族化等により育児に不安のある保護者が増え、育児相談数は年々増加しています。子育てに対する不安を取り除くため、妊娠出産から子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりの推進が重要です。
- 健康づくりは、健康管理システムを導入したことにより、健診や予防接種について経年的に管理できるようになり、健診の受診率や予防接種の接種率の向上が期待できます。親子のこころと体の健康管理について、保健師や栄養士、他の関係する多くの職種と連携しながら支援していく必要があります。また、18歳までのこどもを対象に医療費の無料化を行い、経済的支援を図っています。

めざす姿

- 本村で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図ります。
- 母子保健事業やカウンセラーの配置等を通し、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------------|--|
| ①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ●健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康管理を行い、健康づくりに努めます。 ●保健師、保育士、教師等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。 ●妊婦健診の公費負担・不妊治療費の一部助成を継続します。 |
| ②こころの健康づくりに向けた相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育園・小中学校に専門カウンセラーを派遣する「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。 ●非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層の取組みを図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------|------|------------|
| 育児相談件数 | 136件 | 170件 |

3. 子育て支援の推進(重点施策)

現状と問題点

- 少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念され、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。村では、子ども・子育て支援新制度に基づき、「原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでいます。
- 子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちにくくなっています。
- 子育て家庭への経済的支援として、18歳まで*の子どもの医療費の無料化や村単児童手当の支給、保育園・保育所通園補助や小中学生の遠距離通学補助等を行っています。ひとり親家庭に対しては、福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として18歳までの児童一人当たり年1万円の支給等を行っています。

※18歳まで…18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

めざす姿

- 子育て家庭に対する経済的支援を行います。
- 本村の特性を活かし、幼保小中が連携した一貫教育を進めます。
- 住民との協働による子育て支援として、高齢者や学生など地域の人々との交流による、ふれあい保育を推進します。



第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------|---|
| ①子育て支援サービスの充実と環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくし、育児不安等の相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流等を総合的に行う「子育て支援センター」の設置を検討します。 ●現在実施している、保育園、幼稚園での地域子育て支援事業（ふれあい保育・交流サロン・つぼみの会）や家庭児童相談、子育てサロン事業を継続します。 |
| ②住民との協働による子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。 ●地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって自宅で子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）を支援します。 ●保育園での老人クラブや八ヶ岳中央農業実践大学の学生との「ふれあい保育」をはじめ、小中学校でも交流の機会を設けて実践しています。今後も、より多くの場面で地域の人と交流できるよう促進します。 |
| ③子育て家庭への経済的支援の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ●「子ども医療費特別給付金」の継続や村単児童手当の支給、保育料の減免、保育所・幼稚園の通園や小中学校の遠距離通学補助等を実施します。 ●「ひとり親家庭等児童激励金」や「ひとり親家庭等医療費特別給付金」の支給、保育料の減免等を実施します |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------------|-----|------------|
| 子ども医療費特別給付金支給対象年齢 | 18歳 | 18歳（現状維持） |

4. 子育てがしやすい環境づくり(重点施策)

現状と問題点

- 本村は、男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。
- 男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。
- 保育園では、延長保育や土曜保育、一時保育、障がい児保育等を、幼稚園では時間外保育や教育相談等の子育て支援事業を実施しています。
- 家庭と社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加等により、子育ての負担感、不安感や養育費の軽減等、子育て家庭への支援が必要となっています。

めざす姿

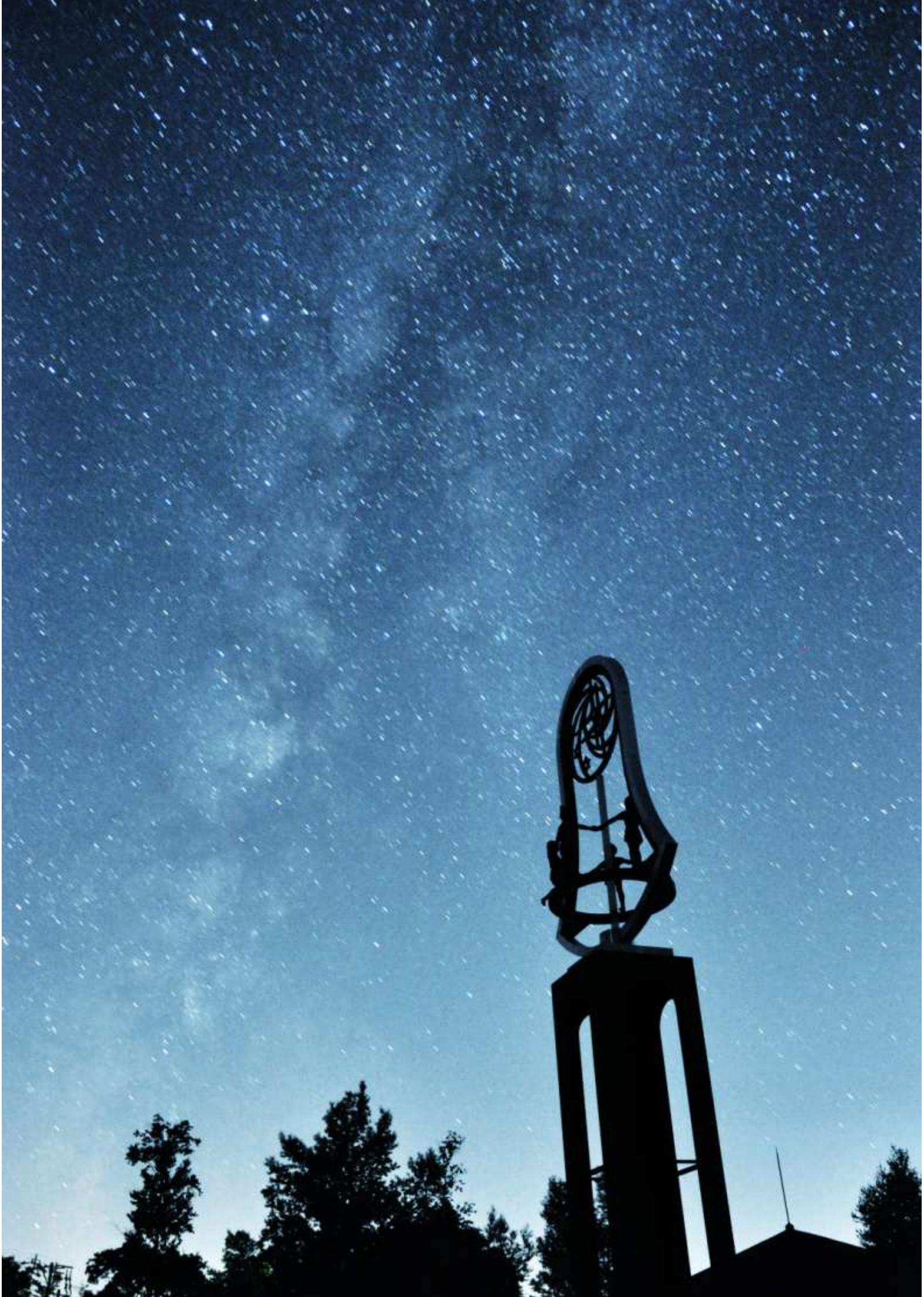
- 保護者の保育ニーズに対して柔軟に対応できるよう、保育サービスの拡充に努めます。
- 少子化の進行に伴い、保育園への入所児童数は緩やかな減少傾向で推移しており、保育所の機能や運営のあり方について検討します。
- 共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っていますが、児童館を含め、その方向性を検討します。

具体的な施策

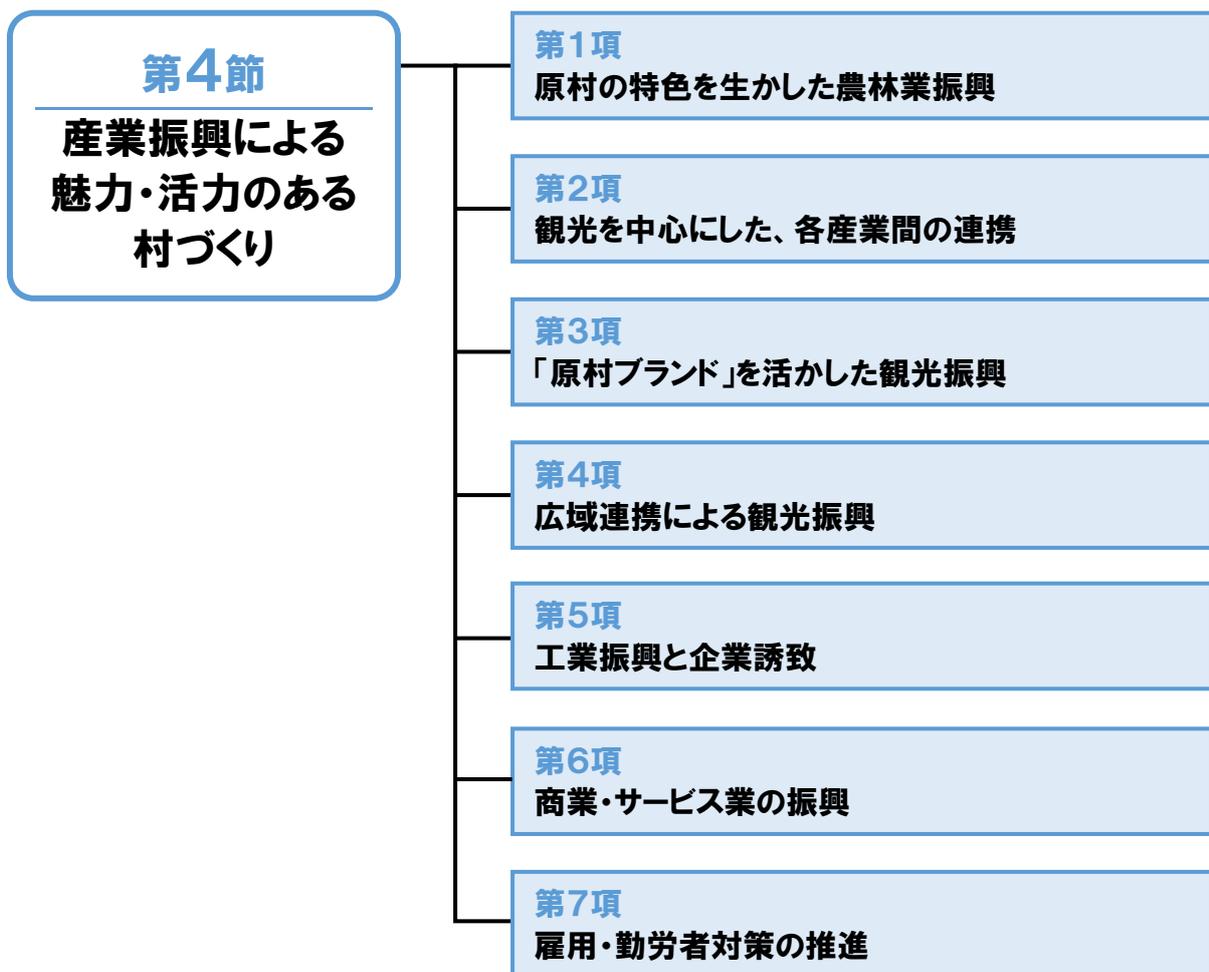
| 取組み | 内 容 |
|-----------------|---|
| ①保育サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援新制度により保育時間が11時間となりました。現在行っている病児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の保育サービスを継続し、拡充に努めます。 ●異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。 ●保育園に通う両親は就労のため保育を必要としています。病後児保育についても関係機関との協議を行い、実施に向けた取組みを開始します。 |
| ②子育てに関する学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●就園前の子どもを持つ保護者を対象とした「子育て塾」や講演会の開催を充実し、親の子育て力を高めるとともに家庭における親子のふれあいの充実を推進します |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|-----------|-----|------------|
| 病児保育登録児童数 | 43人 | 50人 |



第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり



第1項 原村の特色を生かした農林業振興

1. 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の利用促進

現状と問題点

- 昭和50年より始まったほ場整備は、平成19年度に11地区の面整備が終了しました。今までに整備された面積は976.6haで、村全体の農地面積1,162haのうち84%は整備済みとなりました。
- 近代化施設は、懸案であったセルリーの集出荷施設を整備し、効率的な集出荷が可能となりました。

めざす姿

- 未舗装の農道整備と用排水路、畑かんなどの農業用施設の維持管理を、補助事業の活用と住民協働作業の両面で進めます。
- パイプハウス補助等の農業振興施策により、野菜・花卉等の作柄安定を図ります。また、施設の有効利用、利用拡大のため生産組織の育成も行います。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------------|---|
| ①補助事業を活用した農道舗装と用排水路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●平成22年度から30年度にかけて国・県の補助事業で、村内のほ場整備済地区内の未整備路線を整備します。 ●経年劣化や凍上により破損した水路についても、国・県の補助事業を利用して更新します。 |
| ②補助事業の活用と住民協働の両面での、農業用施設の維持管理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●野菜・花卉の作柄安定と作期拡大を目的に、補助事業を拡充してパイプハウスの整備を進めます。 ●畑かん施設については、受益者で組織した管理組合により維持管理を進めます。 |
| ③農業近代化施設の利用拡大の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画的な生産体制と施設の利用拡大を図るために、担い手農家への農地集積と農業生産の効率化を推進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------|-----|------------------------|
| 農道舗装 | — | 2,000m (平成28年からの累計) |

2. 農用地の保全と高度利用

現状と問題点

- 本村の農地の現状は、高齢化による農家戸数の減少により、遊休農地が目立つようになってきています。その一方で、担い手への農地流動化が進み、利用権設定面積は平成16年の199haから、平成26年には205.7haで、遊休農地の増加を防いでいます。
- 水田については、平成12年度より始まった中山間地域等直接支払事業により、耕作放棄防止等の活動、水路農道等の管理活動を行い、農用地の保全を図っています。

めざす姿

- 農業従事者の更なる高齢化が予想されるため、農地流動化事業による中核的担い手農家への農地の利用集積を行い、遊休農地の解消に努めます。
- 農業振興地域整備計画に基づいて、優良農地の積極的な保全に努めます。
- 増加しつつある有害鳥獣による被害を防止するため、有効な防止策を検討、実施します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---|--|
| ①農地の流動化事業による、中核的担い手農家への農地の利用集積と、遊休農地の解消促進 | ●80a以上の経営農家に流動化補助を行い、農地の集積を行います。 |
| ②中山間地域直接支払制度利用による農用地の保全 | ●地域で遊休農地の増加を防止します。(平成22年度よりサポート体制構築) |
| ③農業振興地域整備事業に基づく優良農地の積極的な保全の推進 | ●農振除外について審議し、優良農地の保全を図ります。 |
| ④市民農園・観光農園・農業体験による遊休農地の利用促進 | ●市民農園の利用者増加に応えるため、今後も遊休農地を市民農園として活用します。 |
| ⑤多面的機能支払による農地の保全と環境保全 | ●共同作業と施設の長寿命化による農地の保全と減肥減農薬による自然環境の向上をめざします。 |
| ⑥有害鳥獣被害防止対策の実施 | ●地域や個人が設置する有害鳥獣被害防止柵に対して支援します。 ●有害鳥獣の個体数調整を猟友会に委託して実施します。 |
| ⑦農業制度資金利子補給及び利子助成事業 | ●認定農業者※を中心に、担い手農家の施設整備、農地の確保等に要した借入金に係る利子補給を行い、農地の集積、高度利用を推進します。 |

※認定農業者…農業経営のプロを目指す農業者自らが、経営の一層のステップアップを図るため、農業経営の目標となる農業経営改善計画を立て、市町村が基本構想により地域における担い手として認定した農業者。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------|---------|------------|
| 農地流動化の促進 | 205.7ha | 250ha |

3. 農畜産物の振興(重点施策)

現状と問題点

- 本村は、高原野菜や花卉類の生産を中心に米、畜産、きのこ類の生産が行われています。平成26年の粗生産額は約45億円、部門別構成比は野菜が最も高く74%を占め、次いで花卉が15%、以下、米、畜産、きのこの順に続いています。近年、稲の作付面積が減少する一方で、休耕田を利用しセルリーを中心とした高原野菜の作付けが増加しています。本村は、関東、関西の都市圏から高速道路で数時間という有利な立地条件により、都市圏への野菜類の供給基地として発展を続けてきました。
 - 安全・安心な農産物の生産、野菜花卉作期の拡大、高温障害対策等を行い農業生産安定性の向上が求められています。
- 1) 野菜については、現在、夏場の生産量日本一を誇るセルリーのほか、パセリ、ブロッコリー、キャベツ、ほうれんそう、ハクサイ、カリフラワー、スイートコーン、レタスなど、多品目の栽培が行われています。近年の厳しい農薬の使用基準や消費者の食の安全に対する意識の高まりなどから、今後は安心して安全な農産物生産への取組みがいっそう求められています。本村の主力農産物であるセルリーについては、連作障害や病害虫に強く食味の優れた新品種の研究が望まれています。
 - 2) 水稲については、あきたこまちが主力品種となっておりますが、生産量は減少しています。あきたこまちは、その年の天候によって収量が大きく左右されます。また、農家の高齢化、休耕田の増加、米価の関税の見直しなどが予想され、米価上昇も期待できません。
 - 3) 花卉類については、スターチスを中心にトルコギキョウ、きく、カーネーション、アネモネ、デルフィニューム、カスミソウ、鉢物のシクラメンやベコニアなどが栽培されています。
 - 4) 本村の家畜農家数は八ヶ岳農業実践大学校を含め3件となっておりますが、畜産農家は、年々減少していく傾向にあります。
 - 5) きのこと類については、3件の農家がえのきを栽培しています。
 - 6) 果樹についてはブルーベリー・ラズベリーなどの栽培が行なわれており、近年の温暖化に伴いワイン葡萄の栽培も期待されています。

第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり

めざす姿

- 総合的には、TPP※による農産物輸入問題が本村の農業に与える影響について、国や県の対策を見極めながら迅速な対策を図ります。
- 安全・安心な農産物の生産や地域の環境・気象に強い、土壌の特性に応じた強い作物を生産し農業生産の安定性を確保します。

※TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)…「Trans-Pacific Partnership」の略称で、環太平洋諸国が締結を目標して交渉を行う広域的な経済連携協定のこと。

1) 野菜

セルリーについては、生産過剰による価格の下落を防止するため、作期の拡大や消費拡大のためのPRを図ります。また、ブロッコリーなど、主力農産物を補完する新しい作物の開発や栽培技術の定着等を進め、安定的な農産物の生産を行い、土壌診断や残留農薬検査等を自主的に行い、「安心・安全」な原村ブランドの確立をめざします。さらに、ほ場への負荷の軽減や、河川や諏訪湖の富栄養化※の防止等、環境面に配慮した減肥栽培技術を確立します。

※富栄養化…湖沼など水が溜まるところで、窒素やリンなどの濃度が高まった結果、それらを好む植物プランクトンなどの生物が異常増殖を起こす現象。赤潮やアオコの発生などを指す。

2) 水稲

食味が良く気象災害に強い新品種の栽培を促進します。また、農地の貸し借りなど、流動化を図り、担い手農家への農地の集積を行うことや、集落営農を推進することにより、生産性の向上を図ります。

3) 花卉

消費者の嗜好性には流行があり、消費マインドに合った、高品質で採算性の高い新品種の開発を支援します。

4) 畜産

経営規模の拡大等により、生産性を高めていく必要があります。また、野菜生産農家にとっては、地力増進のため良質な堆肥の確保は不可欠であり、堆肥センターなどを有効に利用して農家に堆肥を供給し、化学肥料の使用を抑えた、高品質で安全な野菜類の生産に役立てていくことが望まれます。

5) きのこと

菌茸培養センターの利用を促進するとともに、経営の合理化を図り、きのこの消費拡大に努めます。

6) 果 樹

ブルーベリー・ラズベリーの生産を高めワイン葡萄の栽培も進めていきます。

第1項 原村の特色を生かした農林業振興

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------|---|
| ①野菜 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土壌検査に基づいた適正な施肥指導による、化学肥料の使用量を抑えた環境保全型農業を推進します。 ● 消費者の嗜好に合った新しい作物の研究による、安定した農業経営を推進します。 ● 安全で美味しい野菜の生産拡大と野菜のブランド化の推進、消費拡大のPRによる価格の安定化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減肥栽培の促進と販売促進活動。 |
| ②水稲 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者ニーズに対応した安全で良質な米づくりを促進します。 ● 県農事試験場原村試験地と連携し、本村の気候に適合した食味が良く気象災害に強い新品種の栽培を促進します。 ● 米価の維持と自給力向上のために、生産調整を実施するとともに、新規需要米の生産に取り組めます。 |
| ③花卉・鉢花 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な花卉の生産技術の普及改良による産地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 花卉流通対策事業による品質維持を図ります。 ● 信州諏訪農業協同組合との協力による、消費者の嗜好に合った、高品質で採算性の高い新品種の研究・開発を進めます。 ● 鉢花の生産向上に取り組めます。 |
| ④畜産 | <ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥センターを利用した、循環型農業をめざします。 |
| ⑤きのこ | <ul style="list-style-type: none"> ● 菌茸培養センターの利用促進と、経営の合理化の推進及び、きのこの消費拡大を図ります。 |
| ⑥果樹 | <ul style="list-style-type: none"> ● ブルーベリー、ラズベリー、ワイン用葡萄等の栽培と農産加工品の研究開発を進め、農業の6次産業化*を図ります。 |
| ⑦安全で安心な農産物生産の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業改良普及センターや信州諏訪農業協同組合と連携し、土づくりや50%減肥・低農薬栽培を実施します。 ● 安全安心という付加価値を付けた販売を行います。 |
| ⑧農作物安値対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業経営の安定と市場への安定供給による有利販売を行います。 |
| ⑨野菜花卉作期拡大事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気候や天候に左右されない安定した野菜・花卉の栽培と品質向上、作期拡大により、農業経営の安定を図ります。 |
| ⑩有機栽培産地確立事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 村内で生産された有機堆肥の使用を促進し、環境に配慮した農業経営を推進します。 |
| ⑪高温障害対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 夏場の暑さを和らげるため、遮光シートの設置を普及します。 |
| ⑫減肥栽培普及促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 化学肥料の使用を30%以上削減や減肥農法などの取組みを支援します。 |
| ⑬食の安全安心対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 残留農薬検査や農薬の適正使用に関する指導による、消費者ニーズに応じた、安心安全で、特色ある野菜栽培の推進をします。 |

*6次産業化… 農業や水産業などの第1次産業が食品加工(第2次産業)や流通販売(第3次産業)にも業務展開すること。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|----------|--------|------------|
| セルリーの出荷数 | 78万ケース | 78万ケース |

4. 農業後継者の確保・育成と支援(重点施策)

現状と問題点

- 本村の農業従事者は昭和60年の4,765人から平成22年は1,683人に減少しています。
- 65歳以上の農業従事者は、昭和60年の884人から、平成22年には628人に減少しています。また、新規就農者は、平成22年2人、平成23年3人、平成24年4人、平成25年2人、平成26年8人と、5年間で19人の増であります。
- 農業従事者の高齢化とともに後継者がいない農家も多く、今後、耕作されない農地や利用されない農機具等が生じると懸念されます。
- 認定農業者は現在117名（内農業法人7、女性4）となっています。近年、農業者の高齢化により未更新が増え、平成12年の152人から35人減少しています。農業後継者の中核となる認定農業者は、農業経営改善計画の認定を受けた意欲ある農業者です。
- 農業労働者災害共済については、原村独自の農業者を対象にした補償制度であり、農作業事故による災害を受けた加入者に見舞金の支払いなどを行っています。

めざす姿

- 農作業アルバイトの雇用促進、家族経営協定[※]の締結による労働環境の改善、経営の安定化を図り、魅力ある農業を展開するとともに、新規就業者を確保し、農業後継者を育成します。
- 信州諏訪農業協同組合(茅野市・原村・富士見地区)農業経営改善支援センターと連携し、認定農業者の育成拡大に努め、次のステップである担い手農家、集落営農化をめざします。
- 農業者が安心して農作業を行うことができるよう農業労働者災害共済の充実を図り、農作業事故の防止を啓発します。
- 耕作されない農地や利用されていない農機具の把握に努め、就農支援や農業経営支援のための貸借制度を創設し利活用を図ります。

※家族経営協定…農業経営を担っている家族で結ぶ協定。経営計画、役割分担、収益分配、就業条件及び将来の経営移譲などが盛り込まれている。

第1項 原村の特色を生かした農林業振興

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------------|---|
| ①労働環境の改善と農業経営の安定化の促進 | ●農作業アルバイトの雇用促進等により、労働力を確保し労働環境を改善します。 |
| ②農業後継者の育成支援と新規参入者の受入れ体制の整備促進 | ●農業改良普及センターと連携し、農業後継者・新規就農者支援事業を展開します。 |
| ③認定農業者の育成拡大と、担い手農家、集落営農へのステップアップ | ●信州諏訪農業経営改善センターと連携し、認定農業者の育成を図ります。 |
| ④高齢者や小規模農家が生きがいを持って継続できる農業の推進 | ●高齢者や小規模農家が生きがいを持って農業に取り組めるよう、農作物の付加価値化に取り組めます。 |
| ⑤農業労働災害の防止活動の推進 | ●農業労働者災害共済事業の推進と事故防止の広報を行います。 |
| ⑥青年就農給付金制度の創設 | ●新規就農者（45歳未満）の経営が軌道にのるまで支援します。 |
| ⑦就農支援コーディネーター事業 | ●貸し出し希望のある農地や農機具情報を一元登録し、住居と里親の照会をし、農業経営を支援します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-------------|------|------------|
| 認定農業者の育成と拡大 | 117人 | 150人 |



5. 農業生産組織の育成

現状と問題点

- 本村の農業生産組織は、水稻・そばの受託組合に一本化されました。
- 水稻について見ると、平成 27 年には村全体の作付面積 356.8ha に対し、受託組合による収穫作業は 295.4ha の実績となり、全体の 80%を超えています。
- 受託組合は、近年農家に周知され実績も上がってきています。

めざす姿

- 関係機関と連携して受託組合の活用を促進することにより、生産コストや農作業の軽減、営農の合理化を図るとともに、農業の中核となる若い担い手農家育成のため青年組織の育成、土地の貸し借りなど農地の流動化を推進します。
- 農業者の高齢化が進み、兼業農家の割合が増加している現状に鑑み、機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の実現を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-----------------------------------|--|
| ①農作業受託組合の活用促進による、農作業の軽減と、営農合理化の促進 | ●受託組合、とりわけそばコンバイン管理組合には、そばコンバイン及び乾燥機を貸し付け、刈り取り料の軽減を図ります。 |
| ②集落営農の組織化の推進 | ●機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の組織化を推進します。 |
| ③農業青年組織育成事業 | ●原村赤岳 4H クラブの育成と活動を補助し、農業後継者の育成に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-------------|------|--------------|
| 水田集落営農組織の設置 | 0 団体 | 2 団体 |

6. 地域林業の振興と森林の育成・有効活用

現状と問題点

- 本村の森林面積は総面積の46%に当たる1,974haであります。森林は国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等様々な機能を通じて住民生活に寄与しています。
- 平成25年に原村森林整備計画を策定し計画的かつ長期的な視点に立ち、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備事業を実施しています。

めざす姿

- 現在の針葉樹林から、森林としての多様性や高い公益的機能が期待できる針広混交林（針葉樹と広葉樹が適度に混交した林）へと誘導しながら健全な森林づくりを進めます。
- 森林を守り育てていくために、村、森林組合、森林所有者と連携し森林整備及び森林路網整備を進めます。
- 村有林の間伐を計画的に実施するとともに、間伐材の有効利用を推進します。
- 民有林の間伐を促進します。
- 針広混交林への誘導をはじめ、企業・団体・住民との協働による森林整備を進めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|--|
| ①村有林の計画的な整備 | ●森林施業計画に基づいて、村有林の間伐を実施します。 |
| ②間伐材の有効利用 | ●3.9ペーパー（チップ工場への搬送費を紙の使用者側が支援するシステム）を活用し、間伐材の有効利用を推進します。また、原村生産木材提供事業により、村内の希望者へ間伐材の提供を行います。 |
| ③間伐の普及・啓発 | ●広報等により間伐の必要性を広く周知して、間伐の普及・啓発を図ります。 |
| ④間伐後の手入れ方法の検討 | ●間伐地へ広葉樹を植樹した箇所を検証し、県・森林組合等の助言を頂きながら、今後の手入れ方法の計画を策定します。 |
| ⑤公民協働による村有林整備の推進 | ●森林の里親事業による企業のボランティア活動や、団体等のボランティア活動を受けて村有林整備を推進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|-----|-----------------------|
| 森林整備の推進 | — | 40ha (平成28年からの累計値) |

第2項 観光を中心にした、各産業間の連携

1. 農業と連携した観光振興(重点施策)

現状と問題点

- 観光ニーズも変化してきており、その地域特有の自然の中に身をおいた、自然、文化の体験や、芸術や趣味を楽しむ体験型・滞在型の観光が望まれています。
- 今後、農業と連携した体験型・滞在型の観光を展開することが求められています。住民とのワークショップからも、農家とペンションのオーナー、商工会等と連携し、農業体験、滞在型観光、観光農園等の推進が提案されています。

めざす姿

- 地域の人々とのふれあいなどが実感できるよう、農家やクラフトマン、宿泊施設等との連携を図り体験型・滞在型観光を促進します。
- 的確な観光ニーズに対応する魅力あるメニュー、宿泊事業者と連携した受入れ体制の整備やPR活動・観光イベントの充実を図り、農業と連携し観光振興を推進します。
- ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリー、食用ほうずきの農園は定着してきましたが、農家の協力を得ながら、野菜・花卉等の観光農園も推進します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--|--|
| ①工房や農家等の体験施設のネットワーク化と、体験メニューの提案 | <ul style="list-style-type: none"> ●八ヶ岳自然文化園で実施している手作りネットを核に拡大します。 ●エコツーリズムの推進 |
| ②ペンションなどの宿泊施設や工房、農家等との連携による体験型・滞在型観光の促進、受入れのコーディネート体制の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市住民が宿泊しながら農業体験できるシステムを構築します。 ●観光連盟や商工会、農業者団体と連携し体験コースの受入れ体制を整備します。 |
| ③農作物収穫体験等による新たな観光魅力の付加 | <ul style="list-style-type: none"> ●本村の美味しい野菜を観光資源としてPRし、体験メニューとして楽しむ観光農園を促進します。 |
| ④モデルコースの提案と宣伝活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●遊歩道や体験施設等を連携させたコースを提案し、観光パンフレット、ホームページ、観光イベントなどを活用してPRを実施します。 |
| ⑤地域を挙げてのおもてなしの心の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、有線放送等による広報活動を実施します。 ●案内人、ガイドなどの人材発掘と育成を行います。 ●地域住民等ボランティアによる環境整備維持活動の促進 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|---------|-----|------------|
| 観光農園の整備 | 2か所 | 3か所 |

2. 森林を活用した観光振興

現状と問題点

- 本村の森林は、間伐等の手入れにより再生されてきています。また八ヶ岳の小径を利用した自然散策コース、マレットゴルフ場、自然体験林等として交流やレクリエーション、イベントなどに活用されています。

めざす姿

- 森林整備等を通して森林の持つ環境保全等の機能について体験学習できるプログラムを設け、これを観光資源として団体、学校等の誘客に繋がります。
- 既存の遊歩道等を活用して「八ヶ岳森の小径」を整備 PR し、八ヶ岳観光圏等と連携した活用を図ります。
- 森林スパ効果の宣伝と普及の促進を図ります。
- 大人のアスレチックやツリーハウスなど新しい取組みを検討します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------|--|
| ①森林資源を活用した交流の推進 | ●天竜川の源流の森林整備体験を通して、都市住民や団体、学校、企業等との交流を推進します。 |
| ②森林資源を活用し、環境や健康に配慮した観光の促進 | ●「八ヶ岳森の小径」を活用して、森林スパなどによる環境・健康そして感動に着目した観光を推進します。 ●森林を活用して自然に親しみながら子どもから大人までが楽しめる自然共生型アウトドアパーク(アスレチック施設)の整備について検討します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|-------------|-----|------------|
| 森林を活用した観光振興 | 0か所 | 1か所 |

3. 観光拠点の再生とネットワークの整備（重点施策）

現状と問題点

- 本村の観光資源としては、八ヶ岳中央高原を中心に約1,400人の収容能力持つ60数軒のペンションなどの宿泊施設、八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、もみの湯、樫の木荘等の観光関連施設等の観光施設の整備が行われてきました。また、これらの施設を活用しての住民参画による各種イベントや活動が展開されています。
- 観光客等が本村に訪れてからの案内施設は、たてしな自由農園にある観光案内所となります。本村を訪れていただいた観光客等の受入れ体制をより強化するためには、情報提供・観光資源等のコーディネートがより重要となっています。
- 「日本で最も美しい村」連合に加盟したことを機に地域資源を結び、観光産業の活性化につなげることが期待されています。

めざす姿

- 住民参画による各種イベントや活動がさらに活発化するように施設の改修を進め、自然との共生を目的とした活動として、多くの方々に利用されるよう施設機能の再編を行います。
- 寒さを資源とした新たな観光の活性化を図る事業等を推進します。また、景色や景観を楽しんでもらうことで、健康生活やスローライフ[※]の提案を行うとともに、エコ意識等の特色を出した資源活用を推進します。
- ペンションなどの宿泊施設と八ヶ岳自然文化園及び八ヶ岳中央農業実践大学校等の各種施設とを関連づけた資源の見直しを行い、それぞれの施設が相乗効果を発揮できる活性化をめざします。
- 「日本で最も美しい村」づくりに行政や観光事業者等の関係者、住民が連携して力強い誘客力を持った魅力ある観光地づくりに取組みます。
- 観光と他の産業を結んだ情報のネットワークを構築し、受入れ体制をより強化できる総合案内機能を整備します。
- 観光関連施設及びペンションは、観光客の受入れ施設であり、現在ある施設を活かした新たな魅力ある施設への機能の再生を行い、観光振興を図ります。
- 八ヶ岳自然文化園や樫の木荘とペンションが連携した B&B[※]対応の食事の提供や、宴会等の協力体制を図ります。

※スローライフ…時間に追われる現代社会に対し、ゆったりとした時間の使い方を見直し、人生を楽しもうという考え方。

※B&B…Bed&Breakfast(ベッド アンド ブレックファースト)の略。夕食を提供せず、宿泊と朝食のみを提供するホテルや旅館のこと。イギリスで簡易宿泊施設を意味するBB(Bed and Breakfast)の考え方を取り入れたもの。

第2項 観光を中心にした、各産業間の連携

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---|--|
| ①原村版 DMO [※] の研究 (観光村づくり) (重点施策) | <ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある観光地域づくりのため行政、交通事業者、観光事業者、宿泊事業者、飲食店、商工事業者が連携して観光村づくりを推進します。 ●日本版 DMO の実践を視野に八ヶ岳観光圏や広域連携による地方創生交付金の利用を検討します。 |
| ②地域資源を活用した滞在型モデルコースの提案・PR | ●自然や星空、農業、クラフト体験等を組み合わせた滞在型のモデルコースを提案します。 |
| ③各種施設やイベントなどの連携による活性化推進 | ●ペンションや樫の木荘等の宿泊施設と八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館(八ヶ岳美術館)、もみの湯、八ヶ岳中央農業実践大学校等の観光施設や阿久遺跡等の文化施設、及びそこで行われるイベントなどを相互に連携させ、体験や観光を宿泊に結びつける企画を提案します。 |
| ④観光ガイドの育成 | ●御柱、坂本養川の繰越せぎ、鋳絵、裂き織等の伝統・文化や八ヶ岳山麓の自然等「美しい村」の魅力を広報できる人材を育成します。 |
| ⑤情報ネットワークの構築による総合案内機能の整備やWi-Fi [※] による観光情報発信 | ●関係機関と連携し観光情報の一元化を図り、情報発信の強化を促進します。主要な公共施設へのWi-Fi設置と観光情報発信。 |
| ⑥ホームページなどによる観光情報の発信 | ●観光イベントやモデルコースなどの提案を、適切なタイミングで発信します。 |
| ⑦観光拠点の強化 | ●樫の木荘の建て替に合わせ、観光拠点の強化を図ります。 |
| ⑧魅力的な観光づくりの継続 | ●八ヶ岳自然文化園等を中心とした観光施設や遊歩道の整備を進めます。 |

※DMO…Destination Management/Marketing Organizationの略で、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光戦略など地域が主体となって行う観光まちづくりの推進主体のこと。

※Wi-Fi…無線通信を利用してデータの送受信を行うためのコンピュータネットワークシステムの規格のひとつ。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値(平成32年) |
|---------|----------|------------|
| 観光地利用者数 | 199,400人 | 210,000人 |

第3項 「原村ブランド」を活かした観光振興

1. 農産物の付加価値化(重点施策)

現状と問題点

●加工施設、農産物直売所については、以前より住民からの要望も多く、加工場設置検討委員会を立ち上げ協議を行い、検討しましたが実現しませんでした。

今後、地方創生事業を取り込み本村の農産物を使用しての商品の研究、開発をし、広く住民の意見を聴きながら施設の方向性等について検討していくことが求められています。

めざす姿

●農産加工品の開発、農産物の直売等や、化学肥料、農薬の使用をできるだけ抑えた有機栽培、食味に優れる高品質な農産物の栽培方法の研究を行い、安心、安全で、美味しい野菜を生産することで、本村の野菜のブランド化を図るなど、高付加価値で、収益率の高い農業をめざします。

●農産物の直売所での販売、通信販売等を通じ本村の野菜のイメージアップを図るとともに、地場産品を使った加工施設の整備を検討します。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|-----------------------|---|
| ①農産加工施設の整備検討と6次産業化の推進 | ●農家の冬場の収入確保や農産物の付加価値化、ブランド化のための農産加工施設の整備について検討を進め、農業の6次産業化を推進します。 |
| ②農産物直販所の活用と整備の推進 | ●民間の直売所とタイアップした特色ある農産物の販売及び、農業者団体による直売所の運営とそこに携わる人材の育成を検討します。 |
| ③農産物の販路の拡大 | ●農産物等の通信販売の充実を図ります。 ●地産地消を進めるためにも、諏訪地域のホテルなどに本村の新鮮な農産物を食材として提供します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|-----------|-----|------------|
| 農産物の加工施設数 | 0 | 1か所 |

2. 星・音楽をテーマとした観光ブランド

現状と問題点

- 本村は、空気が澄み、満天の星が見える自然環境を持っています。大自然の中にある八ヶ岳自然文化園を中心に、各種団体、住民による星まつり・星空の映画祭・星空観望会等、星をテーマとした観光イベント、音楽を中心とした音楽会等が開催されています。これらのイベントの継続により、原村はブランド化されつつあります。
- これらは、新たな観光資源となるとともに、本村から全国への文化の発信源ともなっています。

めざす姿

現在行われている、星・音楽に関するイベントなどを支援し、さらに、新たなブランドへの取り組みを進めます。

- 情報提供を積極的に行うとともに、単発的なイベントで終わらせるのではなく宿泊や他の施設・体験に誘導することにより滞留時間を延ばすような取り組みを進めます。
- 八ヶ岳観光圏の八ヶ岳ブランドとしてスターオーシャンの推進と星の案内人の育成を図り、ツアーや宿泊者の星の観望会強化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------------|--|
| ①ホームページや観光キャンペーンなどを活用したPR活動の推進 | ●八ヶ岳自然文化園等で開催されるコンサートや観望会等星に関するイベントをPRします。 |
| ②宿泊や体験・観光施設を組み合わせたモデルコースの提案・PR | ●野外音楽堂での音楽活動や人気のある「星空の映画祭」などを一層PRし、活用します。 |
| ③プラネタリウムの設備や番組の更新 | ●老朽化してきたプラネタリウムの設備を新システムに更新し、新番組を導入します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|--------|------------|
| 星まつり参加者 | 3,805人 | 4,200人 |

第4項 広域連携による観光振興

1. 観光推進体制の充実

現状と問題点

- 行政を含めた観光連盟、商工会によるイルミネーションフェスティバル、まるごと収穫祭に代表されるような観光事業が行われています。
- 市町村の枠を越えた事業展開が必要となっており、観光客の趣向にあった旅行の設定や提供が望まれています。
- 広域的な観光をめざし、諏訪地方観光連盟が組織され統一した宣伝や各種活動を行っています。
- 山梨県側との接点が少なく、県境を境に観光情報が途絶えてしまう状況となっています。

めざす姿

- 市町村の枠を越えた活動とするための受け皿を設置し、観光振興を図ります。
民間の観光産業関係者も巻き込んだ組織として取り組みます。さらに、行政、観光連盟、商工会議所、商工会、民間企業、観光関連事業者等で構成するコンベンションビューロ[※]のような新たな組織の設立を図り、旅行業へのアプローチ[※]だけでなく工業メッセに代表される大規模コンベンション誘致等により、原村及び諏訪地方全体の産業競争力向上に繋がります。
- 八ヶ岳観光圏整備事業や八ヶ岳定住自立圏事業を活用して、滞在型観光につながる持続的な取り組みを促進します。

※コンベンションビューロ…会議、イベントなどを地域に誘致、支援するための組織、団体。

※アプローチ…対象に近づくこと。働きかけること。こちらの要望に応じてもらえるよう働きかけをおこなうこと。



第4項 広域連携による観光振興

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------------|---|
| ①八ヶ岳観光圏を活用しての着地型旅行商品の企画・販売 | ●北杜市・富士見町との広域連携で新たな着地型旅行商品を企画・販売を支援します。 |
| ②メディア*を積極的に活用した観光情報の発信 | ●テレビ、旅行雑誌、フリーペーパーなどの企画に積極的に参加し情報発信に努めます。 |
| ③インバウンド事業*の体制構築及び支援 | ●八ヶ岳観光圏、諏訪地方観光連盟や県と連携し外国人旅行者の誘客を進めます。 |
| ④キャンペーンなどPR活動協力団体の構築の検討 | ●観光キャンペーンなどのPR活動協力者の発掘に努め、ゆるキャラを使用したPR活動を促進します。 |
| ⑤観光連盟・商工会等の活動支援 | ●情報の共有化等連携を密にするとともに、資金の支援を継続します。 |

※メディア…新聞、テレビ、ラジオ、雑誌など、情報を伝えるための媒体、もしくはそれを事業として展開している企業、組織。

※インバウンド事業…外国からの観光客を受け入れる事業。海外から来た観光客に対し、国内の交通機関の確保、宿泊施設の手配などのサービスを提供すること。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------|-----|------------|
| 原村支援による着地型旅行商品の企画・販売 | — | 3商品 |



2. 広域の観光交通利用対策

現状と問題点

- 八ヶ岳観光圏事業で検討している首都圏からの直行便を利用して、八ヶ岳リゾート周遊バスを利用した原村への誘客が望まれています。

めざす姿

- バス会社と利用体制づくりを行い、バス運行を進めます。また、新たな試みとして、首都圏からの直行便や諏訪圏内の観光施設への観光定期バスの運行による観光振興も検討します。
- リニア中央新幹線の山梨停留所からの2次交通を諏訪地域として検討していますが、直行バスの運行により、ペンションなどへの誘客を進め、観光振興の活性化を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|----------------------|---|
| ①首都圏からの直行バス運行の検討 | ●八ヶ岳観光圏事業のなかで、夏期シーズンにおける首都圏から北杜市、富士見町、原村への直行バス運行の可能性を検討します。 |
| ②JR 各駅からのバスのアクセス便の確保 | ●観光圏事業の小淵沢から原村の利用促進を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------|------|------------|
| 八ヶ岳観光圏鉢巻周遊リゾートバス乗降者数 | 927人 | 1,100人 |

第5項 工業振興と企業誘致

1. 企業の支援と育成（重点施策）

現状と問題点

- 本村の工業は、平成25年の工業統計で事業所数17か所、従業者数302人、製造品出荷額は約62億円となり、そのほとんどが零細企業です。これらの企業に対し、原村及び原村商工会等による経営指導、各種融資等を進め、その育成指導に努めています。しかし、一部を除きその生産性は低く、常に経済状況に左右され、経営が安定していない状況です。このため、生産性の向上、経営安定を図る必要があります。
- 工業製品に求められるニーズに対応するためには、高度な技術革新を常に行う必要があります、これに対して適切な助成を図らなければなりません。

めざす姿

- 中小企業の生産性の向上、経営安定を図り、工業製品に求められるニーズに対応するため高度な技術革新を進め、中小企業を活性化し、特に若い世代の人たち就業・雇用の場を増やし、人口定着・移住を促進します。
- 起業者の育成、促進を図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------------|---|
| ①経営基盤の強化と規模拡大への支援 | ●村制度資金や設備投資等に対する助成制度の拡充を図り、経営基盤の強化と規模拡大を支援します。 |
| ②人材育成や技術開発の情報提供及び参加促進の支援 | ●諏訪圏ものづくり推進機構やテクノ財団等と連携し国・県・大学・NPOなど支援機関の研修会情報をホームページなど活用して提供し参加促進します。 |
| ③広域連携の強化による産業活性化支援 | ●NPO諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域6市町村によるSUWAブランド創造事業を展開します。 |
| ④工業技術展等への参加による技術情報の収集及び販路拡大の促進 | ●諏訪圏工業メッセなどの参加、企業ガイド作成等の支援をします。 |
| ⑤産学官連携※事業の支援 | ●事業実施に協力し、ホームページなどを活用し情報を提供します。 |
| ⑥商工会による研修・指導相談体制強化への支援 | ●商工会事業へ協力し、運営への支援も引き続き行います。 |
| ⑦企業創業支援制度の創設 | ●村内で安定した経営を行えるよう、行政・金融・事業者が連携し、法人税優遇措置や設備投資支援、人材・雇用確保支援を行います。就業支援人材確保のための補助 |
| ⑧起業チャレンジ補助金による支援 | ●新規起業者のための補助支援 |

※産学官連携…産業界、大学をはじめとする教育機関、国や地方公共団体などの官が、連携を図り取り組むこと。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|------|-------|------------|
| 事業所数 | 17事業所 | 20事業所 |

2. 優良企業の立地促進（重点施策）

現状と問題点

- 企業誘致については、土地開発公社による諏訪南インター原村工業団地の造成により、現在 8 社が操業しています。
- 企業誘致は、就業・雇用機会が増大し、人口定着・移住に繋がり、所得の向上も図られ地域を活性化し、重要な役割を担っています。

めざす姿

- 豊かな自然環境、中央自動車道諏訪南インターに隣接しているという優位性を強調しながら、県とのタイアップ、商工業振興条例による優遇措置、村内の PR などにより、企業誘致を進めます。
- 大都市圏との交通の近接性、安定している情報通信インフラ、冷涼な環境を活かし、遠隔勤務の企業を誘致し、本村への定住・移住の促進につなげます。

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| ①情報の把握、収集による、優良企業の村内誘致推進 | ●県と連携しホームページなどで情報を発信し、企業の誘致に努めます。 |
| ②原村商工業振興条例による必要な振興措置の実施 | ●立地条件や優遇制度を PR します。 |
| ③大都市圏の遠隔勤務企業（サテライトオフィス※）の誘致 | ●サテライトオフィス事業の展開 ●遠隔勤務企業誘致のための広報・PR 活動を進めます。 |
| ④事務所物件、仲介支援 | ●村の気候、環境に適した産業・企業誘致を視野に村内の空き物件紹介や仲介支援を行います。 |
| ⑤広域連携の強化による産業活性化支援 | ●NPO 諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域 6 市町村による SUWA ブランド創造事業を展開します。 |

※サテライトオフィス…企業等が、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。複数の企業や自治体が提供する共同型のサテライトオフィスもある。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|------|--------|--------------|
| 事業所数 | 17 事業所 | 20 事業所 |

第6項 商業・サービス業の振興

1. 商業経営の近代化・活性化の促進

現状と問題点

- 本村の商業は、平成 24 年経済センサスで商店数 38、従業員数 117 人、年間販売額約 24 億円となっています。
- 消費行動も多目的化・多様化し、近距離の大型店や専門店、通信販売等へ流出している状況にあり、今後もこの状況は進み、ますます商業環境は厳しくなることが予想されます。

めざす姿

- 地域に密着した事業展開、買い物環境や情報提供等により、事業者の自主的な事業展開を促進するとともに、商工会による経営指導を行い、経営の安定を図ります。
- 国・県の各種支援事業等を効率的に活用し、空き店舗対策・駐車場対策・マネジメント対策※等を実施し、商店街や経営の活性化をめざします。
- 事業者の経営マネジメント能力の向上を促進するとともに、商工会を中心としたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

※マネジメント対策…事業経営に関する支援、個々の事業者の経営力を向上させる支援。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------------|---|
| ①商工会による研修・指導・相談体制の強化への支援 | ●事業への連携をするとともに、運営に対する支援を継続します。 |
| ②各種制度資金の活用による経営基盤の安定化 | ●村制度資金では利子補給、保証料補助の実施、投資に対する補助等が使いやすくなるよう検討します。 |
| ③利便性の高い経営形態や特色のある商品開発等経営力向上の促進 | ●県が行う研修会等の情報を提供するとともに、特産品の開発や新商品の開発の支援をします。 |
| ④国・県の活性化支援事業による人材育成等の活性化の促進 | ●国、県が行う研修会等の情報を提供し、参加を支援します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-------|-------|--------------|
| 商業店舗数 | 38 店舗 | 40 店舗 |

2. 他産業との連携による商業の振興（重点施策）

現状と問題点

- 総合計画のワークショップで住民の方々から、「農業を主体とした観光や商業により地域を活性化する」という提言が多く出されました。高原野菜をはじめとする本村の産品等を活用した新しい特産品を販売し、また観光資源として活用し地域を活性化していくことが求められています。

めざす姿

- 経営安定のための販路拡大策として、他産業特に農業との連携による地域特産品等の開発、消費拡大等を図ります。
- 農業や観光産業との連携による相乗効果で、双方の振興を図ります。
- 高原野菜等地元産品を活用した新しい特産品やサービスの掘り起こしを図ります。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------------------|--|
| ①原村産農産物を利用した地域特産品やお土産の研究、商品化の促進 | ●住民参加による特産品・新商品の提案型開発を促進します。 |
| ②地場産品を活用した新メニュー開発への支援とPRの推進 | ●農業者や飲食店、宿泊業者等による地元産の野菜等を活用した新メニューの開発を支援します。 ●新メニューのPRと併せて地場産品の消費拡大を図ります。 |
| ③原村特産品の認定制度を検討 | ●特産品の開発や販売を活性化するための、特産品認定制度を進めます。 |
| ④米粉普及促進消費拡大事業 | ●こめっこクラブによる米粉を使った料理教室の開催や、各種イベントにて試食等展開し、米粉の普及及び消費拡大を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------|-----|------------|
| 地域特産品の開発 | — | 3個 |

第7項 雇用・勤労者対策の推進

1. 雇用対策の充実（重点施策）

現状と問題点

- 村内の事業所数は少なく、従業員数の少ない事業所がほとんどです。多くは、近隣市町の事業所の勤労者となっています。また、勤労者関係の団体の活動が停滞している状況もあります。
- 若い人たちの就業・雇用の機会が少なく、地元の若い人たちが地域外へ流出し戻ってくることや地域外の人たちが流入することも少ない状況です。

めざす姿

- 勤労者の定着化や雇用を促進し、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図ります。
- 長野労働局及び諏訪公共職業安定所等と連携を図り、地域における雇用創造への支援、若年者雇用対策、高齢者の雇用の確保、障がい者の雇用対策・就職支援、就業技術の習得支援等を実施します。
- 勤労者互助会等の組織の充実を図り、福利厚生をより向上します。
- 長野労働局や諏訪公共職業安定所等と連携を図り、新規学卒者や求職者に対して情報の提供や職業訓練等の支援を行います。
- 職業技術を習得する場、機会を創出し、若い世代の地元地域での就職を支援します。



第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------------------|---|
| ①雇用・就職対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●長野労働局・諏訪公共職業安定所と連携して、雇用・就職対策を推進します。 ●就業支援と人材確保のための補助制度を整備します。 |
| ②新規学卒者のための企業ガイダンスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●近隣労務対策協議会と連携して、新規学卒者のための企業ガイダンスの充実を図ります。 |
| ③職業技術の習得と就業の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●諏訪高等職業訓練校等人材育成機関との連携により、職業技術の習得と就業を支援します。 |
| ④勤労者向け融資制度の充実と中小企業労働者の福利厚生向上の支援策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●労働金庫との連携による勤労者向けの低利融資制度を継続実施します。 |
| ⑤雇用や就職のための情報収集や相談窓口設置の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●商工会と連携し村内企業の求人情報の収集に努め、相談体制の充実に努めます。 |

施策の達成指標

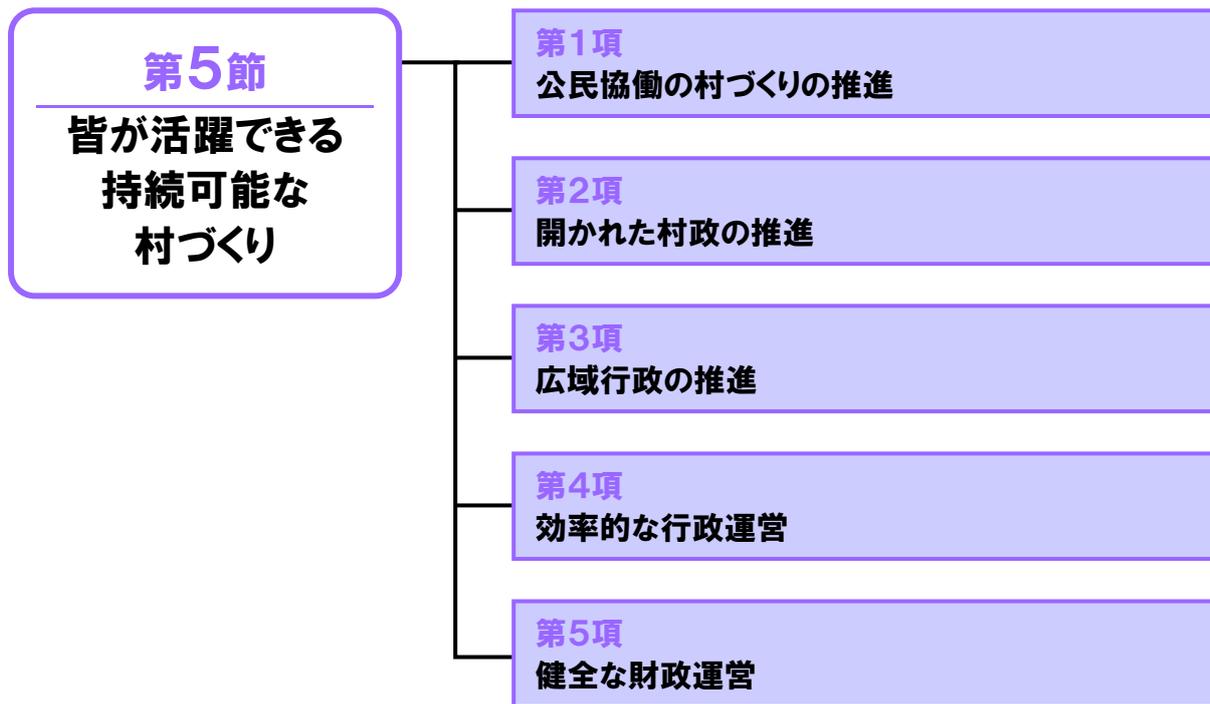
| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------------------------|---------|------------|
| 経済センサス産業従事者数 (農林水産業除く) | 1,994 人 | 2,050 人 |





育てよう やさしい心と思いやり
人権の花運動
長野地方検局・長野県人権擁護委員連合会

第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり



第1項 公民協働の村づくりの推進

1. 住民参画による村づくり

現状と問題点

- 村内では、各地区を単位に道路の雪かきや福祉ボランティア、子どもの育成、環境衛生等の自治活動や祭、運動会等の地域行事等が行われており、もっとも身近な組織として自治組織が地域の実情に応じた活動を行っています。しかし、近年地区活動に参加しない人や、自治組織に加入しない人が増えています。
- 多様化する住民ニーズにより目的ごとに新たなコミュニティが形成され、また、隠れた資源を再発見するため、住む人はもちろん、本村を訪れた人、本村に住みたいと思っている人たちの知恵を求めています。

めざす姿

- 今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は重要度を増しています。自治組織の役割を明確にし地域のコミュニティ活動を円滑に進めるため、集落行動計画策定・推進の支援を行います。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、住民協働の村づくりを推進します。
- NPO 組織やボランティア組織等の自主的活動に向け支援体制を整備します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------------|--|
| ①自治組織への加入支援 | ●転入者に対して、区や自治会への加入を勧め、地区コミュニティ活動への参画を推進します。 |
| ②集落行動計画策定・推進支援（おらほうの村づくり事業補助金） | ●住民が中心となって身近な地域づくりを進めることができるよう、集落行動計画の策定を推進するとともに、地域が主体となって行う事業等に対して支援します。 |
| ③コミュニティ活動の推進と支援 | ●コミュニティ助成金を活用し、地域コミュニティの活発な活動を支援します。 |
| ④住民活動団体等の相談窓口の整備 | ●自主活動やボランティア活動に対しての相談窓口の整備を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------|------|--------------|
| 集落行動計画の策定 | 4 地区 | 9 地区 |

2. 生涯学習を基本とした村づくり

現状と問題点

- 現在活動を行っている専門部会には、「原村体験ツアー」、「村民の森づくり」「子どもたちの場から文化を生み出す」、「よみがえれ、八ヶ岳森林軌道」、「ホテル交流プロジェクト」、「原村の棒道を探り歩く会」などがあります。
- 学習を通じて得た知識や技術を社会に還元したいという住民の意識の高揚と村づくりに向けた参画機会の拡充が課題となっています。

めざす姿

- 多くの住民が生涯学習の村づくりに参加できる体制を整備するとともに、各専門部会が自立した運営ができるよう支援します。
- 生涯学習活動を検証し、村づくりに資する体制を整備します。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------|------------------------------------|
| ①村づくり生涯学習推進体制の充実 | ●村づくり生涯学習のあり方や推進体制を検証し、村づくりを推進します。 |
| ②学習の成果を活かせる機会の提供 | ●各部会の活動状況を広く住民に周知し、参加を促します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|-----|------------|
| 専門部会の育成 | 6団体 | 7団体 |

第2項 開かれた村政の推進

1. 住民との情報共有と適正な運用

現状と問題点

- 村政に関する情報は、広報「はら」やホームページ、有線放送等で提供していますが、住民が求める情報を的確に把握し、わかりやすく提供することが求められています。
- 村の施策等を理解していただくために、住民の求めにより情報を提供する、100を超える村づくり講座を整備しています。
- 住民から、村政に対する意見や提案、要望等を聴く機会として「村長と話し合う日」や「村長への手紙／メール」、パブリックコメント※（意見募集）などを実施しています。
- 村の計画を策定する際は、住民アンケート調査はもとより、住民懇談会やワークショップなどを開催し、ともに考え住民の意見を反映できる機会を設けています。
- 村が保有する情報を公開することで、村政に対する理解を深めていただくとともに、住民の知る権利を保障し、村としての説明責任を果たすことを目的に、公文書公開を実施しています。
- 多種多様な行政情報を求める住民に応えるために、住民が情報を入手しやすくする必要があります。

※パブリックコメント…多様な意見、情報、専門的知識を把握するために、広く一般の意見の提出を求めること。

めざす姿

- 住民参加と協働による村づくりを進めるために、村政に関する情報について住民と共有化を図り、開かれた村政を実現します。
- マイナンバーを含む個人情報の適正な管理・運営を推進するとともに、個人情報に対する職員の意識の向上を図ります。
- 村づくり講座の活用を促すとともに、講座メニューを充実します。



第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|--------------|--|
| ①情報の公開・提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民と行政が村政に関する情報を共有し、協働の村づくりを進めるため、村政情報を積極的に提供します。 ●審議会等の会議記録を公開し、審議過程や経過についての情報提供を進めます。 ●公文書管理を適正に行い、情報の公開に努めます。 |
| ②広報・広聴活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民が求める情報を的確に把握し、広報はらなど様々な媒体を通じてわかりやすく提供します。 ●村長との対話の機会を継続するとともに住民や住民以外の方からも広く意見や要望を聴ける機会を充実します。 |
| ③村づくり講座の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民ニーズに応えられるようメニューの充実を図ります。 |
| ④情報の管理と適正な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ●原村行政情報セキュリティポリシー*の見直しと、情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の作成を行い、適正な管理・運営に努めます。 ●マイナンバー制度運用にかかわる指針等に基づき、個人情報の保護、管理・運用するための規則や体制づくりを行います。 |

※情報セキュリティポリシー…情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方と、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規程。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|-----------|-----|--------------|
| 村づくり講座の開催 | 3 回 | 5 回 |

2. 高度情報化の推進

現状と問題点

- 自治体のホームページは、住民に身近な情報を迅速に提供するとともに、全国、世界中に情報発信が可能な、すぐれた情報媒体です。
- 住民が企画するイベント情報等を積極的に紹介し、住民活動の支援を行うことで、村の活性化にも一定の効果を発揮しています。
- 従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末向けの最適化、SNS*（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供が求められています。
- 本村の有線放送システムは、村からの身近な伝達手段として毎日お知らせする音声告知放送と文字放送があります。
- 災害発生時における住民に向けた情報提供サービスの拡充が求められています。

※SNS…「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介し合っ、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

めざす姿

- 満足度の高い行政サービスの向上に向けてより見やすいホームページに改訂するとともに、従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末対応、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供を図ります。
- 総合行政ネットワーク*サービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告等、さらなる情報サービスの利便性の向上を図ります。
- 災害時における情報提供サービスや、無線 LAN などを用いた情報インフラを検討します。

※総合行政ネットワーク…すべての地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。Local Government Wide Area Network を略してLGWAN(エルジーワン)とも言われている。

第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|-------------------------------|---|
| ①ホームページの更新 (リニューアル) | <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの更新(リニューアル)を行います。 ●最新の行政情報等を発信し、住民サービスの向上を図ります。 |
| ②行政手続きのオンライン化 | <ul style="list-style-type: none"> ●「ながの電子申請」を活用し住民サービスの向上を図ります。 |
| ③SNS を活用した情報発信の 充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報の受け手に応じた情報提供を行い住民サービスの拡充を図ります。 |
| ④災害発生時における住民向け 情報提供サービスの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●インターネット※による緊急情報等の提供について検討します。 |
| ⑤有線放送の加入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●有線放送の充実に努め、より多くの方々に利用していただけるよう加入を促進します。 |

※インターネット…アメリカの国防技術を基に発展した、多数のコンピュータが相互に情報交換できる世界規模のネットワーク。情報をやり取りする方法を標準化し、仕様が異なるコンピュータ同士で情報交換をできるようにした。

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値 (平成 32 年) |
|---------------------|-----------|---------------|
| 村ホームページの閲覧者数 | 261,773 件 | 280,000 件 |
| オンラインによる 手続メニュー数 | 3 件 | 10 件 |
| 有線告知放送への加入 | 1,777 世帯 | 1,866 世帯 |



第3項 広域行政の推進

1. 広域行政による効率化と活性化(重点施策)

現状と問題点

- これまで、諏訪圏域6市町村で「諏訪広域連合」を、また、関係市町村で「諏訪南行政事務組合」、「南諏衛生施設組合」を設立し、事務事業の共同処理等を行っていますが、平成27年7月には、山梨県北杜市、原村、富士見町の3市町村で「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、県境を越えて連携を図っています。
- 道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、住民サービスの向上、地域経済の活性化等、多様な課題に広域的な対応が求められています。
- 住民の生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により更なる地域の活性化が必要となっています。

めざす姿

- 諏訪圏域の活性化を図るため、関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、農業振興、商工業の振興、観光振興、文化施設の整備、広域的な情報ネットワークの構築等を広域的に進めます。
- 少子化による人口減少と高齢化社会を迎えているなかで、八ヶ岳定住自立圏域の市町村が相互に連携と協力を行い、圏域全体の生活機能の強化等に取り組み、安心して暮らせる地域を形成することにより、八ヶ岳圏域の人口の確保と活性化を図ります。
- それぞれの市町村が処理している各種事務のなかで、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。

第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|-------------------------|---|
| ①事務処理の共同化の推進 | ●一部事務組合や広域連合による広域連携を進めることで、より効果的・効率的に実施することが可能な事務・事業を調査研究し、事務処理の共同化を推進します。 |
| ②八ヶ岳定住自立圏による地域の活性化 | ●「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を図り、定住圏内の人口の確保と活性化を図ります。 |
| ③広域的な観光振興の展開 | ●「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」と連携して、八ヶ岳観光圏の観光振興を図ります。 |
| ④諏訪圏域内幹線道路の一体的な整備の促進 | ●諏訪郡市国道 20 号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じて、国道 20 号改修・バイパスの早期建設を働きかけます。 |
| ⑤中央自動車道の渋滞緩和 | ●「中央自動車道渋滞対策促進協議会」と連携して、中央自動車道の渋滞対策の促進を働きかけます。 |
| ⑥リニア中央新幹線開業を見据えた公共交通の研究 | ●リニア中央新幹線開業を見据え、本村と開業予定駅を結ぶ公共交通を研究します。 |
| ⑦中央東線高速化の促進 | ●「中央東線高速化促進期成同盟会」と連携して、中央東線の高速化と利便性の向上を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成 32 年） |
|----------------------|-----|--------------|
| 八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン取組み事業数 | 24 | 30 |



第4項 効率的な行政運営

1. 機能的な組織体制

現状と問題点

- 地方分権、地方創生の推進、多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対して、迅速かつ的確に対応するためには、必要に応じて柔軟な組織の見直しが必要になります。
- 組織機構改革は、限られた職員体制で効率的な業務執行を推進し、住民サービスの維持向上を図るうえで避けて通れない重要な課題であります。
- 職員の能力向上については、「原村人財育成基本方針」に基づき人材の育成に努めていますが、地域の多様なニーズに対応できるような政策形成能力や高い専門性を備えた職員の育成が必要です。

めざす姿

- 関連する業務の窓口が1箇所に集約されるワンストップサービス*の実施等、住民に行政サービスを受ける面でわかりやすく親しみやすい組織とし、住民の利便性の向上が図られる組織の再編を推進します。
- 各課にまたがる課題に対しては横断型のプロジェクトチームによる対応等を図り、縦割り行政の弊害を無くします。
- 課及び職員の削減については、事業は拡大しつつ人員の削減は限界にきていることから、単独事業等の削減について住民の皆さんから意見をお聞きするなかで対応します。

※ワンストップサービス…一つの窓口で、各種行政サービスを受けられるようにする仕組み。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|---------------------|---|
| ①住民の利便性が図られる組織の再編 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対応し、住民サービスの低下を招かないよう柔軟な組織の見直しを進めます。 ● 各課にまたがる課題や緊急時の対応等に課を超えた連携態勢がとれるよう、プロジェクトチームなど横のつながりも強化します。 |
| ②事務処理・意思決定の迅速化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務処理や意思決定が迅速化に行えるよう検討し、できることから実施します。 |
| ③効率的な窓口体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 来庁者の負担軽減となるような窓口体制をめざします。 |
| ④職員能力の向上と柔軟な職員体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人事評価制度の導入や職員研修の充実等により、地域のニーズに対応できる職員を育成します。 ● 専門性を必要とする業務や一時的に増加が見込まれる業務については、任期付き職員等を採用し、柔軟な職員体制を推進します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------|-----|------------|
| プロジェクトチームによる取組 | 未実施 | 実施 |

2. 事務内容の効率化（重点施策）

現状と問題点

- 限られた財源の中、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、事務事業について行政評価システム※により定期的に必要性、効果を検討し、PDCA サイクル※に基づいて3年間のローリング方式※による実施計画の見直しと計画的な実行を行います。また、施策の統合や重点化を図り、従来の経緯にとらわれることなく費用対効果、住民間の公平性の観点から積極的に見直しを進めていきます。

※行政評価システム…行政が取り組んでいる事業やサービスなどを、評価する制度。

※PDCAサイクル…Plan-Do-Check-Action サイクルの略で、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことにより、業務を改善していくこと。

※ローリング方式…毎年、一定の期間をめどとして計画を練り直し、修正を加える方式。社会情勢や住民ニーズの変化などに、柔軟に対応するための方策。

めざす姿

- 身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民と行政との役割分担の見直しや、公民協働の村づくりを進めます。
- 施設の活用については、住民の意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民にとって効率的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度※の活用等により、経費節減だけでなく住民にとって使いやすい業務運営を行います。
- 行財政改革を推進するとともに、行政評価システムの試行を踏まえ、今後、行政評価システムにより進行管理を行い、PDCA サイクルに基づいて実施計画に反映していきます。

※指定管理者制度…平成15年9月の地方自治法改正により可能となった、公の施設の管理を民間の組織に委託する制度。

第4項 効率的な行政運営

具体的な施策

| 取組み | 内 容 |
|------------------|--|
| ①実施計画による事務事業の見直し | ●3年間のローリング方式による実施計画の見直しを毎年行い、時代に即した事務事業を実施します。 |
| ②行政評価の推進 | ●事務事業評価により、事務事業の改善やスクラップアンドビルドを進めるとともに、実施計画事業の見直しや予算編成等に活用します。 ●住民との連携・協働による行政運営の実現、分権時代にふさわしい持続可能な行財政体制の確立を図ります。 |
| ③民間活力の推進 | ●業務のアウトソーシングを図るなど、民間委託を推進します。 ●指定管理者制度の活用により、民間のノウハウを取り入れ、経費の節減を図るとともに、住民サービスの向上を図ります。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|---------|------|------------|
| 行政評価の実施 | 試験導入 | 本運用 |

第5項 健全な財政運営

1. 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進（重点施策）

現状と問題点

- 本村の一般会計における財政状況は過去10年間の歳出決算額の推移をみると、平成16年からの行財政改革プログラムによる歳出削減策の実施により平成20年度までの5年間は歳出削減が図られましたが、平成21年度と26年度で40億円を上回りました。
- 平成26年度決算額において、歳入の61%を地方交付税や国・県支出金、地方譲与税などの依存財源が占め、自主財源^{*}の比率は39%となっています。
- 少子高齢化の進展による社会保障費のほか、公共施設やインフラの更新による経費の増加等により、厳しい財政運営が続くことが予想されますが、自主性・弾力性のある財政運営を推進するために村税を中心とした自主財源の確保による財政基盤の強化を図るとともに、必要性・緊急性等を踏まえ簡素で効率的な行財政運営が必要です。

※自主財源…自らの権限で収入とすることができる財源。村税、使用料及び手数料等をいう。交付税など国を経由する財源は、依存財源と言われている。

めざす姿

- 経常経費の抑制や効率的な財政運営を進めることで、可能な限り政策的経費の捻出に努めます。
- 的確な課税客体の把握と適正な課税に努め、料金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を取りながら、効率的で公平な徴収を行います。
- 使用料・手数料・負担金等の適正な受益者負担を求めます。
- 新たな財源確保に努めます。

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|--------------------------|--|
| ①計画実現に向けた弾力的・効率的な財政運営の展開 | ●総合計画・実施計画、総合戦略に基づいた計画的な実行に努め、弾力的な予算措置と効率的な執行を図ります。 |
| ②公平な徴収と適正な受益者負担 | ●村税等の収納率向上に努めます。 ●適正な料金・負担金等の設定に努めます。 |
| ③ふるさと納税制度の活用 | ●返礼品の拡充、インターネットを活用した収納方法の多様化、申告手続きの軽減を通じてふるさと納税の増収に努めます。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|--------|-------|------------|
| 村税の収納率 | 99.1% | 99%以上 |

2. 財政健全化の取組みの推進

現状と問題点

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)」の全面施行により、自らの責任と判断に基づき必要な対策を適時適切に行うなど、地方財政制度の改革が進められてきました。人口減少・少子高齢化等が今後も進んでいくなかで、自らの財政状況を適確に把握し、継続的に財政健全化の取組を進める必要があります。
- 財政事情を示す目安となる指標として「経常収支比率※」「財政力指数※」「健全化判断比率※」があります。財政の弾力性があるかどうかの目安となる経常収支比率は、平成 16 年度の 86.5% から平成 26 年度は 79.0% に改善しています。また、財政力指数は、平成 14 年度に 0.30 を超え、現在は 0.37 前後で推移しています。一方、健全化判断比率のうちの実質公債費比率は 5.3% と、比較的低い数値となっています。

※経常収支比率…税などの一般財源を、人件費や扶助費(生活保護、老人医療、社会福祉施設措置費等)、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみる数値。財政の健全性を判断する。

※財政力指数…地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表している。普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヶ年平均値。

※健全化判断比率…実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

めざす姿

- 公共施設やインフラの長寿命化や更新については、計画的な実施に努めます。
- 村債は将来負担を考慮して抑制に努めます。
- わかりやすい財政情報の開示に努め、財政運営の透明性を図ります。

第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり

具体的な施策

| 取組み | 内容 |
|------------------------|---|
| ①公共施設等総合管理計画に沿った施設等の更新 | ●公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の長寿命化や更新を計画的に実施し予算の平準化と抑制を図ります。 |
| ②村債の計画的な借入れと公債費負担の抑制 | ●償還額を推計し、バランスを考慮して借入れ、後年度の公債費負担の抑制を図ります。 |
| ③財政情報の提供と財政運営の透明性の確保 | ●新公会計による財務書類を作成します。 ●広報紙やホームページなどを通じて予算・決算、財政分析等の情報をわかりやすく提供します。 |

施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（平成32年） |
|----------------------|------|------------|
| 健全化判断比率 （実質公債費比率） | 5.3% | 10%以下 |



第4部

資料編

1. 策定の経過

| 年月日 | 策定経過 |
|-------------------|-----------------------------|
| 平成 26 年 10 月～11 月 | 住民アンケート調査 |
| 12 月 9 日 | 村長ヒアリング |
| 平成 27 年 2 月 4 日 | 第 1 回原村ワークショップ |
| 2 月 18 日 | 第 2 回原村ワークショップ |
| 2 月 25 日 | 第 3 回原村ワークショップ |
| 3 月 4 日 | 第 4 回原村ワークショップ |
| 3 月 17 日 | 第 5 回原村ワークショップ |
| 6 月～7 月 | 総合戦略策定に関するアンケート調査 |
| 8 月～11 月 | 人口ビジョン及び総合戦略策定作業 |
| 11 月 25 日 | 総合計画策定庁内委員会 |
| 12 月 10・11 日 | 原村庁内各課ヒアリング |
| 12 月 14・15 日 | 原村庁内各課ヒアリング |
| 平成 28 年 1 月 7 日 | 庁内検討部会 |
| 1 月 14 日 | 庁内検討部会 |
| 1 月 21 日 | 庁内検討部会 |
| 2 月 4～18 日 | パブリックコメント |
| 2 月 2 日 | 第 1 回原村総合計画審議会 |
| 2 月 12 日 | 第 2 回原村総合計画審議会 |
| 2 月 19 日 | 第 5 次原村総合計画基本構想（案）について答申 |
| 3 月 15 日 | 原村議会にて第 5 次原村総合計画基本構想について議決 |

2. 原村総合計画審議会

(1)原村総合計画審議会への諮問書

27 原総第 222 号
平成 28 年 2 月 2 日

原村総合計画審議会 会長 様

原村長 五味 武雄

第 5 次原村総合計画基本構想（案）について（諮問）

このたび、第 5 次原村総合計画基本構想を策定するにあたり、原村総合計画審議会
条例第 2 条の規定により審議を求めます。

(2)原村総合計画審議会からの答申書(基本構想)

平成28年2月19日

原村長 五味 武雄 様

原村総合計画審議会
会長 宮坂 早苗

第5次原村総合計画基本構想(案)について(答申)

平成28年2月2日付け27原総第222号で諮問のありました「原村総合計画基本構想(案)」について、下記の意見を添えて答申します。

記

当審議会では、今後10年間の長期ビジョンである原村総合計画基本構想(案)について慎重に審議いたしました。

今後は、速やかに基本計画・実施計画を策定され、原村の将来像「人と自然と文化が息づく美しい村」の実現に向け、努力されることに期待したい。

なお、審議会の意見についても可能な限り配慮されるよう要望する。

- 1 本計画の内容を住民に周知し、住民の理解、住民の声が反映され、住民と行政が一体となって、自立と持続可能な村づくりにむけ努力されたい。
- 2 人口減少への対応は、自治体にとって最重要課題である。子育て・教育環境の整備、医療・福祉サービスの充実、産業の活性化による雇用の創出など、若い世代の定着と流入を図る施策に取り組み、人口減少の抑制に努め、活力ある村づくりを推進されたい。
- 3 原村の貴重な財産である豊かな自然と歴史・文化を守り、次代に継承するとともに、住民と協働しながら、住み続けたい、訪れてみたい、魅力ある「美しい村」づくりに取り組まれたい。
- 4 人口減少による財源の確保が厳しくなるなか、税収の確保、効率的な行政運営に努められたい。
- 5 本計画の推進体制については、設定した数値目標をもとに、定期的に評価を行うとともに、PDCAサイクル(改善するしくみ)を活用し、進捗状況等に応じた改善と見直しを行われたい。
- 6 部局横断的な連携をもって事務・事業に取り組むとともに、職員の意識改革、住民に信頼される職員の育成に努められたい。

(3)原村総合計画審議会委員

| 区 分 | 氏 名 | 所属団体等 |
|----------|--------|---------------|
| 村議会議員 | 宮坂 早苗 | 原村議会 |
| 村議会議員 | 阿部 泰和 | 原村議会 |
| 村議会議員 | 鮫島 和美 | 原村議会 |
| 農業委員会委員 | 森山 栄太郎 | 原村農業委員会 |
| 農業協同組合役員 | 清水 紳市 | 信州諏訪農業協同組合 |
| 商工会役員 | 小平 恒夫 | 原村商工会 |
| 識見を有する者 | 森山 高典 | 原村教育委員会 |
| 識見を有する者 | 五味勇吉 | 原村民生児童委員協議会 |
| 識見を有する者 | 小林 庄三郎 | 原村保健衛生自治推進協議会 |
| 公募による者 | 池 律子 | |
| 公募による者 | 小倉 佳美 | |
| 公募による者 | 東山 眞理子 | |

3. 用語説明

数字・アルファベット

3R

Reduce, Reuse, Recycleの3つのR。ゴミの排出量を削減する（Reduce）、使えるものを再使用する（Reuse）、資源として再度使用できるものを再資源化する（Recycle）こと。

6次産業化

農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）や流通販売（第3次産業）にも業務展開すること。

18歳まで

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

ALT

外国語指導助手。

B&B

Bed & Breakfast（ベッド アンド ブレックファースト）の略。夕食を提供せず、宿泊と朝食のみを提供するホテルや旅館のこと。イギリスで簡易宿泊施設を意味するB B（Bed and Breakfast）の考え方を取り入れたもの。

DMO

Destination Management/Marketing Organization の略で、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光戦略など地域が主体となって行う観光まちづくりの推進主体のこと。

NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

PDCAサイクル

Plan-Do-Check-Actionサイクルの略で、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返しながら改善していくこと。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介し合っ、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

T・T

複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

T・T 制

Team Teaching の略。学級担当教員が進める授業にチームを組む他の教員が入り、習熟度などに合わせて担当教員を助力しつつ行なう授業の形態。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）

「Trans-Pacific Partnership」の略称で、環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のこと。

VP 管

硬質塩化ビニル管のこと。

Wi-Fi

無線通信を利用してデータの送受信を行うためのコンピュータネットワークシステムの規格のひとつ。

あ行

アプローチ

対象に近づくこと。働きかけること。こちらの要望に応じてもらえるよう働きかけをおこなうこと。

インターネット

アメリカの国防技術を基に発展した、多数のコンピュータが相互に情報交換できる世界規模のネットワーク。情報をやり取りする方法を標準化し、仕様が異なるコンピュータ同士で情報交換をできるようにした。

インバウンド

外国人観光客を誘致すること。

インバウンド事業

外国からの観光客を受け入れる事業。海外から来た観光客に対し、国内の交通機関の確保、宿泊施設の手配などのサービスを提供すること。

エコロジー機能

人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方、環境対策のこと。そうした仕組み、働きを備えること。

鉛管

鉄管などと比べ腐食しにくく、曲げるなどの加工がしやすかったために使用されていた、鉛による管。

おらほうの村づくり事業

住民と行政が一体となった「むらづくり」を推進するため、自分たちの住む地域の環境を自分たちの手で自主的、自発的に整備する活動に対する補助制度のこと。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（CO₂、フロンガス、メタンガス等）の総称。

か行

核家族化

親と子どもの2世代による家族構成の家庭。

家族経営協定

農業経営を担っている家族で結ぶ協定。経営計画、役割分担、収益分配、就業条件及び将来の経営移譲などが盛り込まれている。

学校評議員

法令上、学校組織の一部として位置づけられ、学校の相談役として校長の求めに応じて意見を述べたり助言を行なう委員。

環境型農業

土づくりを行ない、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境にやさしい農業を展開すること。

環境ホルモン

生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。

行政評価システム

行政が取り組んでいる事業やサービスなどを、評価する制度。

クラフトマン

伝統技術や工芸の技術を持った職人のこと。工芸家。

景観計画

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた計画。

景観法

都市及び農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために制定された法律。一定の強制力を持つ。景観行政団体が、景観行政を推進する。市町村は都道府県知事との協議により、景観行政団体となることができる。

経常収支比率

税などの一般財源を、人件費や扶助費（生活保護、老人医療、社会福祉施設措置費等）、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみる数値。財政の健全性を判断する。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

建築協定

良好な景観や環境を保全するため、住民全員の合意により協定区域を定め、建築方法などに一定の制限を設ける協定。

公民協働

行政と住民が協力して村づくりを進めていくこと。住民にできることは住民同士で取り組み、住民だけではできないことを行政が協力し、その解決を図ること。

コーディネーター

物事の調整、まとめ役をする人。

コーディネート

資源や商品などを組み合わせ、調和をとれたものとする。看板や家屋のデザイン、色彩などについて、景観に配慮した組み合わせを考えること。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計

将来の人口を都道府県別・市区町村別に求めることを目的とし、平成22(2010)年の国勢調査を基に、平成52(2040)年10月1日までの30年間(5年ごと)について推計したもの。

鏝絵(こてえ)

左官職人が壁を塗る「こて」を使い、漆喰を使って作られた浮き彫りの絵のこと。村内の土蔵などに飾られています。

コンベンションビューロ

会議、イベントなどを地域に誘致、支援するための組織、団体。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱等を指す。

財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表している。普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヶ年平均値。

在宅ケア

寝たきり老人・長期療養患者・心身障がい者等に対して、在宅において、医療・福祉・介護等のサービスを提供すること。

サテライトオフィス

企業等が、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。複数の企業や自治体を提供する共同型のサテライトオフィスもある。

産学官連携

産業界、大学をはじめとする教育機関、国や地方公共団体などの官が、連携を図り取り組むこと。

シェアハウス

ひとつの住居を複数人で共有すること。

自主財源

自らの権限で収入とすることができる財源。村税、使用料及び手数料等をいう。交付税など国を経由する財源は、依存財源と言われている。

自然エネルギー

太陽光発電や風力発電など、自然から生み出されるエネルギーのことであり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、化石燃料由来のエネルギーと比べ、クリーンなエネルギー。

持続可能な社会

地球の自然環境を保全し、資源を枯渇させることなく社会生活が持続できるようになった社会。

指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法改正により可能となった、公の施設の管理を民間の組織に委託する制度。

循環型社会

ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減された社会。

食育

食の大切さや正しい知識を学び、自分で考え、健全で豊かな食生活を送れるようにするための教え。

消費生活

人が生活を行っていく中で、商品やサービスを購入してそれを消費するという部分のこと。

情報セキュリティポリシー

情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方と、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規程。

新エネルギー

新エネルギー法（新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法）において定義され、同法に基づき政令で指定されたエネルギーのこと。バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電等が指定されている。

ストーリー性

構成する部分部分が関連性を持ち、それぞれに意味を持って物語のように展開されていること。

スローライフ

時間に追われる現代社会に対し、ゆったりとした時間の使い方を見直し、人生を楽しもうという考え方。

生態系

地域に住むあらゆる動植物が関連し、バランスを保ちながら生きている状態。

生分解性マルチ

土中の微生物などにより、自然に分解するプラスチック素材を使用した農業資材。

総合行政ネットワーク

すべての地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。Local Government Wide Area Network を略して L G W A N（エルジーワン）とも言われている。

た行

ダイオキシン

毒性が強く分解されにくい有機塩素化合物。主に低温でのごみの焼却で発生し、皮膚や内蔵障害を起こし、催奇形性・発癌性があるものも少なくない。

地域包括支援センター

介護予防をはじめ、医療、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して総合的に対応できるよう、支援体制を整えた機関。

地球温暖化

地球全体の年平均の気温が、長期的に上昇する現象。このことにより、気候が変動し乾燥化や砂漠化する地域が拡大する、動植物の生態系が変化し、種が絶滅する、海面の上昇により水没する地域が出るなど、地球規模の変動が引き起こされる。

デイサービス

要介護状態または要介護支援状態にある高齢者、障がい者に対し、入浴、食事及び介護などのサービスを、施設に行き帰り提供すること。

トータルコーディネート

全体を考え、色やデザインなどを組み合わせること。

特定外来植物

特定外来生物法律により、日本国外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものと指定された植物のこと。

な行

生ごみの自家処理

食材や食べ物による生ごみを家庭や事業所などで堆肥化し、ごみとして排出しないこと。

「日本で最も美しい村」連合

NPO法人「日本で最も美しい村」連合。「フランスの最も美しい村」運動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動をする団体のこと。

ニュースポーツ

今までのスポーツ競技の道具やルールを簡単にし、初心者でも気軽にできるようにしたスポーツの総称。ソフトバレーボール、ターゲットバードゴルフなどがある。

認知症

主に脳の疾患を原因として、記憶力低下等の障害が起こり、生活上の支障が起きるため支援を必要とする病気。

認定農業者

農業経営のプロを目指す農業者自らが、経営の一層のステップアップを図るため、農業経営の目標となる農業経営改善計画を立て、市町村が基本構想により地域における担い手として認定した農業者。

は行

バイオマス

植物などから得られる生物資源。化石燃料と異なり、再生産が容易な資源。

パブリックコメント

多様な意見、情報、専門的知識を把握するために、広く一般の意見の提出を求めること。

原村人口ビジョン

人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの。「原村地域創生総合戦略」の基礎となるもの。

原村地域創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づいて、人口や雇用、経済対策等に取り組むための戦略策定が努力義務として位置づけられたもの。原村独自の政策及び施策を盛り込んで作成した5か年計画。

バリアフリー

高齢者や障がい者に配慮し、段差や仕切りをなくすなど、施設の安全性、利便性を高めること。

ビオトープ

通常の生活や活動がなされている建物や公園、農地などに、その地域に本来ある生態系を保全、復元した施設。

富栄養化

湖沼など水が溜まる場所で、窒素やリンなどの濃度が高まった結果、それらを好む植物プランクトンなどの生物が異常増殖を起こす現象。赤潮やアオコの発生などを指す。

ブラッシュアップ

みがき上げること。一段と優れたものにする事。

ブランド

消費者やユーザーなどから一定の評価を得ている商標や名称。その商標や名称などにより、安心感や価格、サービスへの信頼感、または高品質感を与えることができること。

ホームページ

インターネット上に開設された情報を発信する場。文字だけでなく画像や映像なども表示することができる。あらゆるコンピュータで表示することができるよう統一された方法で作成されている。

ホームヘルプサービス

日常生活に必要な掃除、洗濯、買い物、調理などの家事から、清拭、オムツ交換、食事介助などの身体介護にいたる、障がい者が在宅生活で必要となる援助。

補装具

盲人安全つえ、車いす、歩行器など、身体の障害を補うための用具や機器。

ま行

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展への対応、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、地方で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、総合的かつ計画的に取り組むための法律。

マネジメント対策

事業経営に関する支援、個々の事業者の経営力を向上させる支援。

メディア

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌など、情報を伝えるための媒体、もしくはそれを事業として展開している企業、組織。

ら行

ライフスタイル

個人や集団の生き方、暮らし方。単なる生活様式ではなく、それぞれの考え方や信念に基づいたもの。

ライフステージ

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老人期等、人の一生を身体的、精神的な発達の段階に応じて区分した各段階。

ライフライン

水道、ガス、電気など生活に不可欠な供給路のこと。

| | |
|--------|-----|
| 序論 | 第1章 |
| | 第2章 |
| 基本構想 | 第1章 |
| | 第2章 |
| | 第3章 |
| | 第4章 |
| | 第5章 |
| 前期基本計画 | 第1節 |
| | 第2節 |
| | 第3節 |
| | 第4節 |
| | 第5節 |
| 資料編 | |

リスク

危険、損害。

療育

心身障がい児に、今できることの機能を最大限に引き伸ばしたり、新たにできることを見つけ出すことで、心身の発達を促すこと。

レファレンス（調査・相談）

図書に関する情報を求めている利用者に対し、より速く、より適切な情報が得られるよう、直接手助けをすること。

ローリング方式

毎年、一定の期間をめぐりとして計画を練り直し、修正を加える方式。社会情勢や住民ニーズの変化などに、柔軟に対応するための方策。

わ行

ワンストップサービス

一つの窓口で、各種行政サービスを受けられるようにする仕組み。

第5次原村総合計画

発行：原村役場

〒391-0192

長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

電話：0266-79-2111（代）

URL：<http://www.vill.hara.nagano.jp/>

